

Ⅲ. キャパシティ・ビルディング活動

Ⅲ. キャパシティ・ビルディング活動

1. 協カプログラムの全体像

(1) 開始段階

協カプログラムは、2002年12月にTAチームから成るインセプション・ミッションを現地に派遣することから開始した。詳細なニーズとその背景を把握すべく、各コンポーネントのカウンターパートとの間で集中的な協議を行なった。インセプション・ミッションの結果は、2003年2月にTAチームによって、プログラム活動実施の基盤となるワークプランとしてまとめられた。情報共有システムを担当するサブ・チーム(コンポーネント1)は、WTO関連の情報伝達の現状を確認するために直ちにインタビューとアンケート調査を開始した。2003年3月には、日本の学識者と政府担当官を招いて「キックオフ・セミナー」を開催し、全ての関係カウンターパートおよび一般聴衆に対してプログラムの開始を知らせるとともに日本の経験の共有を図った。

(2) 実施段階

TAチームは2003年5月に第二次調査を実施し、各カウンターパートが直面する問題点を把握した。これは、最終提言のための基礎情報を収集するとともに、以降実施するセミナーやワークショップの内容を微調整することが目的であった。セミナーおよびワークショップは2003年6月から2004年1月にかけて、農業/SPS(2003年8月)、GATS(2003年6月・11月、2004年1月)、SG/AD(2003年7月)、TBT(2003年8月・12月)のように実施された。講師陣は日本(政府および非政府)、米国および欧州から、ワークショップ/セミナーに対するニーズとこれに資する講師の適性に応じて招聘された。講師および参加者の総数は図表Ⅲ-1-2-1およびⅢ-1-2-2に掲載されている。

図表Ⅲ-1-2-1：講師内訳

日本政府専門家	7
日本学識者	2
日本民間専門家	1
第三国専門家	4
フィリピン専門家	3
計	17

図表 III-1-2-2 : セミナー／ワークショップ参加者数

セミナー／ワークショップ	年月	日数	参加者数
キックオフ・セミナー	2003. 3	1	134
農業／SPS	2003. 8	3	96
GATS(1)	2003. 6	3	118
GATS(2)	2003.11	2	100
GATS(3)	2004. 1	5	210
SG/AD	2003. 7	4	45
TBT(1)	2003. 8	2	33
TBT(2)	2003.11	2	37
ラップアップ・セミナー	2004. 2	1	83
計		23	856

セミナー／ワークショップの実施以外に、いくつかのコンポーネントでは特定のセクターの現状と問題点に関する分析調査を実施し、また情報共有システムの開発を行った。これらについては、図表 III-1-2-3 に示されているとおり現地企業に再委託を行った。

図表 III-1-2-3 : 再委託調査／開発一覧

コンポーネント	内容
情報システム	情報共有システム開発
GATS	観光産業に関する比較調査
GATS	海上輸送に関する比較調査
SG/AD	SG/AD の法・組織制度および事例調査

(3) 終了段階

プログラムの最終段階として、下記二つの会合を実施した。

- (a) 最終報告書案協議のためのラップアップ協議：2004 年 2 月
- (b) 情報共有システム納品：2004 年 2 月

ラップアップ協議においては、TA チームが準備した提言案が協議され、その結果が本最終報告書に反映されている。情報共有システムの納品は、カウンターパート機関自身によるシステムの運用・維持を確認する役割を果たした。

実施したプログラムの概要と狙いを図表 III-1-3-1 にまとめている。

図表 III-1-3-1 : キャパシティ・ビルディング活動の全体概要

コンポネント	カウンターパート	実施したプログラム	プログラムの狙い
省庁間情報共有	BITR-DTI	2003.8: パイロットシステムの基本設計提示 2003.9: パイロットシステム・α版開発 2003.12: パイロットシステム・β版開発 (パイロットシステム最終版と運営管理マニュアルは 2004 年 2 月に納品予定)	単なる技術的なシステム開発ではなく、業務フロー分析からのカウンターパートとの共同作業を通して開発過程段階から情報共有化を中核とした組織体制強化活動に資する取組みとする。導入段階では、活用利便性がユーザーサイドに理解され、速やかに利用が促進されることで組織体制強化につながることに重点を置く。
農業/SPS	DA	2003.8: 農業/SPS の全般知識に関する 3 日間のセミナー 講師: 我が国農水省および民間専門家 共催: DA	一過的研修機会としてのみのワークショップの開催ではなく、企画・組成段階から、プロセスノウハウの移転、協定実施能力向上自体に係る人材育成及び組織体制の強化を図るとともに、今後、本実績が、自助努力によるキャパシティ・ビルディング活動継続ための端緒となる支援に重点を置いた。
GATS	NEDA DOT, DOTC, PRC, DOE, DENR	2003.6: 1)GATS の一般理解 2)観光 3)運輸セクターに関する 3 日間のワークショップ 講師: 欧州専門家(元 WTO 事務局サービス部長) 共催: NEDA, DOT, DOTC 2003.11: 1) 専門サービス 2) 環境およびエネルギーに関する 1 日×2 回のワークショップ 講師: 欧州専門家(元 WTO 事務局サービス部長) 共催: NEDA, PRC, DOE, DENR 2004.1: GATS 一般理解向上のための 1 日セミナー、GATS 規則の技術セッション(2 日間)、調査報告(観光および運輸)セッション(半日×2 回) 講師: WTO 事務局職員、欧州専門家(元 WTO 事務局サービス部長), TA チーム・メンバー 共催: NEDA, DOTC, COT	
SG/AD	BIS-DTI 関税委員会	2003.7: SG/AD の技術的イシューおよび組織/制度キャパシティ向上のための 4 日間ワークショップ 講師: 欧米法律専門家、我が国学識者、現地法律専門家 共催: BIS-DTI	

TBT	BPS-DTI	<p>2003.8: 1)TBT 協定の権利および義務 2)同協定の履行 3)TBT 委員会における現在トピックスに関する 2 日間ワークショップ 講師: 我が国 METI, BPS-DTI, TA チーム・メンバー 共催: BPS-DTI</p> <p>2003.12: 1)TBT 協定の理解促進 2)MRAs 3) TBT 委員会における現在の議論に関する 2 日間ワークショップ 講師: 我が国 METI, BPS-DTI, TA チーム・メンバー 共催: BPS-DTI</p>	
アクション プラン	BITR-DTI	<p>2003.3: キックオフ・セミナー 2004.2: ラップアップ・セミナー</p>	<p>フィリピン政府自身による自律的キャパシティ・ビルディング活動のためのアクションプランを「人材」「組織・制度」「情報」の観点から作成し提示。</p>

2. 現地における活動

2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポーネント 1》

コンポーネント 1 に係る支援においては、フィリピン政府内での WTO 関連情報（WTO 情報及び関連国内法制度等）の共有化及び一連の取組みを通じた、WTO 協定義務履行のための組織体制構築が最終目標である。特に、組織体制強化の中核となる情報共有化を側面的に支援すべく、WTO 協定義務履行及び政府関係省庁間の調整において一義的な責任を負っている貿易産業省内の BITR に対して WTO 関連情報及び関連国内法制に関する収集・整理能力の強化、ならびに政府関係機関との調整機能の強化を目的とする情報シェアリングシステムのパイロット的な構築・運営を行うこととした。また、BITR に加え、フィリピン国内向けに関税情報等の情報提供を行っている BIS、BPS の担当官も本システムを利用できるようにすることとした。BITR、BIS、BPS はいずれも既存の貿易産業省内 LAN に接続されており、本システムも既存 LAN を利用することで、システム構築をより効率的にすることとした。

2.1.1 プログラムの概要

(1) 支援活動の構築

II.2.1.1 における支援ニーズを踏まえ、フィリピン政府と協議のうえプライオリティを明らかにし WTO 関連情報共有のためのパイロットシステムの構築を含む支援活動内容を確立した。支援活動内容は大きく次の 4 段階で構成されることとなった。

(a) WTO 関連情報共有システムの設計

貿易産業省内における WTO 関連情報の管理および利用状況を踏まえ、導入するパイロットシステムのコンセプトを決定し、その後、コンセプトを元にパイロットシステムの設計書を作成する。

(b) パイロットシステムの構築

パイロットシステムの設計書を踏まえ、パイロットシステムの開発を開始する。開発を行いながら、貿易産業省担当官にレビューを随時行うことで、パイロットシステムに対する意見・要望を具体化する。また、それら意見・要望を開発プロセスに取り込むことで、より貿易産業省側のニーズに沿ったシステムを開発する。

(c) WTO 関連情報の収集・整理・デジタル化

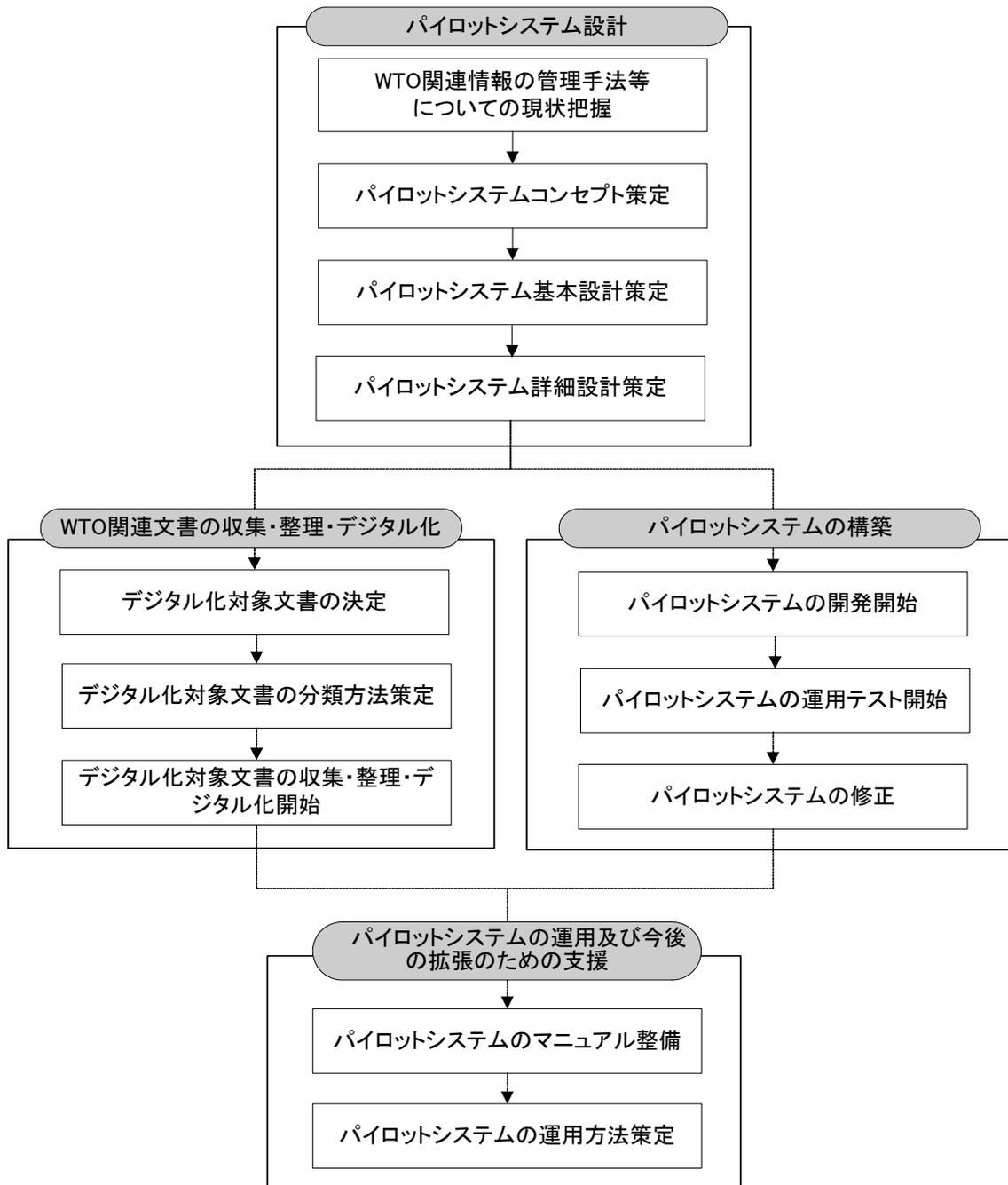
パイロットシステムに格納する WTO 関連情報の電子データの準備を行う。貿易産業省内にある WTO 関連情報の多くは紙文書であることから、これらをデジタル化し、パイロットシステムに格納する。その際、単にデジタル化するのではなく、登録する紙文書をカテゴリー分類する。その後、文書毎のタイトル、サマリ、キーワード等の属性情報を決定し、パイロットシステムに登録する。

(d) パイロットシステムの運用及び今後の拡張のための支援

パイロットシステムを将来的に貿易産業省によって維持・管理および拡張できるようにする。そのため、マニュアルの作成およびこれを用いた研修を行う。同時に、貿易産業省担当者と協議しつつ、パイロットシステムの将来的な維持・管理方法を決定する。

また、上記各段階において、カウンターパートと随時協議を行う体制を整え、支援活動そのものに加え、上記各段階において、システム設計手法、システム開発手法など、活動自体の方法についても技術移転の観点から支援につながるよう配慮し、支援活動を実施することとした。下記に支援活動の概要図を示す。

図表 III-2-1-1 : 支援活動の概要



2.1.2 WTO 関連情報シェアリングシステムの設計

II.2.1.1 において明らかとなった貿易産業省における WTO 関連情報の管理の現状と課題、貿易産業省における既存インフラ整備の状況を踏まえ、パイロットシステムの設計を行った。

(1) システムコンセプト

パイロットシステムの設計にあたり、まずシステムコンセプトを策定した。

(a) システム全体構成概念

パイロットシステムを WTO 協定実施に係るフィリピン政府の組織体制強化のための WTO 関連情報の共有システムと位置づけ、通常、紙媒体文書でやりとりされている WTO 関連文書及び文書属性情報をシステムに登録し、それらを検索・閲覧できる以下の機能を有するシステムとすることによって、WTO 関連情報を共有化できるものとした。

- ・ 文書及び文書属性情報、当該文書の検索・閲覧権限の登録・編集機能
- ・ 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能

実際に構築するパイロットシステムとしては、以下の理由から、登録された文書毎に利用者を限定することとなった。(ただし、将来の拡張が可能な設計とすることとした)。

- ・ 貿易産業省における文書の閲覧ルールに従い、文書の機密性を保持することが必要である。
- ・ 貿易産業省と他フィリピン政府機関を結ぶイントラネットは構築されておらず、インターネット上において秘密性の高い情報を流通させることは漏洩のリスクがあることから、機密性の高い情報は貿易産業省 LAN 内だけで閲覧させる必要がある。

以上より、システム利用者を大きく以下の 2 種類に分け、貿易産業省内部利用者以外が利用できる機能を限定することとした。

- ・ 貿易産業省内部の利用者
 - 文書及び文書属性情報、当該文書の検索・閲覧権限の登録・編集機能
 - 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能
- ・ 他政府機関及び民間企業等の利用者
 - 一般公開文書及び文書属性の検索・閲覧機能

(2) システム設計

上記(1)システムコンセプトを踏まえ、貿易産業省カウンターパートと随時協議しながら、WTO 関連情報システムの設計を行った。

(a) 登録する文書のファイル形式とファイル変換の自動化

システムへの登録対象となる WTO 関連文書のうち、貿易産業省以外の外部機関で作成された文書は、紙媒体資料として送付されてくるため、スキャンを行い作成する TIFF ファイルをパイロットシステムに登録する。貿易産業省の内部で作成される文書は、貿易産業省で使用している Microsoft Office によって作成された電子ファイルと、紙媒体資料をスキャンした TIFF ファイルの 2 種類が存在する。これら貿易産業省の内部文書はそれぞれ異なる利用目的があるため (Microsoft Office ファイルは再利用のため、TIFF ファイルは省内公式文書の写しとして)、同一文書として両方のファイルを重複登録することとした。

また、パイロットシステムに登録された文書は、インターネット上で文書を公開する際の事実上の標準形式である PDF ファイルで公開することが望ましいため、Microsoft Office ファイル及び TIFF ファイルを自動的に PDF 形式に変換し、これらをインターネット上で公開する機能を構築することとした。

(b) 自動 OCR 機能

上記(a)にて記述したとおり、貿易産業省の内部および外部にて作成された紙媒体資料も本パイロットシステムに登録するが、これらについても、システム上における全文検索の対象とすることになった。全文検索の対象にするためには、紙媒体資料をスキャンし作成される TIFF ファイルを更にテキスト化する処理が必要となる。そのため、パイロットシステムに自動 OCR 化機能を付与し、紙媒体資料が登録された場合は、自動的にテキスト化し、全文検索用の電子テキストファイルを作成することとした。

(c) パイロットシステムの検索項目

貿易産業省の WTO 関連担当官のニーズを踏まえ、パイロットシステムでは以下の文書属性情報による検索が必要であり、これら項目による検索機能を構築することとした。つまり、下記の検索項目を利用し、パイロットシステムで文書検索を行うと、検索条件にマッチした文書が検索結果として表示される設計とした。なお、文書登録時にはこれらの項目

を各文書の属性情報として、文書と同時にパイロットシステムに登録する必要がある。

- ・ 管理 ID (紙文書 ID)
- ・ タイトル
- ・ 日付 (文書作成日、システムへの登録日)
- ・ 作成機関、作成者
- ・ 文書管理責任者
- ・ キーワード
- ・ 全文検索
- ・ カテゴリー (農業やサービスといった WTO における分野) 等

(d) パイロットシステムの表示項目について

検索結果で得られた文書はそれぞれ固有の情報を持っている。そのため、パイロットシステムでは、上記検索項目の他、以下の項目をそれぞれの文書が表示することとした。なお、文書登録時にはこれらの項目についても各文書の属性情報として、文書と同時にパイロットシステムに登録する必要がある。

- ・ ページ数
- ・ 版数
- ・ 保存期間
- ・ アクセス権限 (誰がどの文書にアクセスできるかを設定する)
- ・ 外部公開可否 (貿易産業省内だけで閲覧可能とするか、外部へも公開可能とするか)
- ・ パイロットシステムに登録されている他関連文書
- ・ 関連サイト URL 等

(e) 文書へのアクセス権限の設定

パイロットシステムに登録される WTO 関連文書のアクセス権限 (文書の登録・閲覧・修正・削除) の設定に関しては、貿易産業省内における現状の紙媒体資料の閲覧ルールを踏まえ、きめ細かなアクセス権限の設定が可能なシステムとすることとした。

具体的には下記に示すとおり、大きく 2 種類の考え方にに基づき、文書へのアクセス権限を決定することとした。

- ・ アクセスレベルによる設定
 - どのレベルの者にまでアクセスさせて良いかを決定する。この場合、レベルが下がる程、その機密性は低くなる。
 - レベル 1 (貿易産業省内の Asst. Director 以上)
 - レベル 2 (貿易産業省内の Asst. Division Chief 以上)
 - レベル 3 (貿易産業省内のその他の担当官)
 - 一般ユーザ (インターネット上で閲覧する)

- ・ グループによる設定
 - 文書へのアクセスをどのグループに所属しているかで決定する。この場合、所属するグループが大きい程、その機密性は低くなる。
 - 貿易産業省に所属している者
 - BITR に所属している者 (Division 単位でのグループ細分化も可能)
 - BIS に所属している者
 - BPS に所属している者
 - その他

(f) 登録文書の承認機能

登録する文書の内容、機密度を十分に考慮した上で、パイロットシステムに文書を登録できるようにすることになった。インターネットを通じて一般公開される文書もあることから、登録者の上司の承認を経てから、文書の登録、修正、削除を行える機能を構築することとした。

また、登録者の上司が不在の場合、文書の登録、修正、削除が行えなくなるのを防ぐため、不在の上司に代わって承認を行うことのできる別の上司を設定できる機能も構築することとした (代わりの上司は、不在する上司が予め選定する)。

(g) スタンドアローン機能

パイロットシステムはセキュリティを考慮して、インターネット経由で秘密性の高い文書を検索・閲覧できないシステムとした (貿易産業省外から貿易産業省 LAN 内のサーバにはアクセスできない)。そのため、貿易産業省担当官が出張時にも WTO 関連情報を閲覧できるようにするため、パイロットシステムに登録されている WTO 関連情報をノートパソコンにダウンロードし、単体で稼働する検索・閲覧機能を実現するスタンドアローン機能を構築することとした。

(h) システム管理者用機能

パイロットシステムのシステム管理者の管理負荷を軽減するため、利用者管理機能（利用者アカウントの管理）、アクセスのレベルおよびグループ管理機能（権限設定のためのアクセスおよびグループの管理）、カテゴリ管理機能（WTO 関連情報のカテゴリの管理）、文書退避機能（保存期間の失効した文書の退避等のための機能）、ログ記録・管理機能（システム利用履歴の記録及び記録閲覧、集計機能）をシステム管理者用機能として構築することとした。

(i) 想定文書量

貿易産業省内にある WTO 関連文書容量から想定し、パイロットシステムの想定登録文書量を以下の通りとし、下記の想定文書量にさらに余裕をもたせた設計とすることとした。

- ・ 初期登録文書：約 5 万ページ
- ・ 追加登録文書：年間約 3 万ページ
- ・ 追加文書保存期間：平均 10 年間
- ・ 合計想定ページ数：35 万ページ（5 万+3 万×10）
- ・ 合計想定文書数：7 万文書（1 文書平均 5 ページと想定）

(j) 既存 WTO 関連文書のデジタル化

貿易産業省において紙媒体資料で保管されている既存 WTO 関連文書を、システム運用開始時に検索できるよう、予めデジタル化するとともに、システム登録に必要な属性を文書毎に抽出し、パイロットシステムに登録することとした。¹²

(k) 想定利用者

情報セキュリティの観点から、ユーザを大きく<Primary Users>と<Secondary Users>に分けて構成することとした。前者は BITR 内 WTO デスクメンバーを中心とし、パイロットシステムへのデータ登録、検索、編集等を行うことのできるユーザである。後者は、基本的には<Primary Users>が登録した情報の閲覧のみを許可されるユーザである。

¹² 既出(c)および(d)を参照

<Primary Users>

- ・ BITR 内 WTO デスク担当官
- ・ その他の BITR 内担当官
- ・ 貿易産業省内の他担当官 (BIS、BPS 等)

<Secondary Users>

- ・ 貿易産業省の他部局担当官
- ・ フィリピン政府他政府機関担当官
- ・ 民間企業、大学／等 (インターネット経由でアクセス)

(l) サーバ環境

セキュリティ確保のため、イントラネット用ウェブサーバとインターネット用ウェブサーバは別のハードウェアとすることとし、また、セキュリティ確保のため、ファイアーウォール (プロキシ) 用のサーバを用意することとした。

- ・ イン트라ネット用ウェブサーバ (1 台)
- ・ インターネット用ウェブサーバ (1 台)
- ・ データベースサーバ (2 台)
- ・ バックアップサーバ (1 台)

(m) ネットワーク環境

パイロットシステムのシステム設計にあたっては、下記を前提とした。

- ・ 既存の貿易産業省内 LAN 内にパイロットシステムを構築する。
- ・ BITR および BPS は同じ建物の中にあるが、BIS は別建物にある。但し、これら二つの建物も貿易産業省内 LAN によって接続されている。
- ・ 登録文書の安全性確保のため、データベースサーバを 2 台用意し、機密性の低い情報を格納する外部向けデータベースサーバのみ、インターネットからのアクセスを可能とする。

(n) クライアント用パソコン

本支援実施前は、貿易産業省の中で WTO 協定義務履行および政府関係省庁間の調整の担当課であり、パイロットシステムのメインユーザと位置づけた BITR においても複数人で一

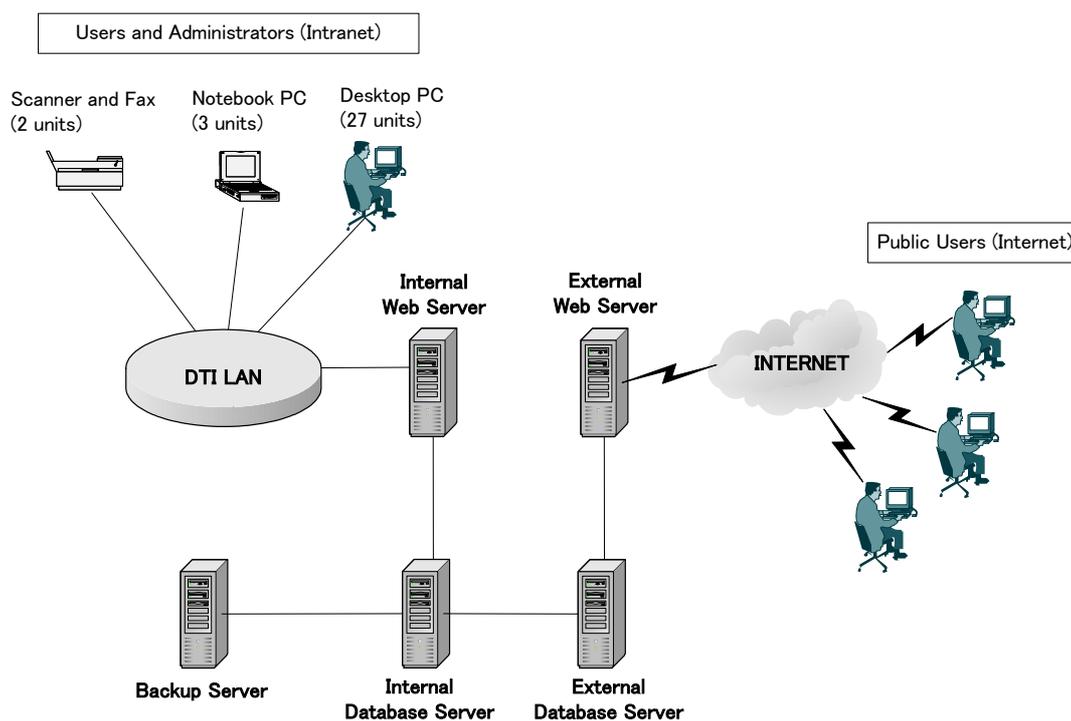
台のパソコンを共用しているのが現状であった。しかし、パイロットシステム構築による WTO 協定実施のための効果を上げるためには、日常的に WTO 関連情報を登録・更新する担当官に対して、1人1台のパソコンが必要であると思われた。そのため、BITR、BIS、BPS 内で合計 30 台のパソコンを導入することとした。

(o) スキャナ

紙媒体資料の WTO 関連文書を効率的にデジタル化するため、高速かつ自動給紙付きスキャナ 3 台を貿易産業省に導入することとした。これらは、WTO 関連文書の受入、送付を行っている BITR、BPS に設置することとした。

上記を踏まえ、パイロットシステムのネットワーク構成を下記のとおりとすることになった。

図表 III-2-1-2 : ネットワーク構成図



2.1.3 パイロットシステムの構築

上記「2.2.2 WTO 関連情報共有システムの設計」の設計に従い、パイロットシステムを開発・構築した。パイロットシステムを貿易産業省の機能強化に資するシステムとするとともに、開発手法に関する技術支援をあわせて行うため、 α 版（ユーザ画面は開発されているが、システムとしては実際に稼働しないプロトタイプ）、 β 版（必要な機能がほぼすべて網羅され、実際の貿易産業省ネットワーク環境下で稼働するシステム）を開発し、貿易産業省側とそれらを確認しながら最終版を開発するプロセスを導入した。

なお、実際のシステム開発・構築は、文書管理システムの開発経験の豊富な ADTX Systems 社に委託した。

- ・パイロットシステム α 版のレビュー：2003年10月16日
- ・パイロットシステム β 版のレビュー：2003年12月11日
- ・パイロットシステム 最終版の導入：2004年2月24日

(1) パイロットシステム α 版の導入

システム設計書を元に開発したパイロットシステムの α 版（ユーザ画面は開発されているが、システムとして実際に稼働しないプロトタイプ）を2003年10月16日に貿易産業省の担当官に対しレビューを行った。実際のシステムの利用者、管理者を対象として、パイロットシステムの機能、デザインの説明を行うとともに、具体的な意見、要望を収集した。

(2) パイロットシステム β 版の導入

貿易産業省の α 版に対する意見、要望を踏まえて α 版を元に開発したパイロットシステム β 版（本来の機能がほぼすべて網羅され、実際の貿易産業省ネットワーク環境下で稼働するシステム）を2003年12月11日に貿易産業省の担当官に対しレビューを行った。実際のシステムの利用者、管理者を対象として、 β 版に関する機能、操作の説明を行うとともに、実際に稼働するシステムをもとにした具体的な意見、要望を収集した。

(3) パイロットシステム最終版の導入

β 版に対する貿易産業省からの意見、要望を踏まえ開発したパイロットシステム 最終版（実際に正式稼働するシステム）を2004年2月24日に導入した。

2.1.4 WTO 関連情報のデジタル化

パイロットシステム正式稼働開始の段階から WTO 関連情報共有のメリットを実質的に享受できる環境とするため、貿易産業省において紙媒体資料の形で保管されている既存 WTO 関連文書をデジタル化するとともに、システム登録に必要な文書属性情報を抽出した。本作業の実施にあたっては、以下の観点を考慮して、TA チームは作業方法の助言にとどめ、貿易産業省側が主体となって実施することとした。

- WTO 関連情報の分類カテゴリーを決定するために、貿易産業省内の既存 WTO 関連文書を主体的に整理することが必要であること。
- BITR、BIS、BPS の各担当官が個々に管理している属人的な情報を、分野横断的に一元化する作業を主体的に行うことによって、自らの情報を他者へ提供することを意識してもらうこと。
- BITR、BIS、BPS の執務スペースで本作業を主体的に行うことによって、WTO 関連情報共有システム導入に向けて意識の上で準備してもらうこと。

上記に従い、WTO 関連文書の収集、整理、デジタル化を行った（約 2,500 文書）。また、パイロットシステムの正式運用開始（2004 年 2 月 24 日）と同時に、本 WTO 関連文書の検索、閲覧が開始されている。

2.1.5 パイロットシステムの運用および今後の拡張の為の支援

パイロットシステムの運用及び今後の拡張の為に実施した活動を下記に示す。

(1) 正式運用開始

パイロットシステム正式リリースに合わせ、システムの納入セレモニーを DTI にて実施した。

- 日 時：2月24日（火）10:00～12:30
- 場 所：BITR 会議室（DTI 内）
- 出席者：DTI 関係局（BITR、BPS、BIS、MIS）30名
- 目 的：支援活動のレビュー、情報共有システムの概要紹介、システム運用体制・手法の紹介
- 開会あいさつ：
 - JICA: JICA フィリピン事務所高田次長
 - DTI: ベネディクトス課長補佐（BITR）
 - TA チーム: 田中
- 閉会あいさつ：
 - JICA: JICA フィリピン事務所高田次長
 - DTI: Mr. Angelo S.M. Benedictos, Jr., Assistant Director, BITR
 - Mr. Luis Catibayan, Director, BIS
 - Ms. Cirila S. Botor, Assistant Director, BPS
 - TA チーム: 田中

冒頭、DTI ベネディクトス課長補佐（BITR）より本コンポネントに関するこれまでの活動の紹介が行われた。また、今後のシステム利用に対する期待と抱負が熱心に語られた。その後、JICA 高田次長、TA チーム田中より、JICA および TA チームとしてのこれまでの取組みについて説明が行われた。

今後システムを利用する BITR、BIS、BPS、MIS の担当官に対し、システムの利便性をアピールするため、システムのデモンストレーションを行った。その後、システム引渡し後の運用・管理体制の説明を行い、DTI 側の運用・管理体制を再度確認および周知した。また、2004年4月から1年間実施される現地システム開発会社（ADTX Systems）による運用サポートの内容・体制についても説明を行った。

高田次長よりベネディクトス課長補佐に供与品一式を記載した目録を手渡した後、田中、BIS および BPS 代表者より閉会の挨拶が行われた。BIS、BPS とともに外部への情報公開・提供という観点で、当初より本システムへの関心・期待が高く、今後の積極的なシステム利用が期待される。

(2) マニュアルの作成・配布

本支援において開発・構築したパイロットシステムを、今後、DTI が利用、運用・維持・管理していくための準備として、システム管理者マニュアル、システムオペレータマニ

アル、利用者マニュアルを作成し、DTI の各関係部局に配布した。今後実施する研修の際にも、これらマニュアルを教材として利用することとした。

(3) 研修の実施

本支援において開発・構築したパイロットシステムを、今後、DTI が利用、運用・維持・管理していくための準備として、システムの利用、運用・維持・管理の方法に関する研修を今後実施することとした。

システム管理のための研修は、システム管理者とシステムオペレータの 2 つに分類して行う。システム管理者はシステムの補修、トラブル対応、システム拡張等を行うのが主な役割であり、MIS の担当官が担当する。システムオペレータは BITR、BIS、BPS においてユーザとして他ユーザの利用を支援する役割である。なお、システム管理者とシステムオペレータを管理監督する責任者には、DTI ベネディクトス課長補佐 (BITR) が就任し、担当者に人事異動等が発生した場合は、速やかに後任を任命する等の処置をすることになっている。

(4) システムサポートの常駐

パイロットシステムの利用を促進するとともに、DTI において適切に運用・維持・管理されるようにするため、ユーザからの質問への対応、システム運用サポートのため、今後、下記の支援を行うことになった。

a) ソフトウェアメンテナンス

- ・ プログラムのバグ等のトラブルに対し、本システムを開発した ADTX Systems が修正および追加開発を実施する (2004 年 4 月から 2005 年 3 月末まで)。
- ・ 但し、2004 年 4 月～6 月までの期間については、DTI 内に ADTX Systems の担当者 2 名が常駐し、システム運用サポートを実施する。具体的には、DTI 担当官に対するシステム利用研修の随時実施、システムの追加開発等を実施する。また、この間に、DTI 担当官にパイロットシステム運用・管理のノウハウの移転を行う。

b) ハードウェアメンテナンス

- ・ ハードウェアの故障等のトラブルに対し、ADTX Systems が機器の交換および修復等を実施する (2004 年 4 月から 2005 年 3 月末まで)。

c) デジタル化支援

- ・ DTI 内の WTO 関連文書のデジタル化作業については、これまで ADTX Systems から作業者を DTI に派遣し実施してきた。但し、DTI からの要望もあり、作業期間を延長し、デジタル化作業を実施することとした（2004 年 4 月：3 名、2004 年 5 月～7 月：1 名）。これによりシステム登録文書の更なる充実を図ることが可能である。

d) システム運用定期報告

- ・ システムの運用状況(利用者数、ドキュメント登録件数、トラブル報告／等)を ADTX Systems より DTI 担当官に対し、毎月報告することとなった。定期報告会においては、利用者数増加の為の対策、トラブルへの対策等、パイロットシステムの継続的な利用に向けた各種対策を協議することとする。

上記の支援活動を通じて、今後 DTI が独自にシステムを運用、拡張していくための基礎を築くことができた。また、技術的なシステム拡張手法に関しては、ADTX Systems の運用サポート期間中に、MIS の担当官に対し、研修を実施することとなった。システム拡張の具体的な方向性については、「IV.提言」に記載する。

2.2 農業／SPS 協定に関する知識の向上 《コンポネント 2》

2.2.1 プログラムの概要

フィリピンの CP 機関である農業省と日本側の農林水産省との協議を重ねた結果、2003 年 8 月 4 日～6 日までの 3 日間にわたって 6 つのセッションからなるセミナーをマニラで実施した。主たる目的は以下の 3 つである。

- a) 地方職員を含む政府職員並びに民間組織の代表に農業・SPS 協定に関する理解促進
- b) 日本の検疫手続き並びに農産物流通の仕組みについての促進
- c) SPS 措置のためのリスク・アナリシスを実施するための政府職員に対する支援

セミナーはの 6 セッションにわたって実施された。

- (1) 農業協定の一般的理解の向上
- (2) 日本の農産物流通システム¹³
- (3) SPS 協定の一般的理解
- (4) 日本の畜産業と動物検疫システム
- (5) 日本の植物検疫システム
- (6) 食品衛生とリスク・アナリシス

セミナー参加者がセミナー終了後、地方やそれぞれの事務所に帰り、得た知識を広めることが期待されているため、セミナー配布資料を特に配慮した。パワーポイントプレゼンテーションのコピーのほかに更なる理解を深めるために配布した参考英文資料は以下の通りである。

- WTO Agriculture Negotiations, The Issues, and where we are now
- WTO Agricultural Negotiations, Negotiating Proposal by Japan
- The Present Status of the Japan Wholesale Market Law
- The Present Status and Future Issue of the Japanese Wholesale Market
- Outline of Animal Quarantine in Japan (MAFF)
- Animal Quarantine Service (MAFF)
- Plant Protection Law and Regulation (MAFF)
- Plant Protection Station (MAFF)

¹³農林水産省が ASEAN プラス 3 のフォローアップとして提案した「日本の農産物流通システムの理解促進プログラム」の実施約束に基づいているものである。

2.2.2 セミナーの実施

(1) 第1日目（2003年8月4日）

(a) オープニング

農業省セラーノ次官補は貴重な研修機会を与えてくれた JICA はじめとする日本政府関係者に謝意を述べた。続いてフィリピン政府の WTO 農業交渉における立場は公正でない貿易実態による貿易不均衡を正すことで、公正の維持と強調に力点をおいていると報告した。終わりに検疫官には SPS 協定関連の知識獲得が重要であるが、その母体協定である農業協定についても理解することが同様に重要であると述べた。

引き続き高田裕彦 JICA フィリピン事務所次長が WTO キャパシティ・ビルディング・プログラムの背景について説明し、協定の重要性とそれが食糧安全保障に与える影響について学ぶことを奨励した。その後、田中秀和 TA コンサルタントチーム団長よりセミナーの日程と講師陣を紹介した。3日間のプログラム中の参加者は農業省、貿易産業省、農業省関係機関、地方の動物・植物検疫担当官、民間企業、大学、議会、農民組織の代表者からなる合計 118 名であった。

(b) セッション 1: 農業協定の一般的理解の向上

第一セッションとして、農林水産省大臣官房国際経済課国際専門官新藤光明氏による「農業協定の一般的理解」のセッションを実施した。まずカナダのモントリオールで開催された小規模閣僚会議にて米国と EU が提出した農業協定に関する共同提案についての最新情報について説明した。この提案は関税削減レベル、関税割当とセンシティブな製品の免除について含んでいた。続いて農業協定の構造と基本的な特徴について説明した後、フィリピンと EU の協定実施状況について追加資料を基に説明した。セーフガードと特別セーフガードについても簡単に触れ、日本が発動したケースについて簡単に説明した。加えてドーハ閣僚宣言の概要と第5回のカンクン閣僚会議の主要なポイントについても説明した。

質疑応答の主なポイントは以下の通り。

- 1) 平和条項とは何か、セーフガードとアンチダンピングの違い
- 2) 日本のコメの自由化の経験
- 3) 日本市民の WTO に対する見解
- 4) WTO が加盟国に対して協定整合をいかに確保していくか
- 5) WTO 協定の最も重要な恩恵

(c) セッション 2: 日本の農産物流通システム

第二セッションとして、農協流通研究所主任研究員木村彰利氏による「日本の農産物流通システム」のセッションを実施した。日本の農業の現状、日本の農産物（野菜/果物、コメ、牛肉）流通システムの現状と将来の課題について概説した。加えて日本全国のほとんどの農業生産者が加盟する農業協同組合の役割についても触れた。そして日本の農産物の広範にわたる流通経路について説明した。卸売り市場の流通現場のいくつかの写真を紹介しながら、生鮮野菜・果物の中央卸売市場と地方の卸売市場を通じた流通システムを例として説明した。主食であるコメ、肉製品としての例として牛肉の流通システムについても説明した。

質疑応答の主なポイントは以下の通り。

- 1) 日本の生産者の輸入品増加に対する反応
- 2) 生産者から消費者への直接販売と卸売り販売のシェアの状況
- 3) 農協に与えられているインセンティブや補助金
- 4) 食糧管理法と食糧法の違い
- 5) 輸入品の価格形成と課税の構造

(2) 第 2 日目 (2003 年 8 月 5 日)

(a) セッション 3: SPS 協定の一般的理解

第三セッションとして、農林水産省大臣官房国際経済課国際専門官廣岡亮介氏による「SPS 協定の一般的理解」のセッションを実施した。SPS 協定における権利と義務、ハーモナイゼーション、透明性、紛争処理などの SPS 協定のフレームワーク、及び同一性、通告手続き、特別かつ異なる待遇などについて概説した。加えて SPS 協定実施の恩恵を消費者、開発途上国、輸出業者、輸入業者の立場から説明した。フィリピン産農産物がどのように日本で販売されているかについても簡単に説明した。

日本が経験した SPS 協定の紛争処理ケース（コドリング、火傷病について）の具体的な質問のほかに以下の質問が取り上げられた。

- 1) 標準化と規制の違い、
- 2) 標準化を設定する国際機関
- 3) SPS 協定違反の場合の措置
- 4) GMO の日本での取扱い、カタルヘナ（バイオセーフティー）議定書との関係

(b) セッション 4: 日本の畜産業と動物検疫システム

第四セッションとして、農林水産省・動物検疫所精密検査部危険度分析課主任検疫官岩中麻里氏による「日本の動物検疫システム」のセッションを実施した。プレゼンテーションの内容は、大きく日本の動物検疫の対象疾病管理システム、国境内での動物健康管理手法、及び日本の動物検疫システムの概要の 3 項目である。更に日本で実施されている研修システムについても補足説明した。先ず最初に日本の畜産業の現状と獣医システムについて説明し、動物検疫に関する法的なフレームワークを概説した。具体的な疾病管理については豚コレラ（classical swine fever, CSF）と口蹄疫(Foot and Mouth Disease, FMD) 牛海綿状脳症（BSE）を取り上げた。動物検疫システムについては法的な枠組み、組織体制、輸入輸出双方の検査の詳細な手続きが説明された。最後にリスク・アナリシスの重要性が EU 諸国における口蹄疫の例を挙げて説明された。質疑応答の主なポイントは以下の通りである。

- 1) 検査に係る日数、入国後の検査を行う実施機関、係留中の輸入動物の糞尿の処理法
- 2) 関税局と検疫局の関係および関税局とのコンピューターシステムを通じた連携
- 3) 伝染病に感染した動物の管理・処理法および具体的な火葬法
- 4) 日本の BSE ケースの詳細
- 5) 日本のリスクアセスメントのチームの構成とその焦点
- 6) 日本のトレーサビリティの実態
- 7) 口蹄疫の危険度の計算式
- 8) 日本への動物・肉製品輸出の手続き

モデレーターは時宜を得た検査と疾病の制御のための能力を高めてきた日本の経験から徹底的な監視の重要性について教訓を得たとした。さらに国内措置を国境措置が同様である必要があると指摘した。

(3) 第 3 日目（2003 年 8 月 6 日）

セミナー開始前に、前日 SPS 協定に関する日本の経験（米国産リンゴのコドリング検疫

措置に関する WTO パネル) についての質問について詳細な回答がなされた。廣岡講師はコードリング侵入の可能性を理由に米国産緑色リンゴの輸入を日本が拒否したことを米国が訴えた背景について説明した。リスク・アナリシスの実施とそれに続く両国のコンサルテーションにも関わらず、米国は結果に満足せず、パネルが設置され、その後上級委員会に上告された。双方とも日本の米国産リンゴ拒否が十分な科学的根拠に基づいていないと結論付けた。日本政府の見解としては可能性のある被害を防ぐためと従来とってきた検疫法の正当性を主張するためには時間と費用もかかるプロセスを踏んだとしても、紛争に望む価値はあったと説明した。橋本講師が当該勧告・裁定に基づき日米間の合意により採用された新たな検疫方法である CT 値法（注：Concentration Time value または CT product）の概要について追加説明した。

(a) セッション 5: 日本の植物検疫システム

第五セッションとして、農林水産省・横浜植物防疫所調査研究部企画調整担当次席調査官橋本浩明氏による「日本の植物検疫システム」のセッションを実施した。冒頭 10 ヶ月間停止されていたミンダナオからのパイナップルの輸入が再開されたことが発表された。これはミバエの幼虫が発見されたことから輸入停止措置がとられていたのであるが、双方の努力により日本側が最終確認のための検疫官を派遣されることが決定された結果であった。

プレゼンテーションは日本の植物検疫システムの発展について紹介した後、近年の輸入検査量が数字で説明された。その後、最近の植物検疫改正について焦点を当て、輸出入、国内の植物検疫の手続きが説明された。メチルブロマイドとそのほかの手段、検疫対象害虫の撲滅プログラムとそのモニタリングシステムも説明された。最後に現在続けられている研修と調査について説明された。

主な質問は以下の通りである。

- 1) いつどのようにネットワーク上から貨物の情報が得られるか、
- 2) 検査期間、手法についての詳細手続き
- 3) 輸入禁止されている品目が、許可されるまでの標準期間
- 4) GMO の輸入の管理とそれを統括する日本の組織について
- 5) 途上国にとって費用がかさむ VHT (Vapor heat treatment : 蒸熱処理) の代替手法
- 6) 日本の検疫官を派遣せず、フィリピン側 (BPI) の検査だけで済ませる方法の可能性

(b) セッション 6: 食品安全とリスク・アナリシス

最後に食品総合研究所企画調整部食品衛生対策チーム・食品素材部糖質素材研究室主任

研究官山本和貴氏による「食品安全とリスク・アナリシス」のセッションを実施した。

プレゼンテーションは a)食品安全とリスク・アナリシス、b)リスク・アナリシスの事例、c)検査機関の競争力、d)日本の食品安全行政の項目についてであった。食品安全のコンセプトが先進国の例と国際的な貿易協定を使って説明された。更にコーデックス委員会とリスク・アセスメント、リスク・マネジメント、リスク・コミュニケーションからなるリスク・アナリシスの構造についても紹介された。デンマークの鶏肉のカンピロバクターの感染症の事例が説明された。輸出入食品の管理のために重要な検査施設に求められる競争力についても説明された。最終的に日本の食品安全行政が BSE 発生により強化されてきた過程を説明され、関係機関が抱える問題点についても概説された。

参加者はリスク・アナリシスのコンセプトと手法について具体的な質問をし、この分野での関心の高さが示された。

- 1) 食品安全の分野でいかに体制を強化し、専門性を高めるのを加速するのに推薦するのは何か
- 2) リスク・アナリシスはいつ実施すべきか、費用はどのように正当化されるか
- 3) 反復過程(iterative process)、緩和過程 (mitigation process)、そしてモデリング (modeling) の理解のための説明
- 4) WTO 協定の中に認証に関わる条文はあるか。
- 5) 日本で認証を受けている検査機関

(c) クロージング

Blo Umoar Adiong 植物産業局 (BPI) 局長から日本の代表者に感謝の意を表した。近隣諸国からの農業製品の流入の増加に注目し、セミナー参加者に、フィリピンの農業セクターの全体的な効率化の技術を高めるため学んだ知識を活用してほしいと閉会の辞を述べた。引き続き TA コンサルタントチームの田中団長が閉会の挨拶として三日間のセミナーが成功を収めたことに対して、日本とフィリピン側の関係者に謝意が付け加えられた。

2.3 GATS の実施能力向上支援 《コンポネン ト 3》

2.3.1 プログラムの概観

TA コンサルタント・チームは、2002 年 12 月 2 日から 11 日にかけて第一次現地調査を行い、既に明らかにされていたニーズに基づきカウンターパートである NEDA 及び他の省庁との協議を行い、支援活動の目的、方法、対象等について検討した。また、2003 年 5 月の現地調査や、2003 年 6 月の GATS 活動「フェーズ 1」の前後などの機会をとらえて会合を行ったほか、随時、電話や E メール等を活用して協議を継続し、既に行った活動の改善点を明らかにするとともに、活動計画を改訂・詳細化してきた（図表「GATS 活動の構成」参照）。

(1) サービス関連省庁の能力向上

NEDA 及び IAC-TS メンバー省庁の行政官を対象とするワークショップを 2 度実施した。これらのワークショップは、GATS 交渉の進捗に関する情報共有、交渉への対応方法に関する知識の提供、GATS 約束表に対する理解の向上、サービス貿易の経済的なインパクトの議論等を目的とした。第 1 回ワークショップは 2003 年 6 月の「フェーズ 1」の一環として実施した。第 2 回ワークショップは、2004 年 1 月の「フェーズ 3」のなかで、NEDA 及び IAC-TS のサービス貿易交渉の「リクエスト・アンド・オファー」アプローチの模擬実習として 2 日に渡って実施した。

(2) 特定のサービス分野に関する能力向上

フィリピン政府との協議の結果、4 回にわたって、観光、運輸、エネルギー・環境、自由職業サービスといった分野をそれぞれ取り上げて分野別のワークショップの実施を決定した。これらセクター別ワークショップの目的は、進行中の GATS 交渉および将来のサービス貿易自由化交渉に対する準備を支援することである。それぞれのセクターに関係する政府行政官及び産業界等の民間セクター代表者がワークショップ出席者として特定された。産業政策とサービス貿易自由化、GATS 交渉の実態、および競争力強化などの関係性などのテーマをワークショップで取り上げ、参加者の関心を集めた。

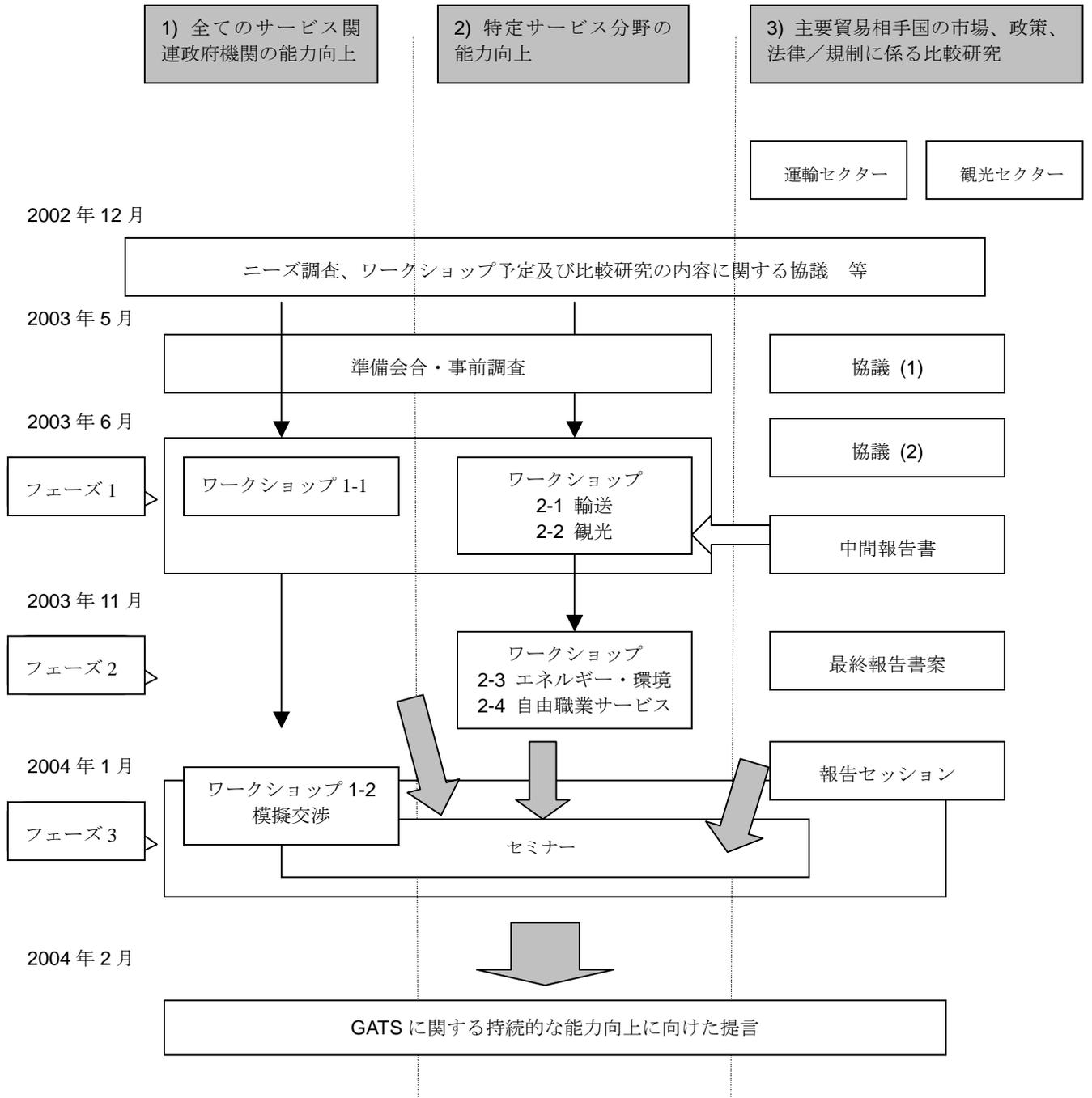
それぞれのワークショップの目的、参加者、テーマ設定にあたっては、フィリピン政府と TA チームの協議のう え、優先的なニーズや GATS 交渉の進捗状況を勘案した。NEDA にとって最も重要な関心事項は、GATS 交渉の交渉ポジション構築と交渉戦略の立案の方法、ならびに「リクエスト・オファー」の評価の方法である。他方、DOT や DOTC は、サービ

ス交渉の全体像の把握、フィリピンの観光および運輸産業の現状把握、および交渉に対する技術的な問題点に関心を有していた。

また、カウンターパートからの要望に応え、フェーズ 1 の機会に TA チームは WTO または GATS に未だ馴染みの薄い政府行政官（及び一部産業界代表者）に対して予備説明を行った。

図表 III-2-3-1 : GATS 活動の構成 (コンポーネント 3)

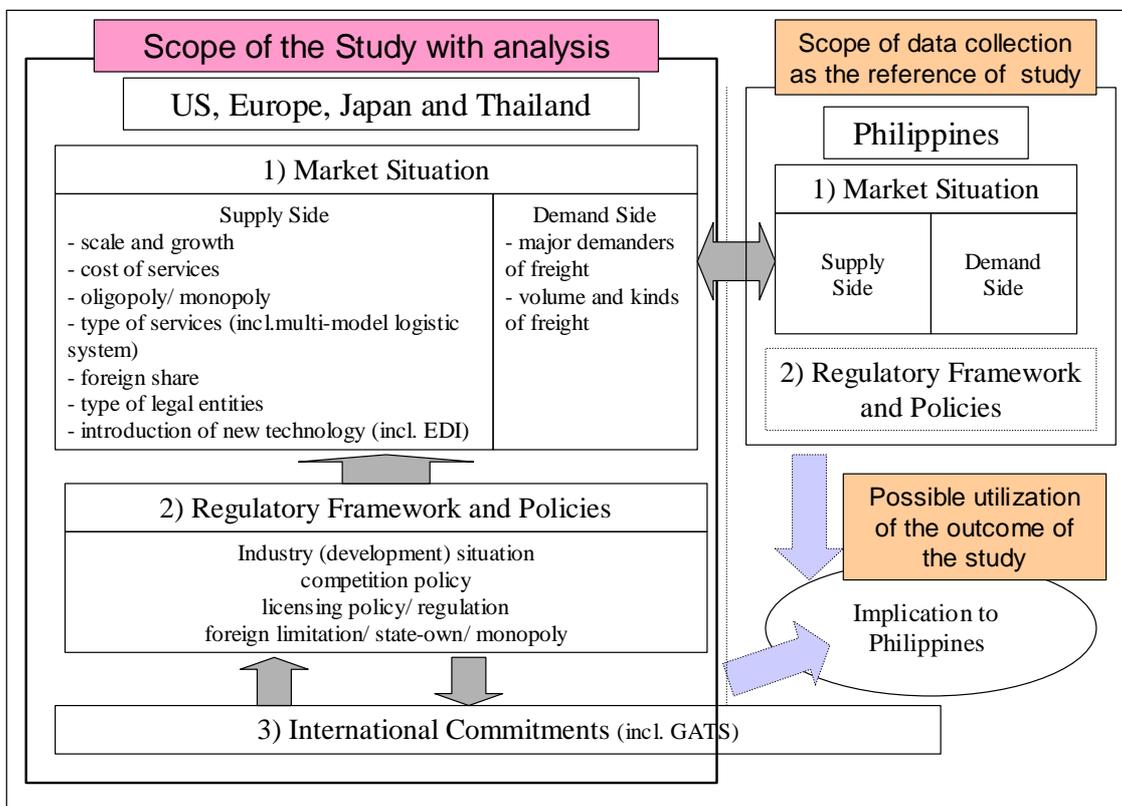
コンポーネント 3 (GATS) のスケジュール



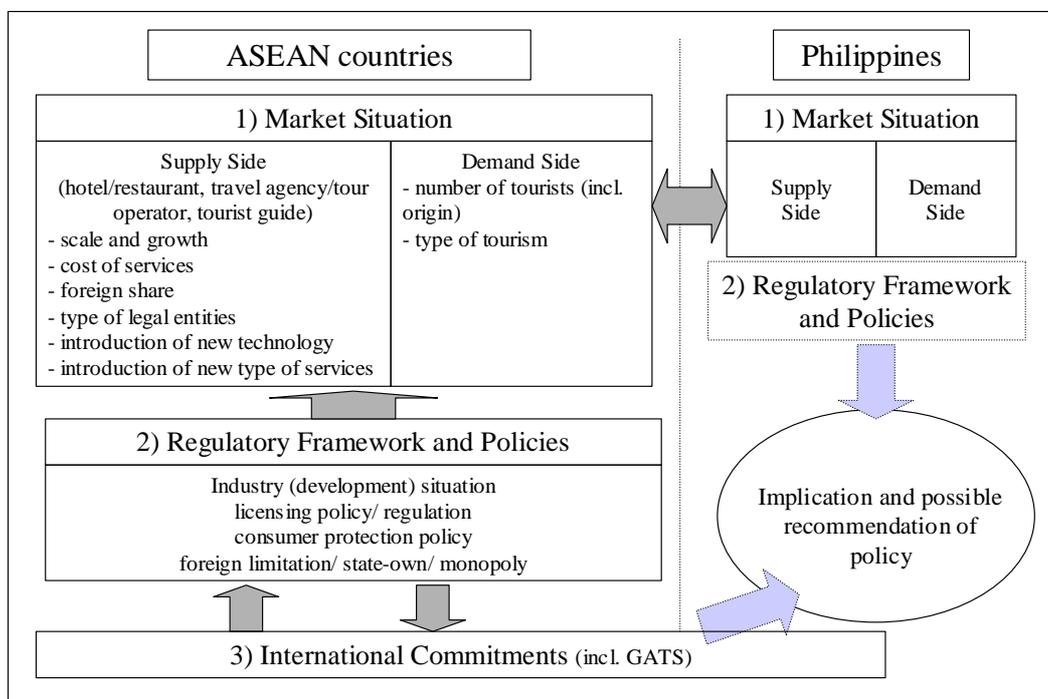
(3) 運輸及び観光分野の市場、産業政策及び自由化に関する比較研究の実施

ワークショップ等の開催に加え、TA チームはフィリピン国内の専門家を動員しつつ、運輸及び観光分野の市場、産業政策及び自由化に関する比較研究を実施した。この研究では、①市場の現状について概観、②産業政策および競争政策の検討、および③自由化へのアプローチに関し、運輸分野に関しては米国、欧州、タイ及び日本、観光分野に関しては ASEAN 諸国をそれぞれフィリピンと比較した。いずれの研究も、以下の図表のとおり、「競争力」を中心に据えて実施した。

図表 III-2-3-2 : 運輸サービスに関する調査 (概念図)



図表 III-2-3-3：観光サービスに関する調査（概念図）



比較研究の初期的報告は 2003 年 6 月の運輸及び観光ワークショップにおいて実施し、その後、最終報告書案に基づく報告を、2004 年 1 月にそれぞれ実施した。

2.3.2 プレセッションと第 1 回ワークショップ

(1) プレセッションのプログラムと内容

第 1 回ワークショップを前に、カウンターパート側の要望に応じ、準備セッションとして GATS に馴染みのない行政官を対象に、2 度に分けて WTO の性質、WTO における GATS の位置付け、GATS の基本となる概念（MFN 待遇や内国民待遇、4 つのモード、約束表等）について TA メンバーより説明を行うとともに、質問に回答した。

日程	対象者	場所	出席者
6 月 5 日（木） 午後	DOTC 本省、DOT	DOT	NEDA、DOTC（含 ATO、PPA、CAB）、 DOT 政府担当者、計 20 名
6 月 6 日（金） 午後	海運産業局（Marina）	Marina	Marina、DOTC、業界団体関係者 PPA、 計 12 名

(2) フェーズ 1 のプログラムと内容

NEDA ならびに DOT、DOTC（および関係部局）との事前協議に基づき、2003 年 6 月 9 日及び、10、11 日、GATS コンポーネントのワークプランにしたがって、GATS 全般、観光サービス、運輸サービスに関する 3 つのワークショップを各 1 日開催した。各ワークショップの主要カウンターパート、参加者人数及び主要テーマは以下のとおりである。

開催日	内容(サブ・コンポーネント)	カウンターパート	参加者数
6 月 9 日	GATS 全般	国家経済開発庁 (NEDA)	45 名
6 月 10 日	観光サービス	観光省 (DOT)	28 名
6 月 11 日	運輸サービス	運輸通信省 (DOTC)	45 名

(a) GATS 全般に関するワークショップ(2003 年 6 月 9 日)

サービス関連政府機関より 45 名の参加を得た。

フィリピン GATS 交渉団長である NEDA の Songco アシスタント・ディレクター・ジェネラル (ADG) が、今次 GATS コンポーネント活動全体像と、進行中の GATS 交渉の課題等に鑑み、時機を得た協力への謝辞等を述べたのに続き、JICA フィリピン事務所高田次長よりサービス貿易のインパクトやモノの貿易との相違等の特徴に言及しつつ、本コンポーネント活動の重要性を強調した。

TA チーム団長田中より、今次プログラムの経緯と全体像について説明し、さらに、労働力輸出 (モード 4) に関するフィリピンの競争力の高さと、WTO 活用の可能性を明らかにすることの必要性等について述べた。

セッション 1: 今次 GATS 交渉の概観

講師である Hartridge 氏より、今次「WTO ドーハ・ラウンド」の全体像と、サービスと他の交渉アジェンダである農業、繊維の関係等を説明した。サービス交渉に関しては、2002 年 6 月末を期限としたイニシャル・リクエストとオファーの提出状況と、リクエストはしばしば当該国のオファーよりも進んだ内容の自由化を求めていることから、オファーにかかる精査が必要である点等を述べた。これに対し、Mendoza 課長より、ラウンドが成功裡に終了しなかった場合のオファーの扱いについて質問があったのに対し、Hartridge 氏より、その場合にはオファーは放棄されることとなる点、既存の約束の内容を後退させること以外は可能であると述べ、自由化の内容はあくまで当事国が主体的に決断し得ることを強調

した。

セッション2：交渉スタンス及び戦略の立案

Hartridge 氏より、リクエストの起案に際して、最も重要なのは産業界と対話を行うことであると、こうした協議を通じ、自由化が望まれているセクター・市場・モードや他国における障壁の存在を明らかにし、貿易機会を評価することが重要であると説明した。また、オファーの準備にあたっては、他国からのリクエストと自国の経済厚生促進が重要な着眼点となるが、後者がより重要であり、自国のニーズを明らかにすることが重要であると強調するとともに、自国産業の育成のために市場開放を留めておきたいセクターの検討が欠かせないこと、自由化の前に市場の安定と消費者保護を担保するための規制導入が必要とされている点を述べた。交渉の実施にあたっては、二国間のリクエスト・アンド・オファー交渉以外にも、「フレンズ会合」としてイシューごとに関心国が非公式の協議を実施、また、全体会合ではセーフガード等のルール面での議論を行っている現状を説明した。

質疑応答

口頭及び書面において技術的な確認を含む相当の論点を網羅した。フィリピンは GATS 第 4 議定書（基本電気通信約束）を批准していないが問題とされ得るかとの質問に対し、Hartridge 氏より、基本的に GATS 交渉の結果の国内法制化は加盟国の自主性に委ねられており、政治的な制約があるなか批准の努力を続けているのであれば責められるべきものではないと回答した。競争力の高いセクターとして、健康サービス（医療従事専門家の輸出）が挙げられるが、個別業法の問題から開放はできないとの意見に対し、Hartridge 氏より、資格の相互承認協定（MRA）は GATS 第 VI 条の関連で議論もあるが、マルチで解決するのに先行した MRA の活用も念頭におくべきであると述べた。この他、サービス貿易自由化のメリットを評価する方策、自然人の移動に関する附属書の対象範囲、WTO と他の協定との関係、自主的自由化の意味、産業界から自由化要望がない場合の対応方法等、多岐にわたる質問が呈されたほか、セーフガード・ルールが途上国にとって必要である点や、専門知識やサービス分類等に係る研修の重要性等について出席者より発言があった。

フロアから海運産業局（MARINA）の Pimental 課長より、GATS や WTO は途上国に資するところが少ないとの認識が広まっているなか、産業界と真摯に対話し、自国産業の弱点を明らかにするとともに、対内投資促進等に向けて如何に裨益し得るかといった点の周知を図っていくことが必要であるとの見解が示された。

最後に、Mendoza 課長より、今回のワークショップを省庁間の連携や産業界との対話を益々促進する好機と位置付けたいとの閉会挨拶があった。

図表 III-2-3-4 : GATS 全般に関するワークショップ (第 1 回ワークショップ)

【第 1 日－2002 年 6 月 9 日 (月)】 9:00－16:15	
場所：マカティ・シャングリラ 3 階 Paranaque AB	
共催者：国家経済開発庁 (NEDA)	
セッション 1：今次 GATS 交渉の概観	White Case International シニアディレクター David Hartridge 氏
セッション 2：交渉スタンス及び戦略の立案	－リクエストとオファーの作成及び評価－ Hartridge 氏
リクエスト・オファー交渉への臨み方	
サービス貿易自由化の意義	Hartridge 氏
* 質疑応答を含む	

(b) 観光サービスに関するワークショップ(2003 年 6 月 10 日)

DOT 本省、DOT 地方局およびホテル産業を主とする観光関連業界団体から 28 名の参加を得た。

MC (観光省スタッフ) による開会に続き、冒頭、Ms. Elizabeth F. Nelle (Director of Tourism Development Planning, DOT) より、謝辞とともに、GATS 交渉に当たっては、産業界と政府が協力し、より調和の取れた対応を図りたく、今回の活動をその好機としようとの呼びかけを行った。

TA チーム団長田中より、本件プロジェクトの全体像と背景、協力の位置付け、競争力を有するフィリピン観光分野の重要性等について言及した。

セッション 1：GATS の理念と理解

講師である Hartridge 氏より、今次「WTO ドーハ・ラウンド」の全体像と先般のウルグアイ・ラウンドとの比較、サービスと他の交渉アジェンダである農業、繊維の関係につき紹介を行った。また、GATS の対象範囲と義務・権利における特徴につき概観し、観光産業の重要性を説明しつつ、GATS の枠組みにおいてホテルやレストランといった観光業界における投資および人材交流を促進する観点から GATS の活用を懇話した。

セッション 2：フィリピン観光産業および他の ASEAN 諸国の自由化の進展等

TA チーム Supangco 氏より、フィリピン観光産業の現状とともに、他の ASEAN 諸国に比べてフィリピンの観光産業が競争力に欠ける点につき様々な指標を用いた分析があること

を紹介した。これに対して特にホテル業界関係者からの質問が相次ぐとともに、フィリピンの観光サービスの約束の現状やその評価、外資規制維持に関する考え方を含め、活発な問題提起が行われた。また、GATS 交渉に関して、フィリピン交渉担当官の交渉力に係る質問が提起されたのを機に、NEDA、DOT 等より、産業界のインプットや各関係省庁と所轄産業との適切な協議の確保の重要性について発言が相次いだ。

セッション3：ホテル・レストラン部門の投資及び人材開発の促進（GATS 交渉議題）

Hartridge 氏より、GATS 交渉下における観光分野の交渉の進捗について説明を行った。また、WTO におけるサービス交渉の一端である「フレンズ会合」の中でフィリピンにとって重要な分野の会合に積極的に参加し、プレゼンスを高めることが重要であるとのアドバイスがあった。

質疑応答

今次ワークショップでは、午後の長時間を質疑応答にあて、参加者より口頭及び書面にて多数の質問や意見が出された。政府関係者から、自由化が観光産業育成の「回答」であるか、GATS を活用して何が達成できるか、といった質問があり、Hartridge 氏より、投資促進効果や競争導入を通じた価格・品質の改善に関し、電気通信等の分野を例に引きつつ説明した。産業団体の出席者からは、フィリピン観光産業の競争力強化の観点からガイドの国籍条項（モード 4 関連の問題）等に関する質問が相次いだ。その他、ホテルなどの外国出資比率制限撤廃への圧力に対する対応方法、サービス貿易の概念や観光客に関する統計データに係る質問、WTO と二国間・地域自由貿易協定の関係、非熟練労働者の移動についての考え方等、多くの点が提起された。また、ホテル業界関係者より、地方でもセミナーを行って欲しいとの要望があった。

図表 III-2-3-5：観光サービスに関するワークショップ（第1回ワークショップ）

【第2日－2003年6月10日（火）】9:00－16:00	
場所：マカティ・シャングリラ 1階 マカティ B 共催者：DOT	
セッション1：GATS の理念と理解	
今次交渉の概観	
	White Case International シニアディレクター David Hartridge 氏
セッション2：フィリピン観光産業の現状と他の ASEAN 諸国との比較	
	TA チーム／観光エキスパート Joselito P. Supangco 氏
セッション3：ホテル・レストラン部門の投資及び人材開発の促進（GATS 交渉議題）	
ASEAN、東アジア、欧州諸国におけるホテル・レストラン部門の GATS 約束状況の比較分析	Hartridge 氏
フィリピン観光産業の研究：GATS 交渉第二ラウンドの準備	Supangco 氏
*質疑応答を含む	

(c) 運輸サービスに関するワークショップ(2003年6月11日)

45名の参加者を得た。うち、3分の2がDOTC本省および関係部局の行政官、3分の1が業界団体関係者であった。

MC(運輸通信省スタッフ)の開会に続き、冒頭、Pimentel Marina Oversea Shipping Office 課長(弁護士)より、フィリピンにおける運輸サービスの現状および重要性に言及しつつ挨拶が行われた。また、TAチーム団長田中より、本件プロジェクトの全体像と背景、ワークショップ開催の背景と目的等に関する説明を行った。

セッション1：今次サービス交渉の概観

Hartridge氏より、WTO新ラウンド交渉全体におけるサービス交渉の位置付けと政治的背景、GATSの概要と主要規定、各国の約束状況や運輸分野の交渉の進捗、今日の構造的問題、主要国の現在の約束状況等について説明を行った。

参加者より、自由化に伴い外資が国内企業よりも優位に立っているという問題、GATSの下での制裁措置の可能性、自由化約束を回避するための方法等に関し、活発な質問が提起された。また、やりとりの中で、一定の制限を設けつつも、運輸サービス分野におけるある程度の自由化は避けられないとの認識が共有された。

セッション2：フィリピンの運輸産業

Pimentel 課長よりフィリピンの海運サービス産業の実態と重要性、関連法規制や政策の変遷と海運産業競争力強化に向けた課題に関する説明が行われた。

Provenier Porciuncula Civil Aeronautics Board (CAB) Economic Planning and Research チーフより、フィリピンの運輸部門における自由化の状況に関する説明が行われ、問題点・課題として約束表による自由化を含む GATS に関する知識の不足、産業競争力強化の必要性、相互主義に基づく運輸権(traffic rights)にかかる自由化交渉や国内規制枠組みと GATS 交渉の不整合といった点が挙げられた。

セッション3：他のWTO加盟国のリクエスト・オファーの概観と評価

再び Hartridge 氏により、特に inter model 運送サービスとの関連性を念頭におきつつ、他の WTO 加盟国によるリクエストおよびオファーの評価に関する説明が行われた。

質疑応答

TA チーム Gorospe より、フィリピン運輸産業、海運産業の現状、海運産業の競争力強化

のための政策改革やオープンスカイ政策、市場に対する制限等に関する説明が行われ、活発な議論に貢献した。その他、GATS における補助金や税制優遇措置の位置付け、「複合輸送」の扱い等技術的な質問が呈され、Hartridge 氏より説明を行った。

参加者のひとりである議会スタッフより、現在、検討されているフィリピン憲法改正が成し得なかった場合の GATS の MFN 原則・内国民待遇原則と憲法の関係について質問があり、Hartridge 氏より、MFN 原則との抵触はなく、また、内国民待遇に関しても現在のフィリピンの約束内容とは抵触しない旨説明した。

さらに、海運における「人の移動」の重要性を巡り、労働団体の行動や出入国制限に関する現状等、広範な議論が行われた。

最後に、Ildefonso T. Patdu Jr. DOTC Transportation Planning Service 課長より閉会の挨拶が述べられた。

図表 III-2-3-6 : 運輸サービスに関するワークショップ (第 1 回ワークショップ)

【第 3 日—2003 年 6 月 11 日 (水)】 9:00—16:00	
場所 : マカティ・シャングリラ 1 階 マカティ B	
共催者 : DOTC, MIA, CAB, ATC	
セッション 1 : 今次交渉の概観 フィリピンの約束状況 White Case International シニアディレクター David Hartridge 氏	
セッション 2 : フィリピンの運輸産業—各運輸サービス・セクターの現状 Marina Oversea Shipping Office 課長 Pimentel 氏 Civil Aeronautics Board (CAB) Economic Planning and Research チーフ Provenier Porciuncula 氏	
セッション 3 : 他の WTO 加盟国によるリクエスト及びオファーのレビュー・評価 Hartridge 氏	
運輸産業を巡る「研究」の紹介 TA チーム Ernesto S. Gorospe 氏	

2.3.3 フェーズ 2

(1) ワークショップのプログラムと内容

NEDA ならびに DOE、DENR、PRC との事前協議に基づき、エネルギー・環境サービスと専門サービスに関するワークショップを 2003 年 11 月 6 日、7 日、各 1 日開催した。各ワークショップの主要カウンターパート、参加者人数及び主要テーマは以下のとおりである。

開催日	内容(サブ・コンポーネント)	カウンターパート	参加者数
11月6日	エネルギー・環境サービス	国家経済開発庁(NEDA)、 エネルギー省(DOE)、環境 天然資源庁(DENR)	50名
11月7日	専門サービス	NEDA、専門職規制委員会 (PRC)	50名

各ワークショップの協議内容は省の最後に記載した。

(a) エネルギー・環境サービスに関するワークショップ

NEDA、DOE、DENR、ならびにエネルギー・環境関係産業団体等より 50 名の参加を得た。MC (NEDA スタッフ) による開会に続き、冒頭、Ms. Rebecca Besamis (NEDA 首席事務官) より、謝辞とともに、フィリピンにおけるサービス産業の重要性に関して強調しつつ、労働者が専門性の有無により二極分化するなか専門性向上が課題である点、国際的な自由化を通じた南南貿易や外資との合弁促進のメリット、競争の活性化が資する点等について述べた。TA チーム団長田中より、プロジェクトの全体像及び GATS コンポーネントの活動を紹介し、日本の産業団体の活動に触れつつ競争力強化の重要性について述べた。

セッション 1 : GATS の概観

講師である Hartridge 氏より、導入として、サービスは物品貿易のインフラであり、サービス効率の向上を通じてこそ物品貿易の競争力が向上する点について、バナナの輸出を例に引きつつ説明した。続き、GATS の対象範囲や基本的な義務・権利について説明しつつ、自由化約束にも例外が存在することを説明した。さらに、現在進捗中の自由化交渉について、カンクン閣僚会議の不調から、サービス分野においても合意時期が後ろ倒しされる見通しが高まり、自由化交渉に対する圧力が低まるとの見通しを、WTO 交渉の全体像を示しつつ説明した。

セッション 2 : フィリピンにおける環境関連サービスの現状

DENR の代表として Atty. Fernandino Concepcion より、WTO 協定のなかで環境分野に関連する義務権利を抽出し、示すととともに、所轄国内法の改正に関する現状を報告し、さらに、GATS 交渉中の欧州からの提案やフィリピン憲法の規定等について述べた。

出席産業界代表者より、WTO 協定や GATS による民間企業への影響及び交渉体制につい

て質問があった。これに答え、NEDA の Besamis 首席より、NEDA がサービス交渉全体の責任を一義的に担い、関係各省庁と省庁間調整サービス委員会を活用しつつ調整を行っている点、各省庁は所轄産業界の意見を吸い上げる責務を追っている点等を含むフィリピンにおける GATS 交渉の体制を説明した。DENR からは、NEDA よりスピーカーを迎えて GATS 交渉における環境セクターに関する会合を実施しており、今後、NGO を含む民間との議論を活性化していきたいと述べた。さらに参加者より、持続的開発を目指すコンサルティングサービスと観光、運輸、教育等、他のサービスセクターとの深い関係について意見を述べた。

続いて、Hartridge 氏より「GATS と環境サービス」についてのプレゼンテーションを行った。環境問題に関する関心が高まる中、環境サービスの提供が政府部門から民間企業に外注されるようになってきたといった現状を説明するとともに、既存のサービス分類 (W/120) における環境サービスの分類は限定的であり、WTO 加盟国中 48 カ国しか環境分野の自由化を約束していない点、欧州からの環境サービス分野の提案及びリクエスト内容の説明などを行った。プレゼンテーションを受けて、講師と参加者の間で、環境サービスの民間活力導入の意義や適正な規制の重要性などについて意見交換があった。

セッション 3 : フィリピンにおけるエネルギー・サービスの現状

DOE アシスタント・セクレタリーの Lassie-Matti A. Holopainen 氏より、「フィリピンにおけるエネルギー・サービスの現状」と題するプレゼンテーションを行った。発電・送電・配電に関する現状と法制度について具体的な統計にも言及しつつ説明がなされた。フィリピンでは、発電部門は 1972 年大統領令第 87 号が存在し、日本や米国など外資の導入が一部行われている点、英、米、豪などと異なり配電について民営化を選択していない点、天然ガスに関する法案が提出されている点等にも言及があった。フロアからは、発電に関する民営化の現状や、GATS との関係について質問があり、DOE より、現在、民間部門は公社との契約によって参加可能である、マクロの視点から見ると市場開放によって民間参加の機会が広がることは効率の向上に資する、といった応答があった。

セッション 4 : 環境・エネルギーに関する約束表の技術的側面

Hartridge 氏より、ウルグアイ・ラウンド交渉当時はほとんどの国で発電・送電・配電が垂直的に統合されていたため、エネルギーをサービス分野のひとつと捉える議論はなかったとの背景、3 年ほど前から米国の主導によりエネルギー分野の自由化に関心を持つ複数国による「エネルギー・フレンズ会合」が持たれるに至った事実、米国の提案では、エネルギーのサービス分類、内国民待遇や市場アクセスを約束することの重要性、適切な規制を行う権利、電気通信をモデルとした競争促進的規制、途上国や中小企業に対する配慮などについて述べられ、これをベースに協議が行われている現状等について説明した。

質疑応答では、エネルギーを含むサービス分野において市場開放を迫る先進国と異なり、技術的にも競争力でも遅れをとっている途上国は自由化のメリットを如何に見出すべきかとの問題提起、WTO と FTA の関係など、エネルギー・サービスを中心に WTO や GATS の意義に係るやりとりがあった。Hartridge 氏からは、自由化を留保する権利について強調し、TA チーム団長田中からは、公正貿易の円滑化に資する GATS の意義についてコメントした。

セッション 5：リクエスト・アンド・オファー

最後に、Hartridge 氏より、環境・エネルギー分野を例に GATS 交渉のリクエスト・アンド・オファーについて説明を行った。約束表の記載方法に関しては、既存の第三国の約束表の曖昧な点、間違いなどを含めて解説した。また、TA チームが準備した自己評価のためのシートを基に、出席者各自が作業を行い、その解説も行った。

閉会にあたり、TA チーム副団長石田より、サービス交渉の重要性を再度強調するとともに、次回フェーズ 3 についてのアナウンスメントを行った。NEDA の Besamis 首席からは、ワークショップで共有された知識や情報を活用しつつ、GATS 交渉に今後も関心を払い、交渉成果がフィリピン産業界に資するものとなるよう共に努力を続けることを呼びかけた。

図表 III-2-3-7：環境・エネルギーサービスに関するワークショップ

[2003 年 11 月 6 日 (木)] 8:30 - 17:00	
場所：デュシット日航ホテル	
共催者： NEDA, DOE, DENR	
セッション 1：GATS の概観	
GATS の規範と理解、エネルギー・環境関連サービスとの関連	
White Case International シニアディレクター	David Hartridge 氏
セッション 2：フィリピンにおける環境関連サービスの現状	
	Asst. Dir. Fernandino Concepcion, DENR-EMB
セッション 3：フィリピンにおけるエネルギー関連サービスの現状	
	Asst. Sec. Lassie-Matti A. Holopainen, DOE
セッション 4：エネルギー環境サービスの約束表に関する技術的側面	
	David Hartridge 氏
セッション 5：リクエスト・アンド・オファー	
他の加盟国の例等	
	David Hartridge 氏

(b) 自由職業サービスに関するワークショップ

NEDA、PRC、Professional Boards（会計、認証、建築、エンジニア、環境計画、景観計画、海運エンジニア等）、自由職業団体（医師、会計士、看護師、助産士、衛生エンジニア等）労働雇用省、運輸省、外務省、UNDP 等より 50 名の出席者を得た。

MC（PRC スタッフ）による開会及び出席者の紹介に続き、冒頭、Ms. Rebecca Besamis（NEDA 首席交渉官）より、謝辞とともに、フィリピンにおけるサービス産業の重要性、とりわけ自由職業サービスの労働力の競争力の更なる強化の重要性に関して強調し、ワークショップの活用を呼びかけた。

Ms. Antonieta Fortuna-Ibe PRC 議長より、PRC は教育者を含む 42 の専門職業分野を所轄している、フィリピン専門家の競争力を世界一にすることを目標に、ASEAN（ASEAN Free Trade Agreement on Services: AFAS）、APEC 及び WTO において交渉を行っているが、全ての専門職業分野の代表がこうした国際交渉に対し意見を反映し得ているわけではない。フィリピンの専門職業のなかでは、既に船員は世界一で、世界の船員の 5 人に 1 人がフィリピン人である、欧米や日本の船舶会社にも雇用されている、フィリピンの専門職業家は英語によるコミュニケーション能力に強みがあるが、インドネシアや中国等もこれに迫りつつあるため、益々フィリピンの資格免許の価値を高めていかねばならない、フィリピン看護師は語学能力や専門技術、ホスピタリティに関して世界でも高い評価を受けている、会計士もフィリピン国内に四大会計事務所の拠点を有している、APEC エンジニアとして登録されているフィリピン人エンジニアも多い。こうした現状、フィリピンの専門家の競争力と地位をさらに向上させるべく、WTO 交渉の活用について検討していく必要があり、セミナーを通じて理解を高めたいと述べた。

TA チーム団長田中より、プロジェクトの全体像及び GATS コンポーネントの活動を紹介し、日本の産業団体の活動に触れつつ競争力強化の重要性について述べた。

セッション 1：GATS の概観

Hartridge 氏より、ウルグアイ・ラウンド交渉当時の各国の自由職業サービスに関するスタンスに触れつつ、GATS の基本的な理念や義務権利について説明した。また、今次サービス交渉における、「モード 4」に関する提案等にも言及した。そのうえで、競争力を高めたい分野及びサービス提供のモードを検討のうえ、自由化を段階的かつ戦略的に進めることが消費者を含む国民の福祉の向上に役立つ点を強調した。

フロアから、自由職業サービス附属書に関し、モード 3 とモード 4 の関連性、GATS 第

21 条にもとづく約束表の修正に係る規定内容といった技術的な質問があった。さらに、産業界の意見を斟酌してほしいとのフロアからのコメントに対しては、Hartridge 氏より、米国の産業諮問グループの例を説明するとともに、PRC 議長から、既に PRC が実施している規制当局と産業界の対話の現状等について発言があった。加えて、NEDA より GATS サービス交渉における NEDA と関係省庁の連携等について説明した。

セッション 2：自由職業サービスの約束表に関する技術的側面

Hartridge 氏より、サービス分類や主要国の約束状況、モード 3 とモード 4 の理解の方法、1997 年に作成された会計士サービス分野の国内規制に関する規律および相互承認ガイドライン等について詳細な説明を行った。フロアからは、専門職業従事者の総数制限に関する GATS の枠内における位置付け等の質問があった。

午後のセッションでは、Hartridge 氏より、GATS における自然人の移動に関する交渉経緯、労働者の法的扱いを巡る先進国と途上国との間の見解の相違、査証の扱い等について説明した。これに対し、フロアの有識者から、フィリピン国内における個人労働者関連国内法の改正作業においては、専門職業と非専門職業との間に立場の総意があった点等の紹介があった。さらに、求職中の専門職業家の海外移動は GATS の対象外であるが、契約締結後・就業前の専門職業家の法的扱いについて確認があり、これに対しては、Hartridge 氏より、GATS の枠内であるとの見解が示された。

セッション 3：リクエスト・アンド・オファー交渉

Hartridge 氏より、リクエスト・アンド・オファー交渉に関する説明を行いつつ、カンクン閣僚会議の不調を受けて、プロセスがスピードダウンするとの見方を示した。外務省からの参加者より、二国間協定の交渉が進むか、市場アクセスは FTA で確保すべきとの意見が多いが、GATT/WTO や GATS の付加価値を把握し、フィリピンを含む途上国利益の増進を考えていくことが必要であるとの意見を開陳した。

閉会挨拶として、TA チーム副団長石田より、今後も継続的な取り組むが行われることが期待され、フェーズ 3 もそれに資するものになりたいと述べた。また、NEDA の Besamis 首席より、モード 4 を中心とした GATS 交渉の経緯や最新の議論を知ることができた、既にフィリピンの専門職業市場は自由化されており、今次交渉を通じて何を達成していくかの答えは本日出席の各位のなかにある、今後、交渉のために協力をお願いしたいと締めくくった。

図表 III-2-3-8 : 自由職業サービスに関するワークショップ

[2003年11月7日(金)] 8:30 - 17:00	
場所：デュシット日航ホテル 共催者： NEDA,PRC	
セッション1：GATSの概観 GATSの規範と理解、自由職業サービスとの関連 White Case International シニアディレクター	David Hartridge 氏
セッション2：自由職業サービスの約束表に関する技術的側面	David Hartridge 氏
セッション3：フィリピンの自由職業サービスの現状 Atty. Abelardo T. Dumondon, PRC Consultant on WTO Matters	
セッション4：リクエスト・アンド・オファー 他の加盟国の例等	David Hartridge 氏
* Q&A session included	

2.3.4 フェーズ3

(1) ワークショップ3のプログラムと内容

GATS コンポーネントのワークプランに基づき、フェーズ3のセミナー/ワークショップ等を実施した。

図表 III-2-3-9 : フェーズ3セミナー/ワークショップ開催予定(日程順)

日時	会合内容	カウンターパート	出席予定
1月22日(木) 13:00-16:00 Makati Shangri-la Hotel	観光セクターの調査研究結果に基づく報告討論セッション	DOT	50名
1月26日(月) 9:00-17:00 及び27日(火)9:00-16:30 Makati Shangri-la Hotel	GATS リクエスト&オファー交渉の模擬交渉を通じた理解促進のためのワークショップ	NEDA	40名
1月28日(水) 9:00-12:45 DOTC16階会議室	運輸セクターの調査研究結果に基づく報告討論セッション	DOTC	30名
1月29日(木) 8:30-16:30 Makati Shangri-la Hotel	サービス貿易自由化に関するセミナー	NEDA	90名

環境サービス(1月22日)と運輸サービス(1月28日)に関する報告と討論セッションは、2.3.5のスタディ参照。

(a) テクニカル・セッション – リクエスト・オファー交渉に関するシミュレーション・ワークショップ 「テクニカル・セッション」 –

このセッションはIAC-TCメンバーのために、NEDAの援助を得てTAチームが計画した。実施目的は、IAC-TSメンバーのGATSの交渉プロセスと戦略の理解を強め、サービス貿易交渉に係る手順の完全な理解と認識を通して交渉技術を高めることである。

初日午前：開会と背景説明

フィリピンGATS交渉団長であるNEDAのSongcoアシスタント・ディレクター・ジェネラル(ADG)より冒頭挨拶として、今次GATSコンポーネントの1年間の活動を振り返り、昨年6月、11月の活動内容を含む全体像の説明するとともに、今回の模擬交渉ワークショップがより高い次元の研修であることを強調し、省庁横断的なチームとしてGATSや他の枠組みでの交渉への対応力を向上させるべきことを4歩かけた。また、APEC/WTOキャパシティ・ビルディングWGは日本とカナダが議長を務めているが、本件協力に関する報告を是非とも盛り込んで欲しい旨述べた。

田中より、本件協力活動の背景、目的および活動の全体像について説明した。また、活動を通じ、情報共有の重要性が改めて理解された点、貿易自由化から途上国も利益を享受することが経済開発のために不可欠である点などにも触れた。

Hartridge氏より、初日午後からの研修の素地として、交渉の現状と見通し、本年3月の「サービス・クラスター」交渉で予想される議論、交渉期限が延長される可能性等について説明した。また、GATSの条項と約束表の関連についても説明を行った。

初日午後～2日目：テクニカル・セッションの続き

NEDAによるグループ編成により、10数省・部局からの参加者が4グループ(それぞれ異なる条件の「国」を模す)に分かれた。また、NEDAの担当官が各「国」に散らばり、主として技術的な側面から国毎の議論を促進した。

冒頭、石田より、国家戦略の重要性を強調しつつ模擬交渉の目的を説明するとともに、国松より以下の作業の手順等を説明した。また、随時進行を担当した。

各国は、TAチームが準備した経済情勢や産業実態、法制度や政策等を示した「ファクト・シート」および架空の約束表(但し、分野横断的約束の「自然人の移動」、金融サービス、観光サービスのみ)を示された。この情報に基づき、①自国による国家戦略・交渉戦略の立案、②交渉相手国に対する「リクエスト」の作成、③リクエストを提示し、クラリフィ

ケーション等を行うバイ協議、④自国にてのオファーの作成、⑤リクエストとオファーをもとにした交渉、⑥交渉成果のまとめと作業の評価、⑦国ごとの発表と Hartridge 氏による講評、という手順で作業を行った。

チームごとに交渉経験がある NEDA 以外の省庁からの参加者がリーダーとなり、国毎の議論を進行させるとともに、交渉時にも謝辞やメンバー紹介から始め、厳しい質問や要望を交換しあうなど、真剣な取組みがみられた。

結果として、2カ国は交渉妥結に、他の2カ国は不調にて終了した。TA チームが意図した、交渉を行う際の重要点や留意点と一致する発表が各国代表より行われ、Hartridge 氏からの前向きな講評や技術的なコメントを得た。

グループリーダーから発表された練習から得た教訓は以下の通りである。

- ・ 委員会の存在を明確に理解することによって、交渉準備をする重要性
- ・ 国の評価を管理する必要
- ・ 発展の目的と戦略を慎重に明確にすべきであること
- ・ 型にはまらないリクエストを用意すべきであること
- ・ ステークホルダーの構造の重要性
- ・ 相互利益を強調すべきであること
- ・ 「廊下外交」の重要性
- ・ 委員会の日程の中でリクエストとオファーを適切に言明する必要性

図表 III-2-3-10 : サービス貿易交渉の GATS リクエスト・オファーへの取り組みにおけるシミュレーション・ワークショップ

【2004年1月26日(月)及び27日(火)】8:30-17:00	
場所：マカティ・シャングリラ 3階 Pasay A 共催者：NEDA	
1日目	
プレゼンテーション	
1)GATS 交渉の現状	
2)リクエスト・オファー交渉プロセス	
3)GATS 第16条～20条と約束表の関連	
	White Case International シニア・ディレクター David Hartridge 氏
テクニカル・セッション目的と活動趣旨	
	TA チーム 副団長 石田雅之
ワークショップのルールと仕組みの説明	
	TA チーム GATS コンポーネントリーダー 国松麻季
ワークショップ1：リクエストの作成	
ワークショップ2：オファーの作成	

2 日目

ワークショップ 2：(1 日目の続き)

交渉戦略の確認

ワークショップ 3：模擬交渉

ワークショップ 4：交渉のプロセスとアウトプットのレビュー

グループプレゼンテーションとディスカッション

(b) サービス貿易自由化に関するセミナー

ビジネス業界、NGO および比較的 GATS に関する経験が浅い政府行政官等 90 名の参加を得た。このセミナーはサービス貿易の自由化の重要性に関する啓発、今後の政府とステークホルダーの協議に資するべく GATS に関する理解を促進することを目的とした。

開会

MC (NEDA Abesamis 首席) の開会に続き、冒頭、Director Mendoza より、ADG Songco に代わり、JICA の支援のもと、約 1 年に渡り GATS に関する知識向上の活動を実施してきた点、今週には行政官を対象に模擬交渉を実施した点等を報告するとともに、サービス貿易に関して国際的なアレンジメントを構築していくことの重要性、サービスの経済におけるインパクトの拡大（フィリピンにおいて GNP の 43% であり、成長率は年間 4.3% である）等について述べた。

高田 JICA 事務所次長より、日本政府による世界の経済発展や貿易拡大に関する努力、GATS の義務内容や意義を理解することの重要性、GATS の漸進的自由化という精神を理解することの必要性等に関しご説明いただくとともに、JICA を代表してご挨拶いただいた。

TA チーム田中より、今次プロジェクト活動の全体像、GATS に関する活動（2003 年 6 月及び 11 月のワークショップを含む）の説明を行った。

「サービス自由化、開発、競争力強化」Honeck 氏

Honeck WTO 事務局サービス貿易部参事官より、①サービス貿易の特徴と開発との関係、②GATS 規定の全体像、③GATS の今後の規定に関するシナリオについて説明した。①に関し、経済全体を支えるインフラとして、サービスは、経済の発展段階を問わずいずれの国にとっても重要であることを、経済統計等も用いつつ説明した。さらに、途上国に競争力のあるサービス分野に関し、フィリピンの看護師、インドの IT エンジニア、複数国の観光等に言及した。さらに、人の移動について、海外在住のフィリピン人からの送金が国内経済に大きな影響力をもっているであるとの見方も述べた。②に関しては、GATS の目的は貿

易の拡大を通じた福祉の向上や途上国の参加の拡大である点、約束表は国によって内容も対象範囲も異なっており、柔軟性がある協定である点を強調した。③に関しては、政府調達と空運は GATS の対象とはならない、無条件の義務適用 (MFN、透明性)、条件付の約束 (国内着せ等) といった今後の義務権利の見通しについて説明した。

続く質疑応答では、フロアからの「GATS を守らなかったときの制裁はどのように決められるのか」との質問に対し、Honeck 参事官より、「WTO は警察のような権能を持っているわけではないが、紛争処理機能がある。また、GATS 第 21 条の基づく約束表の修正も用いられている」との点を説明した。また、フロアから「誰に苦情を申し立てればいいのか」という質問に対しては、「WTO に申し立てることになっているが、あくまで政府間の協定であるため、申立ては各国政府が行う」との説明を行った。

さらに、フロアから社会的なコストとサービス貿易自由化とのバランスをとることが重要である、現在、フィリピンでは優秀な人材が海外に流出してしまっているとの意見が出された。これに対して、Honeck 参事官より、まずはそうした現実を認め、国内の規制政策と貿易自由化政策を整合化させる努力を続けることが必要であると答えた。

「WTO/GATS の 8 年間の実績」 Hartidge 氏

Hartridge 氏より、GATS が発効した 1995 年から今日までの GATS の下で達成された成果についてプレゼンテーションを行った。モノの分野よりもサービス分野の方が迅速に自由化が進んでいる点、現在の約束表はウルグアイ・ラウンド当時に性急に作成したものであり、今次交渉の下でより明確なものにしていく余地がある点について触れた。また、金融、基本電気通信、海運及び自然人の移動交渉の成果と、その際の政治情勢（特に米国大統領選挙）との関係についての分析を開陳した。

フロアからの質問に答え、自由化促進派・反対派双方からの圧力、フィリピン労働者の競争力、サービス分類の検討方法などに関し、Hartridge 氏、Honeck 参事官及び石田より回答・コメントした。

パネル・ディスカッション

キックオフ・プレゼンテーションとして、TA コンサルタント Dr. Cal (再委託先、元 DOTC Undersecretary) より、米国、欧州、タイ及びフィリピンの海運・空運産業の実態について述べた後、産業開発政策、競争政策や法制度についても説明した。また、海運分野に関するフィリピン及びタイの GATS の下の約束状況についての比較を行った。

フィリピン商工会議所の Dr. Ong Vice Chairman より、より一層のインデックススタディを

進めてはどうか、マレーシアやベトナムとの統計の相違に関心がある。こうした近隣諸国との比較調査によって明らかになる点を踏まえて政策の再構築に貢献すべしとの発言があった。

Gorospe より、WTO 協定実施に関するプログラムであり、その枠内で運輸と観光を取り上げて調査をしている。政策全般の包括的な立案を目指しているものではないと説明した。

Hartridge 氏より、交渉戦略立案にあたっての比較調査研究の有用性を強調しつつ、活用を慫慂した。また、発表のなかで触れられた約束表における制限に関する解説を行った。さらに、政治の影響を織り込んで国内の議論や調整を進めることの有用性にも言及した。

Honeck 参事官より、各セクターのアセスメントを始めることは重要であり、JICA の協力の下、着手がなされたことは喜ばしい、報告書のなかで提供されているサービスの質について言及がないが、そうした情報も重要である、フィリピンにとっては国際航空サービスのレベルが実際のフィリピンのニーズを満たしているかが観光など他のサービスの発展にも係る、国際貨物の港での扱いも調査してはどうか、「ITCSI」という地場の巨大企業があるので、こうした企業から見た市場アクセスの可能性について研究することも有用であるといった点を指摘した。

フロアより、報告書に雇用創出の観点が含まれていない点、フィリピンの市民要件についての意見等が提起された。これに対し、Dr. Cal より、市民要件の根拠は憲法であるが、現在、憲法改正が提案されているといった説明があった。

また、ステークホルダーとの協議について、政府の交渉担当者は十分行っているかどうか、という指摘があった。

田中より、当初はワークショップやセミナーによる知識移転を中心にしようと考えていたが、状況把握のためには調査研究が不可欠であることがわかった。そのため、「トライアル」として調査研究を行った。未だニーズはあり、今後の活動につながると思われるという点を述べた。

Director Mendoza 及び石田より閉会挨拶を行った。また、石田より、本件プロジェクトは終盤に近づいており、本年 3 月までであるが、交渉は継続しており、NEDA や産業界のイニシアティブによってキャパシティ・ビルディングが継続されることを願うと述べた。

図表 III-2-3-11 : サービス貿易自由化に関するセミナー

【2004年1月29日(木)】8:30-17:00	
場所：マカティ・シャングリラ 3階 マカティ AB	
共催者：国家経済開発庁 (NEDA)	
サービス自由化、開発、競争力強化	WTO サービス貿易部参事官 Dale Honeck 氏
WTO/ GATS の8年間の実績	White Case International David Hartridge 氏
パネル・ディスカッション「サービス産業強化のための GATS 交渉」	
プレゼンテーション「米国・EU・タイと比較したフィリピンの輸送サービスの競争性」	
報告者：Desarollo International Consult, Inc. 会長 Primitivo C. Cal 氏	TA チーム Ernesto G. Ong 氏
リアクター：フィリピン商工会議所副会頭 Eduardo G. Ong 氏	
	コメンテーター：Hartridge 氏、Honeck 氏
	共同議長：NEDA ディレクター Mendoza 氏
	TA チーム団長 田中秀和氏

2.3.5 調査研究

観光サービスおよび運輸サービス分野の比較調査研究は、両サービス・セクターの競争力強化に向けた産業改革政策に資する情報提供を目指して実施された。報告会は DOT および DOTC がそれぞれ主導し、それぞれ行政官および産業界代表者の参加を得て実施した。調査研究の結果については、観光分野では、ホテル・レストラン協会 (HRAP)、フィリピン経済特区当局 (PEZA)、ホテル・レストラン関連産業労働者団体 (NUWHRAI) およびフィリピン大学観光アジア研究所より、運輸分野では関連機関である the MARINA、CAB および ATO よりコメントを得た。

図表 III-2-3-12 : 運輸サービスに関する比較調査研究

運輸サービス分野の市場および政策に関する比較調査研究
目的： フィリピンの将来に向けた政策展開のため、フィリピンおよび主要な貿易相手国の市場の現状および産業政策・競争政策を比較検討する。
対象国： 米国、欧州、タイおよび日本
調査研究の範囲： 市場に関連する情報・データ収集、産業政策、競争政策の分析、多国間自由化交渉等へのアプローチの分析
調査研究の手続き： フィリピン政府と TA チームは調査研究に関して協議を実施する DOTC は調査に関してコメント・アドバイスを提供する

図表 III-2-3-13 : 観光サービスに関する比較調査研究

観光サービス分野の市場および政策に関する比較調査研究
<p>目的： フィリピンの将来に向けた政策展開のため、フィリピンおよび ASEAN の市場の現状および産業政策・競争政策を比較検討する。</p> <p>対象国： ASEAN 諸国</p> <p>調査研究の範囲： 市場に関連する情報・データ収集、産業政策、競争政策の分析、多国間自由化交渉等へのアプローチの分析</p> <p>調査研究の手続き： フィリピン政府と TA チームは調査研究に関して協議を実施する DOTC は調査に関してコメント・アドバイスを提供する</p>

(a) 運輸サービスの調査研究に関する報告会

図表 III-2-3-14 : 運輸サービスの調査研究に関する報告会

[2004 年 1 月 28 日 (水)] 9:00 – 13:00
<p>場所: DOTC 共催者: DOTC</p>
<p>開会 Dir. Idefonso T. Patdu, Jr., DOTC Transportation Planning Service</p> <p>活動報告 TA チーム団長 田中秀和</p> <p>調査研究報告 (フィリピン) TA チーム団員 Mr. Ernesto S. Gorospe</p> <p>調査研究報告 (米国、欧州およびタイ) Dr. Primitivo Cal (JICA コンサルタント)</p> <p>調査研究報告へのコメント: CAB - ATO - MARINA -</p>

(b) 観光サービスの調査研究に関する報告会

図表 III-2-3-15 : 観光サービスの調査研究に関する報告会

[2004年1月22日(木)] 9:00 - 13:00
場所 : マカティ・シャングリラホテル 共催者 : DOT
開会 DOT 次官 Evelyn B. Pantig
活動報告 TA チーム副団長 石田雅之
調査研究結果報告 TA チーム団員 Mr. Joselito P. Supangco (JICA Consultant)
調査研究報告へのコメント: Speakers: フィリピンホテルレストラン協会 Ms. Elizabeth dela Fuente フィリピン経済特区当局 Mr. Wilhelm Ortaliz ホテル・レストラン関連産業労働者団体 Mr. Daniel Edralin フィリピン大学観光アジア研究所 Mr. Bien Claraval

2.4 SG/AD 協定実施能力向上 《コンポーネント 4》

2.4.1 プログラムの概要

ワークショップは、7月7日（月）より同10日（木）までの四日間、マニラ市内の Inter-Continental Manila “Bahia room”において、DTI-BIS との共催として開催された。出席者は、BIS-DTI、BITR-DTI、関税委員会、農業省、投資省（BOI）、Court of Tax Appeal、Office of Solicitor General、議会等から45名の参加があった。SG/AD を主に担当する3機関（BIS-DTI、関税委員会および農業省）のみの参加を予定した当初計画から参加機関が増加したのは、BIS-DTI との一連の協議を経て、当該措置に関係する全ての政府機関から参加者を得ることが望ましいとの判断に至ったためである。ワークショップの実施形式にも BIS-DTI の希望に応じて一部変更が加えられ、SG/AD に係る DS のケース・スタディは、「模擬裁判」の形態を取り入れ、参加者自身の発表と議論の機会を設けることとした。

講師はワシントン D.C.およびブラッセルの Wilmer, Cutler & Pickering (WC&P)、静岡県立大学、およびマニラの PricewaterhouseCoopers (PwC) から招かれた。WC&P の Leonard Shambon 弁護士および Axel Desmedt 弁護士はワークショップのほとんどの部分を担当し、その欧米における専門的職業経験に基いて SG/AD 措置の技術的・実務的側面に焦点を当てた。静岡県立大学の福永有夏講師は SG/AD に関わる様々な DS の事例を学問的な観点から紹介するとともに、模擬裁判セッションも担当した。PwC の Jeremy Gatdula 弁護士は、その研究実績と官民双方との日常的な業務協力に基づくフィリピン国内法と実務に関する卓越した知見をワークショップに提供した。

2.4.2 ワークショップの実施

(1) ワークショップの内容

ワークショップは、DTI 次官 (Consumers' Welfare and Trade Regulations Group) の Adrian S. Cristobal 氏および JICA フィリピン事務所高田裕彦次長によるオープニング・リマークスから開始された。Cristobal 氏は、経済のグローバル化が進展する中で、フィリピンのような途上国にとっての SG/AD といった貿易救済措置の重要性が高まっていること、そして本セミナー参加者がフィリピン政府内におけるその重責を担っていることを指摘し、本セミナーに対して大きな期待を寄せていると述べた。

(a) 第1日目（7月7日（月））

・セッション1：SG および AD 措置の手続 (1) – イントロダクション、フィリピンにおける両措置の手続

オープニング・リマークスの後、TA Team 田中団長より、講師陣の紹介、さらに”Introduction”において、Leonard Shambon 弁護士および及び Desmedt 弁護士より、本セミナーの全体像および講師それぞれのバックグラウンドの説明がなされた。

続く、”SG and AD Proceedings in the Philippines”において、Jeremy Gatdula 氏から、①国際法とフィリピン国内法の関係、特に WTO の AD 協定・SG 協定とフィリピンの RA8752(AD)、RA8800 (SG) との関係がフィリピン憲法第二条第二項に基づいてどのように扱われるかについて説明がなされた。また②フィリピン政府の AD/SG 措置に係る役割に関しては、フィリピン国内における AD/SG 措置に係る関連法令およびその所轄官庁、さらには過去の AD/SG 措置発動件数、発動手続きなどが概観された後に、SG/AD 措置はあくまでも国際貿易により被害を被ったものへの例外的な救済措置であることをフィリピン国内世論に浸透させることを通して、SG/AD にかかるナショナリスティックな議論を回避するような努力が今後必要であるとの所感が述べられた。

・セッション2：SG および AD の実務 (2) – 共通概念

セッション2においては、WCP の Shambon 弁護士および Desmedt 弁護士から、「損害および因果関係」に関して、以下のとおり、説明がなされた。

(定義) アンチ・ダンピングの定義については、(a) 特別な防止税によって、(b) 実質的な輸入国国内産業に実質的な損害を引き起こすまたはその恐れがある、(c) 「正常の価格」以下で輸入国での販売を(d) 相殺する、輸入国による措置である。これに対して、セーフガードは(a) 特別な防止税によって、(b) 重大な損害を引き起こすまたはその恐れある、(c) 輸入の急増を、(d) 一時的に減少させる、輸入国による措置である。

(国際法上の根拠) アンチダンピング (AD) 措置およびセーフガード (SG) 措置は、それぞれ GATT 第六条および AD 協定、GATT 第十九条およびセーフガード協定に基づいて正当化されている。

(損害および因果関係) 損害に関しては、AD 協定では「実質的な損害」(Art. 3 AD Agreement)、SG 協定では「重大な損害」(Art. 2&4, SG Agreement)が国内において発生していることが発動の条件となっている。また因果関係については、AD 協定 (Art. 5.2, AD) においてはダンピングによる輸入と損害に「因果関係」があること、SG 協定 (SG 4.2(b), SG) では輸入の急増と損害に「因果関係」があることを求めている。とりわけ Art. 3.5 AD は、「当局は、ダンピング輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めをダンピング輸入に帰してはならない」と規定し、ダン

ピング輸入以外の要因による国内産業への損害を、ダンピング輸入による損害と区別することを求めている(SG に関しては Art. 4.2 (b) SG に同様な規定がなされている)。(参加者からのコメント) 参加者からは、フィリピン SG 法は米国法にならって、「その他の要因」にかかる規定がなされているが、損害の何%が「その他の要因」による場合に、因果関係がないと判断されるのかという質問がなされた。講師陣からは、WTO 上級委員会は特定の%を示してはいないものの、ダンピング輸入による損害では内と立証するためには、当該損害が「その他の要因」のみによる必要はないとされている(US-Line Pipe) との回答がなされた。

(b) 第 2 日目 (7 月 8 日 (火))

・セッション 3 : SG および AD 各措置の特徴 (1) - AD 関連措置

セッション 3 においては、WCP の Shambon 弁護士および Desmedt 弁護士から、「同種の製品」に関して、以下のとおり、説明がなされた。

(同種の製品) AD と SG を比較すると、まず「同種の製品」に係る定義が異なる点に注意が必要である。AD が措置を発動する対象を「同種の製品」にのみ限定しているのに対して、SG では「同種の製品」に加えて「直接に競合する製品」もその発動対象としている。具体例として、履物(男性用革靴、女性用革靴、スポーツシューズ、子供靴、サンダル、ビーチサンダル、スリッパ) および自転車(普通の自転車、子供用自転車、マウンテンバイク) を取り上げて、どの製品が「同種の製品」となるかに関する説明がなされた。まず自転車については、①外観の特徴、②技術上の差異、③エンドユースの差異、④材料の差異、⑤営業ルートの差異などに基づいて判断がなされる。マウンテンバイクがその他自転車と同種の製品とみられるかについては、欧州委員会(EC) は同種の製品とは認めなかった。また、履物に関しても EC は厳格な判断を示しており、ビーチサンダルとスリッパ以外は、すべて「同種の製品」とみなし AD 防止税が課されている。

(参加者からのコメント I) DTI-BIS 職員からフィリピンにおいて過去に「類似の製品」が問題となった例として、高級家具や輸出向けの銅裏打ち鏡(Copper-backed miller) が、国内向けの鏡とは「類似の製品」としてみなさないとの判断が下されたケースが報告された。

(講師からの回答 I) Shambon 氏から、価格の差異を基準にした判断は必ずしも「類似の製品」の判断に影響を及ぼすとは限らないとして、ルーマニアからの安価な鉄が「くず鉄」であるため米国製鉄鋼へ損害をもたらしていないとの訴えが棄却された事例が紹介された。

(参加者からのコメント II) 「価格」を判断基準とすることと関連して、関税委員会からフ

フィリピンにおける幼稚産業である石油化学製品の保護と国内消費者の利益を保護するために「価格」によって貿易救済措置の審査適用対象を制限することの是非について質問がなされた。

(講師陣からの回答 II) これに対して、Shambon 氏から米国商務省 (DOC) では「価格」が AD 審査の際に考慮されないのに対して、米国国際貿易裁判所 (ITC) では、販売の実際の損害を審査するために「価格」が判断基準として用いられているとの解説がなされた。また Desmedt 氏からは、「経済開発に対する政府の援助」を認める GATT 第十八条が紹介され、GATT の枠組みの中でも、幼稚産業に対する政府の援助が認められていることが紹介された。

・セッション 4 : SG および AD 各措置の特徴 (2) - SG 関連措置

セッション 4 においては、WCP の Shambon 弁護士および Desmedt 弁護士から、「AD/SG 措置それぞれの特殊な側面」に関して、以下のとおり、説明がなされた。

(救済措置：遡及・非遡及制度) 救済措置に関して、米国は遡及システムを、EC は非遡及システムを採用している。米国型遡及システムのもとでは、防止税は定期的な再審査されてその結果、防止税の額が増減する。但し、遡及システムは多大な労力を必要とするため、現在は米国においても、自動的に再審査が行われるのではなく、輸出企業などから要請があった場合にのみ、再審査が行われている。他方、EC 型の非遡及制度のメリットとしては、高い予見性を挙げることができる。すなわち、輸出業者は将来の 5 年間にわたりどれだけの防止税が課されるのかについて事前に把握できるため、販売戦略等をたてやすいとされる。なお、AD 協定 11 条は、AD 措置を課す場合に、中間再審査とサンセット再審査とを行うことを義務付けている。但し、中間審査については詳細な規定はなく、EU においては、サンセット再審査の期限である 5 年以内に中間再審査によって AD 措置が撤回されることはほとんどない。

(より少ない防止税について) 貿易救済措置は、国内産業を保護する一方で、当該製品の価格が上昇するため国内消費者には損害をもたらす。この損害を最小限にするために用いられるのが「より少ない防止税」措置である。但し、GATT・WTO 協定においては「より少ない防止税」は義務として課されているわけではない。単に、AD 協定 9.1 条において「ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、ダンピング防止税の額は、その少ない額であることが望ましい」と規定されているに過ぎない。実際、米国などの貿易救済措置法には、「より少ない防止税」に係る規定はおかれていない。他方、EU においては「より少ない防止税」を課することが「義務付け」られている。

(参加者からのコメント) 参加者からのコメントとして、フィリピン法は「より少ない防止税」を課することもできると規定されており、より GATT の規定に近いものとなって

いるとのコメントがあった。これに対して、講師陣からは、「より少ない防止税」が自動的に課されるような制度が望ましいとのコメントがなされた。

(海外調査について) Shambon 弁護士から、その DOC における経験に基づいて、DOC による海外調査が実際にどのようにおこなわれているか、またその際の注意点について説明が行われた。なお、フィリピン当局による海外調査は現地大使館員によって実施されることが多く、実際に海外調査に携わった経験を有する参加者は限られていた。

(途上国条項について) AD 協定 15 条は、「先進加盟国は、この協定に基づいてダンピング防止措置をとることを検討する場合には、開発途上加盟国の特別な事情を特に考慮しなければならないことを認める」と規定している。とりわけ「特定の国からのダンピング輸入の量が輸入加盟国における同種の製品の輸入の量の 3 パーセント未満であると認められる場合には、当該ダンピング輸入の量は、通常、無視することのできるものとみなす」(AD 協定 5.8 条)として途上国への S&D 措置が規定されている。

(参加者からの質問) インドからの輸入量が 0.5%であったため、AD 措置の適用が除外されていたが、AD 措置導入によってインドからの輸入量の比率が 3%以上になった場合には、新たな AD 審査が開始されるのか？

(講師陣からのコメント) 米国実務においては、新たな審査が開始されるのではなしに、従来なされていた審査の再審という形をとるのが通常である。

(参加者からの質問) セラミック・タイル事件においては、第三国(タイ)を迂回した(中国からの)輸入が問題となった。このような問題は WTO 協定ではどのように扱われるのか。

(講師陣からのコメント) 第三国を迂回した輸入、ないしはわずかな最終組立工程のみを輸入国で行うような輸入に関しては、例えば EU などでは組み立て等による価値の付与が 25%以下の場合には、経由国(もしくは輸入国)の製品とは認めないとの規定が存在する。

(全般的措置と選択的措置) セーフガード措置の適用は、すべて国に対して平等になされなければならない(SG 協定 5.2(b)条)。選択的な適用は、WTO 非加盟国に対してのみ認められる。但し、中国に対してのみは、その加盟議定書によって、①予見不可能性の条件(SG 協定 2 条)、②重大な損害(SG 協定 4 条:代わりに実質的な損害)の条件、③選択的適用の禁止の条件が、適用されないと明記されている。

(国内産業の調整の監視) セーフガードは、国内産業の調整を前提とした一時的な緊急避難的措置である。このため、加盟国はセーフガード措置の発動後、当該産業の調整・監視することが求められている。しかし、実際にはどのように調整を監視するのかについては具体的な方法はない。これが、EU がほとんどセーフガード措置を発動していない理由である。

(c) 第3日目 (7月9日 (水))

・セッション5：紛争処理(DS)のケース・スタディ (1)

セッション5においては、WCPのShambon 弁護士およびDesmedt 弁護士から、「WTOのDS過程に係る手続きと技術」に関して、以下のとおり、説明がなされたのち、模擬裁判が実施された。

(WTO-DS 手続き) Desmedt 弁護士から、WTOの紛争解決手続きに関する概説的な講義がもたれ、紛争解決機関、小委員会、上級委員会、仲裁人、事務局長、WTO事務局(法律部および上級委員会の法律部)、専門家それぞれが、紛争解決に関して、どのような役割を担っているか、さらにWTO紛争解決のタイムスケジュールについて説明がなされた。また、現行システムの問題点としては、小委員会がテンタティブなものであること、仲裁等の他の紛争解決手段が活用されていないこと、そしてDS遂行にかかる費用が膨大(US\$400,000)であることなどが指摘された。とりわけ、参加者からは費用の膨大さについて、大きな関心が示された。

(参加者からの質問) 参加者からはWTO-DS制度に係る質問(小委員会・上級委員会のメンバー選出方法・任期について)、上級委員会の決定の先例拘束性について、私人控訴の可能性について、WTO-DSに係るフリーライダーの問題についてなど多くの質問が寄せられた。

・セッション6：紛争処理(DS)のケース・スタディ (2) (模擬裁判)

WCPのShambon 弁護士およびDesmedt 弁護士から、SG、AD措置それぞれに係る架空のモデル・ケース(米国によるラム肉セーフガード(ケース1)、EUによるインド・ベッド・リネンに対するアンチ・ダンピング(ケース2))が配布・説明された。その後、参加者を四つのグループにわけ、それぞれのケースの申立国、被申立国としてプレゼンテーションの準備を行った。模擬裁判のタイム・スケジュールは以下のとおり。

【タイムスケジュール】

11:00-11:30	モデル・ケースの説明
11:30-12:15	小委員会設置の申立書の作成準備(申立国側のみ)
12:30-14:30	口頭弁論の準備(申立国・被申立国双方)
14:45-15:05	口頭弁論(申立国・被申立国双方)(第一事例)
15:05-15:25	小委員会からの質問・討議(第一事例)
15:50-16:10	口頭弁論(申立国・被申立国双方)(第二事例)
16:10-16:50	小委員会からの質問・討議(第二事例)
17:30	小委員会決定の発表

(d) 第4日目 (7月10日 (木))

・セッション7：紛争処理(DS)のケース・スタディ (3) (模擬裁判)

セッション7においては、静岡県立大学福永助教授から、「WTO の貿易救済措置に関する事例」に関して、以下のとおり、説明がなされたのち、ミニ模擬裁判が実施された。

【AD 事例】

- ・ (グアテマラ-セメント I) まずアンチ・ダンピングに関しては、以下の5つのケースが説明された。まずグアテマラ-セメント I ケースにおいては、グアテマラが暫定的 AD 措置、およびそれに続いて最終的な AD 措置を発動したのに対して、メキシコが申立を行った。本件においては、パネル設置の申立において、メキシコが申立の対象を暫定的措置なのか最終的な措置なのか確定しなかったため、棄却された。
- ・ (US-1916 年法) 本件においては、1916 年法が WTO 協定に違反する規定が強制規定であるか、任意規定であるかを巡って争われた。本件において、上級委員会は強制規制のみが WTO 協定違反となるとの判断を下している。
- ・ (EC-ベッドリネン) 本件においては、EC が AD 措置発動の審査において採用したゼロイングの WTO 協定との整合性が争われ、上級委員会はゼロイングを WTO 協定違反であるとの判断を下した。その他、タイ-鉄鋼ケース、米国-圧延鉄鋼ケース、米国-バード修正条項ケースについて説明がなされた。

【SG 事例】

- ・ (韓国-酪農品) 韓国が発動した酪農品に対する SG 措置に対して、EC がパネル設立の申立を行った。本申し立てにおいて、EC は違反を訴える SG 協定の複数の条項を記載したものの、各条項のどの小項目違反を問題としているのかについて沈黙していた。パネルは韓国の自らを弁護する権利を害しているとして本申立を退けている。
- ・ (US-小麦グルテン) 米国が主張する損害が、輸入の急増によるものなのか、その他の原因に起因するのかについて争われた。本件において、上級委員会は SG 措置による保護対象となるのは、輸入の急増による損害のみであり、その他の原因に起因する損害については SG 措置の保護対象から外すことを求めている。
- ・ (US-ライン・パイプ) 本件において、上級委員会は US-小麦グルテンケースにおける判断をさらに進め、SG として発動される措置は急増した輸入による損害のみを対象とする措置でなければならず、その他の要因による損害をカバーするような措置は認められないとの判断を下した。上記二つの事例によって、WTO 協定に整合的な SG 措置の発動は非常に困難になったという見解が紹介された。
- ・ (参加者からの質問) 参加者からは、WTO-DS 過程における秘密情報の取り扱い方

法について、調査期間終了後の情報提供について、上級委員会報告の先例拘束性についてなど、活発な質問が寄せられ、福永講師および Gatdula 弁護士から回答された。

【ミニ模擬裁判】

- ・ 上記 AD/SG 措置に関連する WTO-DS 事例が紹介されたのちに、AD 措置および SG 措置に関するミニ模擬裁判が実施された。今回の模擬裁判は、前日の模擬裁判と同様に参加者を四つのグループに分け、それぞれ二つのケースにかかる申立国・被申立国に分かれて議論を行った。取り上げたケース（架空）は、オーストラリアによるフィリピン産パイナップルに対するセーフガード（ケース 1）、同じくマレーシア産カーステレオに対するアンチ・ダンピング（ケース 2）である。なお、題材となるケースを単純化することにより、参加者の理解をより深いものとするよう配慮がなされた。

（ケース 1：SG 措置（審査基準）について）

- ・ ケース 1 においては SG 措置の審査基準を中心として、申立国/被申立国チームの間で議論が交わされた。争点は、実際の SG 措置発動に際しては 2000-2002 年の輸入データのみが審査の対象であったにも拘わらず、審査の対象でなかった 1997-1999 年の輸入データを WTO 小委員会が判断することができるかどうかであった。申立国チームは、1997-1999 年のデータは審査基準を満たさないうえ、2000-2002 年の輸入データは Art. 2.1 の条件を満たすのに十分ではないと主張した。これに対して、被申立国側は Art. 2.1 の条件を満たすために 1997-1999 年の輸入データを用いることは、審査基準を満たすとの弁論を行った。
- ・ 福永講師からは、まず 2000-2002 年の輸入データのみでは Art. 2.1 の条件は満たせないとした上で、1997-1999 年の輸入データが WTO 小委員会の審査基準を満たすためには、たとえば 1997-1999 年の輸入データが SG 措置が審査されていた当時には秘密情報であったなどの正当化が求められるとのコメントがなされた。
- ・ （参加者からのコメント）フィリピンにおいては、公開されている輸入データではなく、財務省関税課から直接送られてくる輸入データに基づいて、審査がなされている。一方、公開されている輸入データは 3 年ごとに修正がなされており、審査基準との関係で問題となる可能性が若干あるとの指摘がなされた。

（ケース 2：AD 措置（ゼロイングを認める強制法規と任意法規について）

- ・ ケース 2 においては、ゼロイングを認める AD 国内強制法規と任意法規の問題を争点として、申立国チームと被申立国チームの間で議論が交わされた。申立国チームは、WTO 協定違反であると EC-ベッド・リネンケースにおいて判断されたゼロイングを認める当該法律は、たとえ任意法規であったとしても、WTO 協定が強制法規と任意法規の違いを特に定めていない以上、WTO 協定違反であるとの主張を行った。

他方、被申立国は上級委員会によってゼロイングは禁止されたものの、AD 協定自体にはゼロイングを禁ずる規定は存在しない。さらに WTO 協定違反が争われるのは、強制法規のみが対象であって任意法規は協定違反とはならないとの主張がなされた。

- ・ 福永講師からは講評として、ゼロイングは AD 協定自体においては禁じられていないものの、EC-ベッド・リネンケースによって、事実上協定違反となっている。しかし、WTO パネル・上級委員会は、たとえ実質上強制法規であった場合にも、規定上は任意法規である場合には、強制法規としてはみられず協定違反も認められないとの判断が下される可能性が高いとの講評が寄せられた。

・セッション8：技術、制度、組織面の能力向上のためのディスカッション

本ワークショップのまとめとして、Gatluda 弁護士からフィリピン政府の課題と題するプレゼンテーションがなされた。Gatluda 弁護士は、世論への WTO をはじめとした国際貿易の重要性に関する唱導をより積極的に進めること、WTO が目指しているものが自由貿易であると同時に公正な貿易であること、WTO 交渉を担当している BITR のスタッフを増員・強化する必要、国内産業を国際的に不公正な方法で保護することによるディメリットの大きさなどが指摘されたのちに、実際にフィリピンビジネス界においても、グローバルな事業展開には透明性が重要であるという認識が浸透しつつあるとの所感が述べられた。

Gatluda 弁護士プレゼンテーションののちに、今後のフィリピンにおける SG/AD 関連機関・制度の改正の必要性について、出身省庁毎にグループに分かれて参加者間で議論がなされ、その結果が報告された。今後の課題・必要として挙げられた内容は以下のとおり。

(関税委員会)

- ・ SG/AD 措置に係る今回のようなセミナーをさらに開催してほしい。
- ・ TC 自体の必要としてはさらなる弁護士、スタッフが必要である。
- ・ 特に SG/AD 措置の分析に必要なデータ収集にスタッフが必要である。
- ・ プライベート・セクターへのさらなる唱導が必要である。
- ・ 現行 SG 法のタイム・スケジュールは短すぎるので改正が必要である。
- ・ セメント・ケースに見られるように SG/AD 措置の審査には政治的な圧力がかかりやすく、政治的な圧力がかからないような制度作りが必要。
- ・ 次回以降のセミナーには、財務省関税課の職員も呼んでほしい。

(法務長官室)

- ・ 法務長官室および租税裁判所のスタッフに対する SG/AD 措置にかかるさらなるキャパシティ・ビルディング活動が必要。
- ・ BIS や TC といった関連機関からの積極的なコンサルテーションが、今後の司法判

断には、さらに重要となる。

- ・ 法務長官室としても **WTO** 紛争解決に積極的に関与してゆきたい。
- ・ 今後、関係省庁の横の繋がりをさらに密にしてゆくことが望ましい。

(農業省)

- ・ 農業省において **SG** 措置担当者は 3 名に過ぎず、みな若いスタッフである。
- ・ **SG/AD** 措置発動に関して、ビジネス界全般に政府に対する不信感がある点は問題である。
- ・ さらなるキャパシティ・ビルディング活動が必要。とりわけ日本における研修等を希望する。

(下院事務局)

- ・ 適切な **SG/AD** 措置、さらには **WTO** 関連措置をフィリピンに定着させるためには予算の獲得が不可欠である。そのためにも、今回参加した各関係者が、**DBCC** に対して **WTO** 関連措置に対する予算枠を要請してゆくべきである。
- ・ **TC** や **BIS** という政府機関は、**BIS** の判断を **TC** が再審査するという関係上、通常、相互のコミュニケーションが希薄になりやすい。しかし、**SG/AD** 措置という国家の重要な政策を判断・決定する期間であるからこそ、協調しつつ、国家全体の利益に関するビジョンを共有してゆくべきである。

(BIS)

- ・ 今回のようなワークショップがさらに期待される
- ・ 他の政府機関とのネットワークをさらに強化すると同時に、とりわけデータ収集に関する協力を進めてゆきたい。
- ・ 現行 **SG/AD** 法を改正してゆくためにも、関係機関で協調して法改正草案作成に参画したい。とりわけ、来週には **SG** 法改正草案に係る会合が上院議員を中心としてもたれるため、その場でも本ワークショップの成果を還元してゆきたい。

(講師陣からのコメント)

- ・ **SG/AD** 措置の審査には、データの収集・透明性が重要である。米国 **ITC** においては米国輸入データをインターネット上で公開するなど、その透明性・正確性を高める努力がなされている。
- ・ フィリピン **SG/AD** 法の改正に関しては、フィリピンビジネス界の関心があまり高くない現在が、むしろより公正な法改正にとって最適なタイミングである。とりわけ、より少ない防止税の強制法規化はぜひ行うべきである。
- ・ 関係機関の間での協力関係強化は積極的に進めるべきである。

・ クロージング・リマークスと修了書の授与

関税委員会委員長の Abone 弁護士より、本セミナーへの感謝が述べられるとともに、ク

ロージング・リマークがなされた。とりわけ Abone 委員長からは、AD 法適用の統一性が重要であるとの指摘がなされ、今後は正確なデータに基づいた審査がより重要になってゆくことは明らかであり、その作業は、今回セミナーを受講したスタッフ一人一人の肩にかかっているとのスピーチがなされた。クロージング・リマークスに続いて、参加者全員に終了証が授与され、ワークショップは終了した。

(2) ワークショップの成果

TA チームが参加者に対して行ったアンケートにおいては、ほとんどの参加者が今回のワークショップを有益であったと高く評価するとともに、SG/AD 措置の詳細な手続きに関するワークショップを開催してほしいとする要望を示した。講師陣も参加者のワークショップへの積極的な寄与と、フィリピン側カウンターパート (BIS-DTI) の運営体制を高く評価した。また Abone 関税委員会委員長自らがクロージング・リマークにおいて「第二回ワークショップ」の開催を期待すると述べるなど、アンケート回答に限らず、参加者全員に高い関心がみられた。

(3) ワークショップ・プログラム

図表 III-2-4-1 : ワークショップ・プログラム

【第 1 日目 - 7 月 7 日 (月)】 9:00 - 17:30
<p>セッション 1 セーフガード (SG) 及びアンチ・ダンピング (AD) 手続 (1) イントロダクション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師: Leonard Shambon 弁護士 及び Axel Desmedt 弁護士, WC&P フィリピンにおける SG 及び AD 手続 ・ 講師: Jeremy Gatdula 弁護士, PricewaterhouseCoopers
<p>セッション 2 セーフガード (SG) とアンチ・ダンピング (AD) 手続 (2) : SG と AD における共通概念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師: Shambon 弁護士 及び Desmedt 弁護士, WC&P 類似の産品 / 損害及び因果関係の審査 / パブリック・インタレスト・テスト
【第 2 日目 - 7 月 8 日 (火)】 9:30 - 17:30
<p>セッション 3 SG 及び AD 各手続の特色 (1) : AD 関連措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師: Shambon 弁護士 及び Desmedt 弁護士, WC&P 海外調査の実施 / 救済措置: 予測的システムと遡及的システム / レッサー・デューティ・ルールと新規輸入者の検討

セッション 4 SG 及び AD 各手続の特色(2) : SG 措置関連

- ・講師: Shambon 弁護士及び Desmedt 弁護士, WC&P
- 調査規則と手続/SG 措置の発動 (暫定的/正式/特別) と途上国に対する特別措置
協議手続/国内産業調整の監視とその他調査後の手続

【第 3 日目-7 月 9 日 (水)】 9:30 - 16:40

セッション 5 紛争処理(DS)のケース・スタディ(1)

- ・講師: Shambon 弁護士及び Desmedt 弁護士, WC&P
 - ・アドバイザー: 福永有夏講師, 静岡県立大学
- WTO-DS 手続の手続と技術

セッション 6 DS のケース・スタディ(2)

- ・講師: Shambon 弁護士及び Desmedt 弁護士, WC&P
 - ・アドバイザー: 福永有夏講師, 静岡県立大学
- DS ケース・スタディ(ミニ模擬裁判 1)

【第 4 日目-7 月 10 日 (木)】 9:30 - 16:30

セッション 7 DS のケース・スタディ(3)

- ・講師: 福永有夏講師 静岡県立大学
- DS ケース・スタディ(ミニ模擬裁判 2)

セッション 8 技術、制度、組織面での能力向上に係る議論

- ・スピーカー: BIS-DTI/TC 他参加者
 - ・コメンテーター: 福永講師及び Gatdula 弁護士
- 閉会

2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》

2.5.1 プログラムの概要

TA コンサルタント・チームは、2002 年 12 月 2 日から 11 日にかけて第一次現地調査を行い、インセプション・レポートに基づき関係機関との協議を行い、支援の方法、対象となるアジェンダを検討した。BPS との協議の場において、政府機関におけるワーキング・レベルの担当者の能力向上を、民間セクターの関与の下に強化することのニーズが高いことが確認された。また、BPS からは、国内強制規格の開発に責任を有する政府機関の TBT 関連の知識強化、民間セクターの関心、そして TBT 協定に関する国内調整委員会の運営に優先順位を置きたいことが示された。

このようなニーズに基づき、TA コンサルタント・チームは、TBT 協定に関するキャパシティ・ビルディングを実施するにあたり、強制規格や適合性評価手続に関する権限を有する BPS や他の国内政府機関と協議を行った。支援の実施にあたっては、まず TBT 協定に関連するフィリピン国内関係機関（貿易産業省参加の製品標準局（BPS）、貿易規制・消費者保護局（BTRCP）、及び国家通信委員会）に対する組織診断を実施した。これには、TBT 協定に関する一般的な理解、人的リソースの配置、TBT 協定整合性が求められる国内の各種制度の把握状況、標準の策定／見直しプロセス及び国際標準への適合にあたっての国内体制などを幅広く確認し、課題の抽出を行うための基礎となるものである。

支援プログラムをより効果的なものとするために、TA コンサルタント・チームは以下の 3 点に特に注力することとした。

- 1) TBT 協定を理解するためのワークショップの開催
- 2) 協定の理解を助けるための教材の開発
- 3) 上記 1)、2)を通じた組織能力向上のための提言策定

まず第一に、TA コンサルタント・チームは政府関係者の TBT 協定理解向上のための 2 回のワークショップを開催することを計画したワークショップでカバーされるテーマは、BPS や他の強制規格担当省庁との協議に下で決定された。2 回のワークショップのテーマは以下の通りである。

（第一回ワークショップ（2003 年 8 月）で取り上げたテーマ）

- ・ TBT 協定の個別条文の理解
- ・ 協定の対象範囲（特に SPS 協定との相違点）

- ・ 協定の下での通報手続
- ・ TBT 協定照会所の役割と適切な規格策定省庁間調整
- ・ TBT 協定の貿易に与える影響

(第二回ワークショップ (2003 年 12 月) で取り上げたテーマ)

- ・ TBT 協定の下でのラベリング問題
- ・ 日本における強制規格に関する規制改革と省庁間調整
- ・ MRA の法的・経済的バックグラウンドと日本の経験
- ・ フィリピンの ASEAN 諸国との MRA に関する経験と将来展望
- ・ TBT 協定第三回 3 年見直しの結果と最新動向

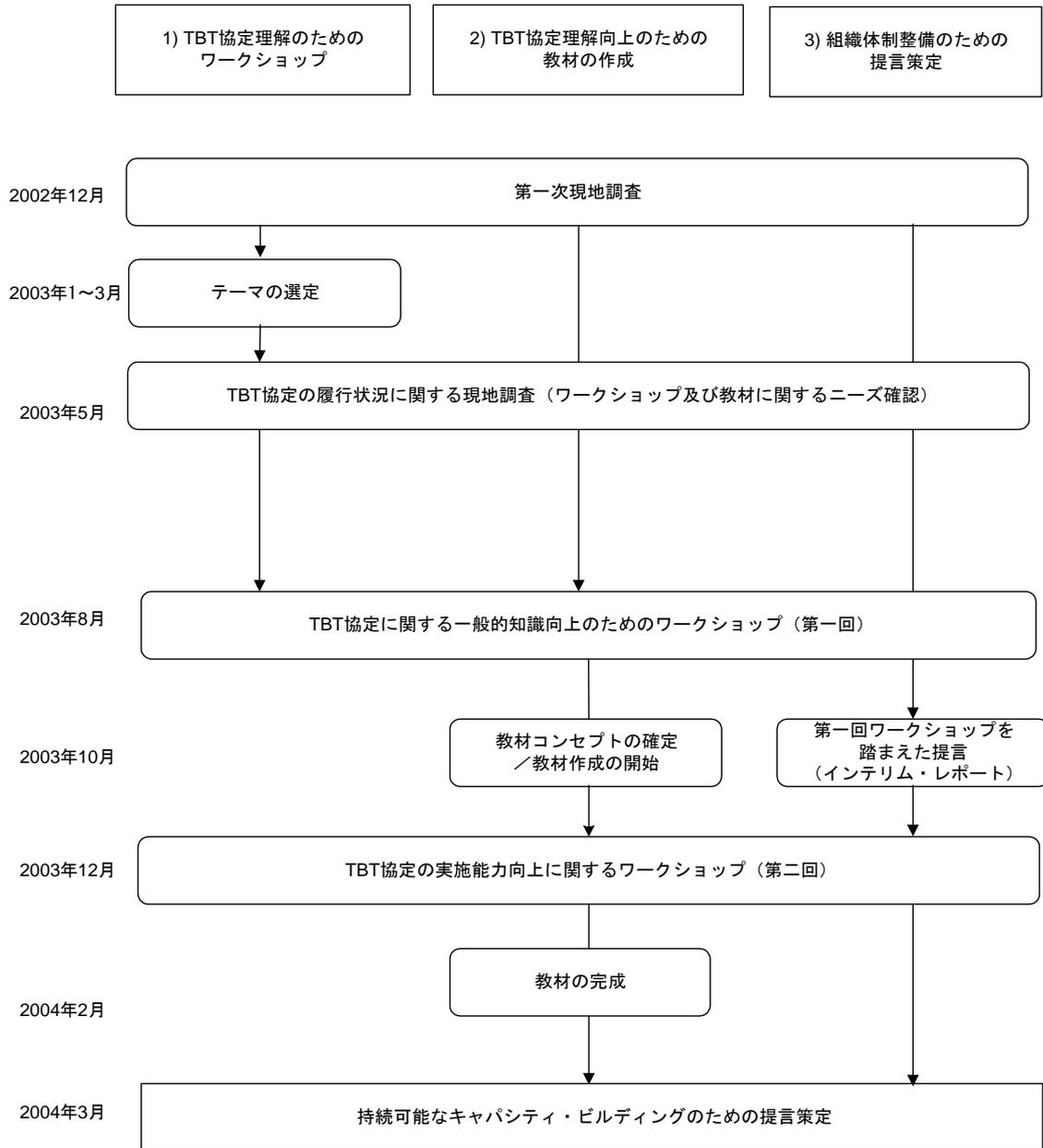
第二に、TA コンサルタント・チームは TBT 協定の理解を向上させるための効果的なトピックを盛り込んだ教材の開発を開始した。BPS との協議に基づき、TA コンサルタント・チームは、教材に TBT 協定に関する基本トピック、通報手続、TBT 協定に関連する最新情報を盛り込むことを決定した。教材の開発にあたり、TBT 協定や日本における規格開発に関する専門知識を有する (財) 日本規格協会など日本の人的リソースを活用しながら、TA コンサルタント・チームはフィリピン独自の状況を考慮することにも配慮した。

教材に盛り込まれたテーマは以下の通りである。

- TBT 協定条文の解説
- 加盟国の義務 (通報、国内法の改正、照会所の設置、国際規格・ガイドの使用)
- TBT 通報マニュアル
- 情報提供に関する権利と義務 (紛争事例等)
- 規格案作成に関する留意点
- 参考資料 (用語解説、TBT 協定本文、閣僚宣言 TBT 関連部分等)

第三に、TA コンサルタント・チームは上記 1)、2) に基づく支援活動に従い、TBT 関連問題に関する組織能力向上のための提言の策定を行った。提言の策定にあたっては、特に 2 どのワークショップの成果を通じて、ワークショップ講師、BPS、参加者からのコメントが有効に活用された。

図表 III-2-5-1 : コンポネント 5 の知識移転フロー



2.5.2 第1回ワークショップ

(1) 第1回ワークショップの内容

第一回ワークショップは、2003年8月20-21日に、マカティ・シャングリラ・マニラホテルのマカティAルームにて開催された。BPS及び日本の経済産業省との協議を通じ、第一回ワークショップのテーマは図表III-2-5-1のように決定された。

主としてTBT協定の一般的な理解を目的とした第1回ワークショップには、7つの関係省庁及び民間セクターから33名の参加者が参加した。スピーカーは、日本側からは経済産業省（Ministry of Economy, Trade and Industry: METI）、TAコンサルタントチーム、フィリピン側はBPSが担当した。

ワークショップは、高田JICAフィリピン事務所次長、BPS局長のMr. Jesus Motoomullの開会挨拶により開催された。

2日間のワークショップは、6つの講義（TBT協定の理解、TBT協定の貿易に与える経済的影響、通報手続と照会所、TBT協定関連の紛争事例、フィリピンにおけるTBT協定の実施に関する現状、TBT委員会における最新動向）から構成された。講義の後、ワークショップ参加者はグループに分かれ、TBT協定に関するフィリピンの利害関係者が直面する課題にどのように対処するかというグループディスカッションを行った。

第1日目（8月20日（水））

セッション1：TBT協定の権利と義務

「TBT協定の理解：範囲と重要条文」

- ・ 小田講師（TAコンサルタントチーム）より、特にTBT協定とSPS協定のカバー範囲の相違点に関して具体例を踏まえた説明が行われ、フィリピン側参加者からも、具体的な技術的障壁のクラリフィケーションに関する質問がなされた。

「TBT協定が貿易に与える経済的影響」

- ・ 久野講師（TAコンサルタントチーム）より、国際標準や国際的な適合性評価システムの存在が輸出業者、輸入業者、消費者にどのようなインパクトを与えるか、及びこれらを促すTBT協定の履行が貿易に与える影響につき報告が行われた。参加者からは、国際標準の恩恵は各国毎にどのように異なるのか、TBT協定において各国が独自の標準を制定することの正当性がどのような条件で規定されているか、等につ

き質問がなされた。

セッション2：TBT協定の実施

「TBT通報手続きと照会所の役割」

- ・ 久野講師（TA コンサルタントチーム）より、TBTにおいて定められている「通報」及び「照会所設置」等に係る義務について、及び日本でこれら義務を履行する為の運用体制、加盟国にとって他国に情報を要求する権利が与えられていること、等につき説明がなされた。これに対し、参加者からは日本におけるTBT協定の運用に関する具体的な質問等がなされた。

「TBT協定関連の紛争事例」

- ・ 小田講師より、TBT協定に関連した過去の紛争は、「ECアスベストケース」及び「EC鯛ケース」の2件しか発生していないが、鯛ケースのように食品の表示に関する強制規格も紛争の対象となり得、さらに途上国が先進国を提訴し、勝訴することが可能であることが紹介された。

「フィリピンにおけるTBT協定の実施状況」

- ・ Campomanes 講師（BPS）より、フィリピンにおけるTBT協定の実施状況が報告された。Campomanes氏は、BPSの構造、フィリピンのTBT協定実施状況、標準化のためのインフラ整備状況などの現況を説明するとともに、TBT協定の照会所としてのBPSの役割や、フィリピンが直面しているTBT協定履行上の課題を紹介した。こうした状況把握は、ワークショップ第2日目におけるグループ討議に反映されることとなった。

第2日目（8月21日（木））

セッション3：「TBT協定に関する最新動向」

- ・ 藤代講師（経済産業省）から、ジュネーブのWTO/TBT委員会における最新の議論の内容について報告がなされた。参加者からは、同委員会が途上国に対して実施したTBT関連技術支援の現状に関するアンケート結果の入手方法、エコ・ラベリングに関する議論の状況、労働安全衛生関連の規制とTBT協定の関連性、ISO/IEC等における国際標準化活動への途上国の有効な参加方法等につき質問やコメントがなされた。

セッション4：「グループ・ディスカッション」

- ・ 続いて、参加者全員による「ワークショップ・セッション」が行われた。参加者が

6つのグループに分けられ、2グループずつTAチームが準備した課題について議論した。このワークショップ・セッションの目的は、

- ① 省庁横断的なグループを通じて、フィリピンが直面しているTBT協定履行上の問題点を特定すること
- ② 上記課題を解決するための現実的な解決策を模索すること
- ③ 省庁間あるいは関連業界団体との協力体制を構築することに置かれた。

・ まず最初の2グループは、「TBT協定に関する照会所の役割」について議論し、報告を行った。次の2グループは、「TBT通報システムの効率性の向上」についてそれぞれ議論し、解決策を提示した。また、最後の2グループは、「国内の利害関係者に対するTBT協定の活用方法」を議論し、その選択肢を提示した。これらグループ報告の結果は、BPSのシニア・オフィシャル及び日本側専門家のコメントを踏まえ、今後のBPSの「行動計画」に取り込まれることとなった。

・ 最後に、Motoomull・BPS局長に代わり、Botor・BPS副局長及び田中TAコンサルタント・チーム団長寄りへ位階の挨拶が行われ、第一回ワークショップは終了した。

(2) 第1回ワークショップの成果

(a) カウンターパート（BPS）からのコメント

BPSは第一回ワークショップで取り上げられたテーマはフィリピン側参加者全てにとって有益なものであったと評価した。特に、国際フォーラムにおいてどのような議論が行われているのかについて参加者が知識を得たことが重要であったとの指摘がなされた。さらにBPSは、グループ討議において提示された問題をBPSの行動計画に即座に取り入れる予定であることを示唆した。

(b) 講師（経済産業省及びTAコンサルタント・チーム）からのコメント

第一回ワークショップを通じて、フィリピン側参加者は講師に対して多くの質問やコメントを行ったことが評価される。これらの質問やコメントの多くはTBT協定の権利や義務に関するものであり、TAコンサルタント・チームとしては、フィリピン側参加者がTBT協定から生じる各種課題に関する知識向上についての作業を継続していくべきことを促した。

(c) ワークショップ参加者からのコメント（アンケート調査）

第一回ワークショップ時に、TA コンサルタント・チームはワークショップ参加者に対してワークショップの成果を評価するためのアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果によると、多くの参加者にとって本ワークショップが TBT 協定に関する知識を得る初めての経験であり、ワークショップの内容については十分に満足していることが明らかとなった。全ての参加者が TBT 協定に関する一般的な知識を獲得するためにワークショップに参加しており、参加者の約 3 分の 2 が講師や他の参加者との意見交換を行う場としてワークショップを位置づけていることが判明した。

ワークショップ参加者は、今後のワークショップで取り上げられるべきテーマについても要望を出しており、これらは第二回ワークショップのプログラム策定時に考慮されることとなった。

（ワークショップ参加者から提示された要望）

- 多くの紛争事例を用いた TBT 協定の更なる理解
- 強制規格、任意標準、適合性評価手続の開発と採用
- 規格開発とその政策決定
- 相互承認協定（MRA）、事業者適合宣言（SdoC）

(3) ワークショップ・プログラム

図表 III-2-5-2：ワークショップ・プログラム

【第 1 日－8 月 20 日（水）】 9:00 – 16:00
セッション 1 TBT 協定の権利と義務
TBT 協定の理解：範囲と重要条文 小田正規（TA コンサルタントチーム）
TBT 協定が貿易に与える経済的影響 久野新（TA コンサルタントチーム）
セッション 2 TBT 協定の実施
TBT 通報手続きと照会所の役割 久野新（TA コンサルタントチーム）
TBT 協定関連の紛争事例 小田正規（TA コンサルタントチーム）
フィリピンにおける TBT 協定の実施状況 Ms. Ma. Victoria Campomanes（BPS）

【第2日－8月21日（木）】 9:00－16:00

セッション3 TBT 協定に関する最新動向

藤代尚武氏（経済産業省基準認証ユニット国際チーム長補佐）

セッション4 グループ討議

モデレータ：小田正規、久野新（TA コンサルタントチーム）

テーマ1：TBT 協定に関する照会所の役割

テーマ2：TBT 通報システムの効率性の向上

テーマ3：国内の利害関係者に対する TBT 協定の活用方法

2.5.3 第2回ワークショップ

第1回ワークショップにおけるアンケート調査の結果、講師及びBPSのコメントを総合的に判断し、TA コンサルタント・チームは第2回ワークショップの目的を以下のとおりに設定した。すなわちラベリング、MRA など基準認証に係る新たな課題に関する理解、TBT 協定の権利・義務に関する理解の増進の2点である。特にTBT 協定の権利・義務の理解の増進については、省庁横断的なメンバーで小グループを構成し、協定本文を参照しながらグループ毎に与えられた課題を解決するという方式が採られた。

(1) 第2回ワークショップの内容

第2回ワークショップには、フィリピンの13の省庁及び民間セクターを代表する37名の参加者が参加した。スピーカーは、日本の経済産業省（METI）、TA コンサルタントチーム、及びBPSによって担われた。

ワークショップは中垣 JICA フィリピン事務所長、及びBPS 標準開発課長の Hernandez 氏の開会挨拶により開始された。

第1日目（12月4日）

セッション1 TBT 協定の更なる理解

1-1 TBT 協定に関連するラベリング問題

小田講師（TA コンサルタント）より、世界各国のラベルが紹介され、ラベリング問題とTBT 協定の関係、WTO 加盟国の関心、更には経済発展上のインプリケーションに関する説明が行われた。これに対してフィリピン側参加者からは、労働関連ラベル、化学分野におけるラベルの要件、宗教関連のラベル（ハラールマークなど）とTBT 協定との関係について質問がなされるとともに、関連技術の進化に伴いラベルの要件も改訂されるべきであるとのコメントがなされた。

1-2 日本における基準認証関連の規制改革および省庁間調整

続いて、久野講師（TA コンサルタント）より、日本における基準認証分野の規制改革・規制緩和の流れ、規制の性能要件化の概念、及び規制担当者と基準認証担当者との協調体制等につき説明がなされた。参加者からは、性能要件型の規制と詳細な技術仕様を含む規制は二律背反的なものなのか、あるいは混合型の規制もあり得るのか等につき質問がなされた。

セッション2 MRA

2-1 MRA（相互承認協定）の法的・経済学的考察

午後のセッションでは、久野講師及び小田講師（TA コンサルタント）より、MRA の概念に関する基本的な説明、TBT 協定と MRA との関係、MRA の便益と費用、及び日本における MRA の経験について紹介がなされた。これに対してフロアからは、技術水準の異なる国が MRA を締結することの実現可能性、途上国側にとっての MRA 締結の意義等につき質問がなされた。

2-2 フィリピン・ASEAN における MRA の経験

第1日目最後のセッションにおいては、Isagani 講師（BPS）より、フィリピンによる地域レベルの MRA（ASEAN：ACCSQ、APEC など）への参加状況、及び特定国あるいは特定国認証機関との MRA/MOU の締結状況に関する紹介がなされた。参加者からは、フィリピンが MRA を締結していく意義について質問が提起されるとともに、現在、MRA の締結国以外からの輸入品が十分な認証を経ずにフィリピン国内に流入してくることに對して、国内関係機関がどのように協調して問題に対処すべきかという点につき、議論が行われた。

最後に、第1日目のスピーカーに対し一般的な質疑応答がなされ、第1日目の議論を終了した。

第2日目（12月5日）

セッション3 TBT 委員会における最新動向

第2日目は、まず藤代講師（経済産業省）より、2003年10月にジュネーブにおいて開催された「ラベリングに関するワークショップ」で提起されたケーススタディの内容、及び同年10月、11月に開催された WTO/TBT 委員会の活動状況につき、特に TBT 協定の実施に関する第三回三年見直しの内容を中心に説明がなされた。続いて、現在改訂途上にある JIS マークシステムの概要についても紹介がなされた。これに対してフロアからは、新たな JIS マークシステムにおける外国の認証機関の扱いに関する質問がなされた。また、産業界の代表者より、実質的に国際標準として扱われている UL 規格が TBT 協定において国際標

準とみなされるのかについて質問が提起された。

セッション4 グループ・ディスカッション

セッション4においては、参加者全員による「グループ・ディスカッション」が行われた。参加者全体が省庁横断的なメンバーで構成された6つの小グループに分けられ、TAチームが準備した3つの課題について議論を行った。このグループ・ディスカッションの目的は、①省庁横断的なグループ内における議論を通じ、フィリピンが直面しているTBT協定履行上の問題点を特定すること、②国際標準化活動の重要性を理解すること、③実際にTBT協定を参照しながら、上記課題を解決するための現実的な解決策を模索すること、に設定された。

まず、TAチームから方法論に関する説明がなされた後、午前中の残りの時間、及び昼食後の時間を用いてグループ内で課題解決の為の議論が行われ、最後に各グループによるプレゼンテーションが実施された。

最初の2グループは、「外国市場における新たな技術的障害への対処方法」について議論し、TBT協定上の権利の活用方法に関する報告を行った。次の2グループは、「国際標準化活動への参加促進方法」についてそれぞれ議論し、国際標準化活動を活性化させる為の解決策を提示した。また、最後の2グループは、「国内において新たな強制規格を導入する際のTBT協定の権利／義務の享受／履行方法」を議論し、その選択肢を提示した。前回ワークショップ同様、これらグループ報告の結果は、BPSのシニア・オフィシャル及び日本側専門家のコメントを踏まえ、今後のBPSの「行動計画」に取り込まれることとなった。

グループ・ディスカッション終了後、田中TAチームリーダー及びMotienzo・保健省エンジニア及びUnson・PPSQF所長より閉会挨拶を得、またHernandez・BPS標準開発課長及び田中TAチームリーダーより参加者に対して受講証が授与され、ワークショップは終了した。

(2) 第2回ワークショップの成果

(a) カウンターパート（BPS）からのコメント

第2回ワークショップ終了後にフィリピン側カウンターパートより、本ワークショップは、フィリピン側出席者のTBT協定に関する知識が向上し、特にグループ・ディスカッションを通じてTBT協定に関する問題に主体的に取り組む下地ができたとの評価がなされた。加えて、TBT協定の義務を履行するにあたっては、知識移転に加えて、試験所や検査帰還のインフラストラクチャーの整備を平行して進めることが重要であることが指摘された。

(b) 講師（経済産業省及び TA コンサルタント・チーム）からのコメント

TA チーム側からは、本プログラムの参加者がそれぞれの所属機関においてトレーナーとなって知識移転を進めることが重要であることを指摘した。特に、政府機関・業界ごとに直面する問題は異なるであろうと考えられることから、自らの組織に適切な課題を設定し、ワークショップを通じて獲得した知識を柔軟に用いていく事が課題であることを説明した。同時に、インフラストラクチャーの整備については、まずは機器の導入ありきではなく、自らの直面する課題に優先課題を付け、その課題克服にあたりどのような生涯があるのかということ十分に特定することが重要であることを指摘し、フィリピン側の下承を得た。

(c) ワークショップ参加者からのコメント（アンケート調査）

TA コンサルタント・チームは、第 2 回ワークショップの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析の結果によると、今回のワークショップを通じて TBT 協定の権利義務や日本の経験に関する理解を深めたということ、特にグループ・ディスカッション、及び MRA、ラベリングに関する講義が有益であったとの回答が多かった。また参加者の半数以上が前回のワークショップにも出席しており、継続的な技術移転が行われたことも示されている。

(3) ワークショップ・プログラム

図表 III-2-5-3 : ワークショップ・プログラム

【第 1 日 : 12 月 4 日 (木)】 9:00 – 16:00
セッション 1 TBT 協定に関連するラベリング問題 小田正規 (TA コンサルタントチーム)
セッション 2 日本における基準認証関連の規制改革および省庁間調整 久野新 (TA コンサルタントチーム)
セッション 3 MRA (相互承認協定) の法的・経済学的考察 久野新、小田正規 (TA コンサルタントチーム)
セッション 4 フィリピン・ASEAN における MRA の経験 Mr. Isagani Erna (BPS)

【第2日 12月5日（金）】 9:00 – 16:00

セッション5 TBT委員会における最新動向

藤代尚武氏（経済産業省）

セッション6 グループ・ディスカッション

モデレータ：小田正規、久野新（TA コンサルタントチーム）

テーマ1：外国市場における新たな技術的障害への対処方法

テーマ2：国際標準化活動への参加促進方法

テーマ3：国内において新たな強制規格を導入する際の TBT 協定の権利義務の享受／履行方法

2.6 アクションプラン策定《コンポネント6》

2.6.1 キックオフ・セミナーの開催

本支援プログラムでは、フィリピン政府のカウンターパートである DTI と JICA 共催によるキックオフ・セミナーを立ち上げとして実施した。本セミナーは、WTO の枠組みによってもたらされる利益に係る共通認識を、フィリピン政府関係者において形成する機会として位置づけた。また、本プログラム活動にとって重要と考えられる課題のプライオリティー・問題意識の基礎づくりに資するものとして実施した。以下は、セミナーの主な概要であるが、詳細に関しては、別途とりまとめのセミナー報告を参照されたい。

(1) 概要

2003 年 3 月 5 日、マニラマンダリンホテルにおいて「WTO システムとフィリピン」をテーマとするキックオフ・セミナーを開催した。(本件セミナーの実施内容等に関しては、2002 年 12 月 10 日に開催されたインセプション会合における検討を基礎としている。) 本セミナーは、政府関係者の関心を向上させるため、関係方面に広く参加を要請した結果、最終的に DTI、関税委員会 (Tariff Commission)、税関、NEDA、知的財産権庁、外務省、環境・天然資源省、労働・雇用省、農業省、農地改革省、通信・交通省、大統領府、中央銀行等政府関係機関を中心に 134 名の参加者を得た。

基調講演講師として、日本側からは、松下満雄成蹊大学法学部教授 (前 WTO 上級委員会委員)、吉屋拓之経済産業省通商機構部参事官参事官補佐、また、フィリピン側からは、Thomas Aquino DTI 次官、Angelo Salvador M. Benedictos DTI 課長補佐が参加した。また、モデレーターとして、フィリピン側から、Edgardo B. Abon 関税委員会委員長、Angie M. Sta. Catalina 外務省課長の参加を得た。

(2) オープニング・セッション

セミナーは、Aquino 次官のオープニング・リマークスに続き、JICA フィリピン事務所高田次長からの挨拶で開会された。

オープニングでは、まず Aquino 次官より日本政府に対し、本件 APEC メンバーに対するキャパシティ・ビルディング支援協力への謝辞が表明され、本案件の経緯につき、既にタイ、インドネシア、マレーシアにて支援が行われた点、APEC の枠組みに基づく先進諸国の対途上国支援の一環である点等が説明された。この中で、日本のこれまでの経験の共有が

本支援を通して有用であり、フィリピン政府にとって今後の WTO 協定履行に係る更なるキャパシティ改善のための知識向上に資するものである旨の見解が示された。

続いて、JICA フィリピン事務所高田次長から、WTO の枠組みを通じて特に ASEAN 地域の貿易自由化を支援することは日本政府にとっても重要な事項である点が表明され、そのために JICA において本支援プログラムの枠組みを整備してきた経緯等が示された。本趣旨を達成する上で、本案件では多方面の WTO 協定専門家を投入し実りあるものにしていく方針を説明した。

(3) 第 1 セッション

第 1 セッションは、松下教授の基調講演を中心に進められた。松下教授からは、WTO の義務だけでなく権利についても触れ、多国間貿易システムの重要性と全体像を概観する説明が講義された。特に、同システムにおいて重要な役割を果たす紛争処理手続き、不公正貿易是正に係る貿易救済措置の特徴等に触れ、貿易と環境問題との関係、食品の安全性、FTA/RTA 拡大の状況、知的財産権問題等、WTO における新しい動きについても詳細な講義が提供された。

続いて、Benedictos 課長補佐から、フィリピンにおける WTO 協定履行に係る現況と課題についての説明が行われた。また、現状に至る歴史的経緯、協定履行に係る目的、機能、基本的な原則、枠組み全体の構造・加盟国構成等にも触れ、フィリピンが現状コミットしている協定が概観された。両講師の基調講演の後、Abon 委員長のモデレーションで、質疑応答の時間がもたれた。(質疑等の主な概要に関しては、後述(5)項参照。)

(4) 第 2 セッション

第 2 セッションは、吉屋補佐からの基調講演を中心に行われた。吉屋補佐からは、ドーハ開発アジェンダ (DDA) の進捗状況を説明の上、1)DDA が成功裡に成果を得ることの重要性、2)WTO 協定履行の必要性、3)キャパシティ・ビルディングの重要性等が説明された。この後、Catelina 課長のモデレーションで、松下教授、Benedictos 課長補佐からのコメントなどを得た上で、質疑応答が行われた。質疑等の主な概要に関しては、後述(5)項に紹介しているが、特に DDA との関係で、直前に行われた東京におけるミニ閣僚会議の状況及び、これにフィリピンが参加できなかった背景等について質問が寄せられた。講師陣から、前者については、農業問題での調整の難しさ、後者については、現行の WTO 活動における関心国間調整の難しさ等について応答があった。

質疑応答の後、最後に TA チーム田中団長より、本件プログラムの全体像紹介等を経て、Kabigting DTI 課長のクロージングリマークが Benedictos 課長補佐より提示された。

(5) セミナーにおいて提起されたキーポイント

質疑応答、セミナー後のアンケート等において、参加者から提起された主要な点は以下の通りであり、個別のコンポーネントの支援活動に反映することが検討された。

(a) トレーニング/ワークショップ等に関する関心事項

- ・ WTO 協定間の関係
- ・ WTO 協定に係る最新情報
- ・ WTO 協定履行に係るメリット及びディメリット
- ・ 他国におけるキャパシティ・ビルディング活動に係る事例紹介及び分析
→ (上記に関しては、可能な範囲で個別コンポーネント支援活動にて対応)

- ・ GATS 協定に関するセミナー又はワークショップ実施
- ・ 協定対象となる産業別トレーニングの実施
- ・ GATS コンポ活動への労働雇用省の参加
→ (GATS コンポーネントにおいて対応。但し、第 2 点に関しては、一部対応。)

- ・ 貿易救済措置に係る詳細
→ (AD/SG コンポーネントにおいて対応。)

- ・ SPS、動物/植物検疫、環境に係る詳細テーマ
- ・ 持続的発展に係る協定の効果 (農業・食品分野)
- ・ WTO 協定に基づく農産品貿易に係る課題解決のための技術的知識
→ (AG/SPS コンポーネントにて支援範囲において対応)

(b) その他の提案

- ・ 政府の組織的側面の強化
- ・ WTO に係る問題を専門に扱う機関の創設
- ・ 公開された WTO に係る情報ライブラリーの創設
→ (上記に関しては、特に個別コンポーネント活動にて直接的に対象となっていないが、情報システムコンポーネントにおいて部分的に対応。情報システムコ

ンポネント活動では、情報共有化の観点から組織的強化を目指しており、前2点に関しては、他のコンポネントの提言部分で一部触れられる。）

- ・ WTO に基づく更なる標準準拠に係るガイドラインの考え方形成のための枠組み
→ (TBT コンポネントにおいて活動過程の検討にて考慮)
- ・ TRIPS 協定あるいは原産地規則等に係る技術支援
- ・ 本キックオフ・セミナー同様のセミナーの更なる提供
- ・ 農業改革省との共催プロジェクトによる農業改革推進に係るキャパシティ・ビルディング活動支援
- ・ より広範なキャパシティ・ビルディング・プログラム及び包括的セミナーの提供
- ・ 海運セクターに対する JICA からの支援
→ (上記諸点に関しては今後のキャパシティ・ビルディング活動にて対応検討)

(6) セミナー・プログラム

図表 III-2-6-1 : セミナー・プログラム キックオフ・セミナー「WTO 体制とフィリピン」

2003 年 3 月 5 日 09:00 – 17:00
<p>開会挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中垣長睦 JICA フィリピン事務所長 (高田裕彦 同事務所次長による代読) ・ Mr. Thomas Aquino, Undersecretary, DTI <p>セッション 1 モデレーター: Atty. Edgardo B. Abon, Chairman, Tariff Commission</p> <p>基調講演: 多国間貿易体制における WTO の重要性 – WTO 協定における権利と義務 –</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スピーカー: 松下満雄 成蹊大学教授 (全 WTO 上級委員) <p>フィリピンにおける WTO 協定履行の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スピーカー: Mr. Angelo Salvador M. Benedictos, Assistant Director, DTI <p>セッション 2 モデレーター: Ms. Angie M. Sta. Catalina, Department of Foreign Affairs</p> <p>ドーナ開発アジェンダの最新状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スピーカー: 吉屋拓之 経済産業省通商政策局通商機構部参事官付 ・ コメンテーター: 松下教授, Mr. Angelo Salvador M. Benedictos <p>WTO 協定のためのキャパシティ・ビルディングの重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スピーカー: 田中秀和 TA コンサルタント・チーム・リーダー <p>閉会挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ramon Vicente T. Kabigting, Director, DTI (Mr. Benedictos, Deputy Director, DTI による代読) ・ 田中秀和 TA コンサルタント・チーム・リーダー

2.6.2 ラップアップ・セミナーの開催

本支援プログラム全体の締めくくりとして、2004年2月19日、マニラ市内マカティ・シヤングリラホテルにおいて、DTI と JICA 共催によるラップアップ・セミナーを実施した。本セミナーは、本支援プログラムで実施したキャパシティ・ビルディング活動を振り返り、それらを評価するとともに、WTO における多国間の通商枠組みを円滑に活用するという観点から、フィリピン政府に対する本プログラムの効果をレビューすること、また、今後の活動として期待される活動等、各コンポネント実績を含め政府関係機関の間で情報共有化をはかることを目的とした。以下は、セミナーの主な概要である。(詳細に関しては、別途とりまとめのセミナー報告を参照されたい。)

(1) 概要

セミナーは、これまでのフィリピン政府側活動関係者を対象に83名の参加を得た。主な参加機関は以下のとおり。

- a) Department of Trade and Industry
 - Bureau of International Trade Relations
 - Bureau of Import Services
 - Bureau of Product Standards
 - Tariff Commission
- b) National Economic and Development Authority (NEDA)
- c) Department of Tourism
- d) Department of Transportation and Communications
- e) Department of Finance
- f) Department of Environment and Natural Resources
- g) Department of Labor and Employment
- h) Professional Regulations Commission
- i) Department of Agriculture
- j) National Food Authority
- k) Board of Investments
- l) Bureau of Customs
- m) Intellectual Property Office, Office of the President 等

また、上記プログラム関係機関に加え、JICA フィリピン事務所の他、国際援助機関から CIDA (Canadian International Development Agency)、USAID (United States Agency for

International Development)、EU (European Union) の参加を得た。

(2) オープニング・セッション

開会では、JICA フィリピン事務所中垣所長、DTI 側から Aquino 次官のオープニング・リマークスに続き、TA チームから田中団長のプログラムのレビューが行われた。

中垣所長からは、セミナーへの関係者の積極的参加に対する謝辞に続き、今回のプログラム概要を5つのコンポーネントに渡り説明があり、成果については最終報告書にとりまとめられる旨の報告があった。また、本プログラムの趣旨である WTO の多国間通商枠組みの活用と自由貿易の重要性が示唆され、本プログラムの成果が、今後の日・比二国間協定の検討にも資するものである点に言及があった。

また、本プログラムの成果は、今後の政府各関係機関及び官民の関係団体の間での協力・連携を促進することで、より良い効果を生み出す点が強調され、その意味でも、本プログラムで提供された情報共有システムが、関係各省庁間で効率的に活用されることに対しての期待が表明された。

Aquino 次官からは、日本政府並びに JICA に対して本プログラム支援への謝辞が表明された。また、本セミナーに JICA 以外にも国際支援機関の参加が実現したことについて評価が示されるとともに、今後重複を避けつつ更なる支援協力への期待が表明された。

本プログラムを振り返り、フィリピン政府においても WTO 協定そのものの理解はあるものの、これらを実質的に履行してことに対するキャパシティ・ビルディングが必要であった点に触れ、本プログラムを契機に、今後とも更なる支援が期待される分野についての積極的な検討を歓迎する旨の示唆があった。

TA チーム田中団長からは、本プログラムの実施プログラムに加え成果実績を説明するとともに、人材育成、組織強化、情報共有の3点が、特にキャパシティ・ビルディング活動の重要な要素である点が強調された。

(3) 各コンポーネントの活動実績及び今後の方針報告

(a) 情報シェアリングシステム／全般

- Mr. Angelo Salvador M. Benedictos, Assistant Director, BITR -DTI

情報シェアリングシステム及びプログラム全般に係るコンポーネントのカウンターパートとして、DTI, BITR の Benedictos 課長補佐より、本プログラムのとりまとめとしての BITR の位置づけを説明の上、Aquino 次官の強いイニシアティブにより 2001 年 National Economic Development Board を通して、本支援プログラムが実現した背景が紹介された。

本コンポーネントに関しては、現行の情報システムの改善し WTO 協定履行を円滑化し、組織的能力向上のために、情報共有システム (WRISS: WTO-Related Information Sharing System) が開発された。本システムは BITR を中核に運用されるものであるが、一部 BPS、BIS も利用が可能となっている。提供された PC 及び関係機器、システムによって、基本的に今後 DTI 内で WTO 関係情報へのアクセスを可能としている。今後の検討課題としては、関係部署だけでなく、関係他省庁、広く一般に対して WTO 関係情報をできるだけ有効に活用できるようにするための方策である点が表明された。

その他、WTO 交渉とりまとめ部署たる BITR では、協定等に関する知識は十分であり、当初、情報共有のための機材供与に大きな関心があった点が示唆された。今般のプログラムは日本政府としては APEC の場で技術支援を提案していたため、機材供与単独の支援は本来のスキームに適さないというハードルがあったが、むしろ、より包括的な情報共有化能力に対する技術協力の一環として機材に加えてシステムが提供されたことに対して、JICA の理解と尽力が認められた。今後引き続いての機材を含むシステム拡張等に対する支援の期待も日本政府及び他ドナーに対して表明された。

(b) TBT コンポーネント

- Ms. Victoria S. Campomanes, Chief, WTO TBT Enquiry Point, BPS

BPS の Camomanes 主任より、まず、BPS の WTO エンクワイアリー・ポイント運営の状況と技術支援を必要とした課題の背景等について説明があった。BPS は、標準・技術に係る規制や、WTO 整合性評価手続き等の情報提供を、広く国内における関係者に提供する立場にある。また、産業界や関係機関からの情報を入手して、標準・技術に係る規制が貿易上の障害となり得るか否かを決定する立場にある。しかしながら、産業界・関係機関における標準・技術の貿易上の障害に係る理解は未だ高いとはいえず、また、規制の技術的解釈等に係る専門家も十分では無いために困難な状況を経験してきた。これらを克服し、協定履行を円滑化し、また、関係各方面とも連携を密にしていいため、BPS では、今回の JICA 支援プログラムの提言を受け、以下のアクションプランに到達した。

i) NCC (National Coordinating Committee on WTO/TBT) の強化

- ii) 政府関係部署間における知識伝達活動の実施
- iii) 標準化プロセスへの民間セクターの参画を促す BPS のリーダーシップの発揮。

(c) GATS コンポーネント

- Ms. Brenda R. Mendoza, Director, Trade Industries and Utilities Staff, NEDA

NEDA の Mendoza 課長より、本コンポーネントにおける技術支援活動が、2003 年 6 月より 2004 年 1 月の期間、3 段階のフェーズでワークショップ、セミナー等が提供された点につき、プログラム報告が行われた。本プログラムを通して、特に IAC-TS (Inter-Agency Committee on Trade in Services) のメンバー、観光、運輸、環境エネルギー、及び、プロフェッショナルサービスセクターの主要関係者の能力向上がはかられた点に言及があった。また、観光及び運輸における競争力分析調査が実施され、本調査報告に係る議論もできた点が紹介された。プログラムの中でも、リクエスト・オファーに係る通商交渉シミュレーションのワークショップは、特に IAC-TC メンバーにとって役に立った点が強調された。なお、本コンポーネントの提言を受け、NEDA としての今後の提言として以下が紹介された。

- 今後、更なる能力強化が必要とされる分野を特定しつつ、IATC-TS を継続的にアップグレードしていく。関係機関に対しては、分析ツール・技術提供、データベース構築、DTI に提供された WRISS の IAC-TS への拡張等を念頭に置く。IATC-TS メンバーは、メンバーの所属部署において内部協議を十分に行いタスクフォース間の連携強化を図るとともに、関係民間セクター、NGO、学界との連携の強化を図る。
- 日本の JSN にみられるような、産業界におけるサービス産業ネットワークを構築する
- 持続的キャパシティ・ビルディング活動を可能とするため、トレーナーズ・トレーニングを実施する。本取組は、人材教育だけでなく広く WTO 関係問題の検討のためにも実施し、フィリピンの交渉スタンスへの提言に資するものとし、加えて人材育成トレーニングを受けた職員の異動に伴う情報の断絶を回避するために役立たせる。
- 教育、厚生、農業、通信、及び新たなサービス・セクターについても、マニラ市以外の地域を含め、GATS セミナー等の機会を拡張する。
- IAC-TS の活動を支援するための、特定セクターにおける国際競争力分析調査や貿易自由化に伴うコスト・ベネフィット分析調査等が今後の支援として期待される。

(d) SPS コンポーネント

- Mr. Jerome D. Bunyi, Senior Economist, Economic and Policy Analysis Division, DA

本プログラムで提供されたセミナーの目的は、事前に実施されたサーベイに基づくのであったが、時間的な制約やコミュニケーション上の難しさ等から、必ずしも WTO/SPS の議論を十分に尽くしきれない部分もあった点が指摘されたが、本 JICA プログラムを通して、地方の検疫官を招請することができた点が評価された。

今後の活動に係る提言としては、(i) 組織的課題に対する取り組み、(ii) 人材育成及び技術向上、(iii) データベースの強化と情報発信（特に農業の現場に携わる関係者に対して）、(iv) 農業に係る貿易障壁軽減のための支援メカニズムの提供、が含まれるとした。

今後の支援措置として、DA としてはリスク評価に係るフォローアップ・トレーニングの実施を示唆している。本リスク評価では、リスク・コミュニケーション、管理・コントロール等を含むべきとしている。また、税関・検疫法令と WTO 協定に係る DA と BOC、DOH 等との連携チーム設置やワークショップの開催、現行の SPS ウェブサイトのアップグレードについても言及があった。

(e) AD/SG コンポーネント

- Mr. Emmanuel A. Cruz, Director and Concurrent Head Executive Assistant, Tariff Commission

Tariff Commission の Cruz 課長からは、本プログラムにおけるセミナー実施に対して謝辞が表されるとともに、関係各方面に対して本成果が均てんされることを期待する旨の示唆があった。提言として言及された点は、(i) 貿易救済法に関係する政府機関の間で技術問題を扱うワーキンググループを設置すること、(ii) 公正貿易センターの設置等を通じた官民協力の促進、(iii) 正確且つ最新情報へのアクセスの改善、であった。

- Mr. Luis Catibayan, Director, BIS, DTI

BIS の Catibayan 課長からは、本プログラムで取り上げられた、AD/SG に係る貿易救済措置の概念及び留意点、紛争処理手続き、仮装法廷演習、組織的・技術的能力向上に関する議論等のテーマについてレビューが行われ、これら、一連のプログラムによって能力向上につながった点が紹介された。また、今後の他ドナーからの支援に対する期待が表明されるとともに、本件に関しては、BIS が事務局となって今後のプログラム実施に取り組む旨の

表明があった。

(4) 主な質疑応答

Aquino 次官より、各コンポーネントの活動実績に対しての評価が寄せられ、BPS に対して TBT 関係の NCC の構成、NEDA に対して IAC-TS 及びサービス産業界と NEDA との関係、WTO 関連事項を扱う NEDA 以外の団体の有無等についてのクラリフィケーションが提起された。これに対し、BPS サイドから、現状 DTI における関係各部署及び産業界からも主要な規制関係団体の参画を得ている旨の応答があった。また、NEDA からは、IAC-TS の調整役に NEDA がサービス産業界とも連携しているが、協議先となる関係業界は拡大傾向にある点、政府機関に関しても、これまでは IAC-TS に参加する政府省庁が中心となって調整を図ってきたが、文化芸術委員会等も参画してきているとの現状紹介がなされた。

その他、Aquino 次官からのコメントとして、今回政府関係各省庁・機関でセミナーが実施されたことへの有用性と、各発表が今後の方向性を示す上でも有意義であった点が強調された。今回参画ができなかった省庁に関しても、今回が唯一の機会ではなく、今後機会を広げていきたいという期待と、各省庁としても、これに対応できるよう準備をしていく必要がある点について示唆が表明された。

(5) セミナー後の質問票に寄せられた今後の活動に対する関心・期待

ランダムではあるが、以下に見られる関心・期待が、セミナー後の質問票に寄せられた。概して、今後のフォローアップ、対象分野・セクターの拡張、より具体的な技術的手続きに関する教育支援等が関心の中心となった。

- 今後の JICA プログラムにおいて金融セクターの自由化を取り上げて欲しい
- 科学技術に則った SPS 整合的製品標準開発の実践的トレーニング
- トレーナーズ・トレーニングの実施
- これまでのプログラムのフォローアッププログラム（研修、セミナー、情報提供等）及び他省庁への展開
- WTO-RISS の他省庁への利用拡張。
- GATS については、PSIC/PSOC と WTO/CPC との連携が重要
- 民間セクターの参画できるプログラム支援/民間セクターへの教育プログラム
- より長期の支援プログラム/事例研究
- AD/SG に関しての技術的教育支援
- セミナー/研修への地方行政官の参画プログラム

- トレーナーズ・トレーニング等、独自に再教育を可能とする支援するプログラム
- 支援プログラム間の実績情報交換のための制度整備
- 知的財産権分野への支援

等

図表 III-2-6-2 : セミナー・プログラム

Thursday, 19 February 2004 at Makati Shangri-la Hotel

Program of Seminar	
08:00 –09:00	Registration
09:00 –09:30	Opening Remarks Mr. Osamu Nakagaki, Resident Representative, JICA Philippine Office Dr. Thomas Aquino, Undersecretary for International Trade, DTI
09:30 –10:00	Overall review of Program Mr. Hidekazu Tanaka, Leader, JICA WTO C/B TA Consultant Team
10:00 – 10:15	Coffee Break
<u>Session</u>	
10:15 – 12:00	Component review by each counterpart
10:15 – 10:25	<Information Sharing System Component / Overall CP>: Mr. Angelo Salvador M. Benedictos, Assistant Director, BITR, DTI
10:25 – 10:35	<TBT Component>: Ms. Ma. Victoria S. Campomanes, Chief, WTO TBT Enquiry Point, BPS, DTI
10:35 – 10:55	<AD/SG Component>: Mr. Luis M. Catibayan, Director, BIS, DTI Mr. Emmanuel A. Cruz, Director III & Concurrent, Head Executive Assistant, TC
10:55 – 11:05	<GATS Component>: Ms. Brenda R. Mendoza, Director, Trade, Industries and Utilities Staff, NEDA
11:05 – 11:15	<SPS/AGR Component>: Mr. Jerome D. Bunyi, Senior Economist, Economic and Policy Analysis Division, DA

11:15 – 12:00	Q & A
12:00 – 12:20	Closing Remarks Mr. Tanaka, JICA TA Team Mr. Benedictos, BITR, DTI
12:30	End of Session

IV. 提言

IV. 提言

1. 各分野に関する評価と提言

1.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント 1》

ここでは、「コンポネント 1：WTO 協定実施にかかる組織体制の強化」に関する支援実施内容の評価と今後に向けた提言を行う。

1.1.1 評価

「II. フィリピンの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題」において既述したとおり、WTO 協定実施にかかる業務担当部門である DTI の各担当部署 (BITR、BIS、BPS) において、支援実施前は、WTO 関連情報の共有化に関連して幾つかの課題があり、業務全体を非効率にしている面があった。

このため、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化の観点から、DTI における「WTO 関連情報の「共有」と「提供」を図りやすくするための手段として、WTO 関連情報共有システムである「パイロットシステム」を設計・開発し、2004 年 2 月 24 日に DTI へ導入した。本支援実施の結果、DTI が WTO 協定実施にかかる組織体制の強化のための手段を得ることができたと思われる。こうした、パイロットシステムの正式運用開始までの一連の支援活動を通じて、以下のような成果が得られた。

- ・ 本コンポネントの支援実施に関して、DTI カウンターパートの積極的な協力が得られたため、WTO 担当部署の支援実施前の課題解決に適し、かつ、DTI 側のニーズを反映した情報共有システムを設計・構築・導入することができた。
- ・ システムの設計・開発段階を通じて、できるだけ DTI カウンターパートとともに議論・作業を行ったため、システム設計、開発手法、開発管理に関する技術支援を行うことができた。
- ・ DTI カウンターパートの協力により、システム稼働時に既存文書を整理・デジタル化し、システムに登録することができた (約 2,500 文書)。これら一連の作業を通じて、DTI 内 WTO 担当部署の各担当者の属人的な情報を分野横断的に一元化して分類することができ、WTO 担当部署の個別担当者に情報の共有化の意識付けを行うことができた。こうして、システム運用開始段階から、個別担当者が情報共有システム利用のメリットを実質的にも意識の上でも感じることでできる環境をつくることができた。

- ・ ユーザ向け、システム管理者向け、システムオペレータ向けのシステム利用マニュアルを整備することができた。DTI カウンターパートとの打合せを充分に行うことができたため、よりわかり易いマニュアルを作成することができた。
- ・ 上記マニュアルを利用することで、今後、パイロットシステムの運用のための研修を、ユーザ、システム管理者、システムオペレータに実施するための基礎を構築することができた。
- ・ DTI におけるシステム管理者、システムオペレータが誰なのかを明確にすることができたため、今後、運用時における様々なトラブルに対し、的確に対応できる体制を構築することができた。

上記のとおり、DTI における WTO 関連情報の共有化に関する問題に対し、パイロットシステム導入を中心とした支援を実施することができた。

しかしながら、パイロットシステムを導入したことだけでは、WTO 関連情報の共有化が促進され、WTO 協定実施にかかる組織体制が強化されるわけではない点に留意する必要がある。実際に WTO 関連情報の共有化が促進されるためには、WTO 関連業務担当者がパイロットシステムを今後いかに活用していくかにかかっていると見える。個々の担当者が自らの情報を登録することによってはじめて、大きな業務効率化が図られるためである。

現在、パイロットシステムの導入が終わり、本格的なシステム利用が開始され始めた段階だが、今後は、WTO 担当部署の個々の担当者全員が、自らの有する情報を共有しようとの意識を持つことこそが重要であると思われる。これらを踏まえ、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化に向けた、DTI に対する提言を次に示す。

1.1.2 提言

本項では、前項「1.1.1 評価」で検討した支援実施内容の評価を踏まえ、今後に向けた提言を以下にまとめる。

(1) システムの維持管理

今後、DTI において継続的にパイロットシステムが利用されるため、下記を提言する。

(a) システム利用の継続的な確認と定期的なユーザ研修の実施

- ・ システムの運用状況（利用者数、ドキュメント登録件数、トラブル報告／等）を毎月のシステム運用定期報告会にて確認し、利用者数増加に向けた対策、トラブルへの対策等、パイロットシステムの継続的な利用に向けた各種対策を協議することとする。本報告会には、パイロットシステムの運用責任者、システム管理者、システムオペレータが参加する。
- ・ 本報告会におけるシステム開発会社（ADTX Systems）のサポート（2005年3月まで）が決定しており、当面は、同社からの報告を受けることで、DTI側はシステム運用状況を把握することができる。今後、DTI側は同社のサポート期間中に、システム運用状況の把握・分析方法についてノウハウを得ることが必要であろう。
- ・ また、これら運用状況を踏まえ、定期的なシステムの利用研修を実施することが必要と思われる。システムが継続的に利用されるには、各担当官のシステム利用の習熟度を上げることが必要である。一部の担当官がシステムを利用しない為に、全体として、システムが利用されなくなるのを防ぐためである。そのために、新任の担当官や、利用に不安のある担当官を対象に、システムの利用研修を定期的に行い、担当官全体のシステム利用習熟度の底上げを行うことが重要である。

(b) システム利用の管理チームの設置（特に新規文書の登録のルールと手続き）

- ・ 本パイロットシステムに新規文書を登録する際、各文書の属性情報（カテゴリ、キーワード、サマリ／等）を適切に作成することが非常に重要である。登録された文書をユーザが検索する際は、各文書の属性情報を基に、該当する文書をシステムが表示するからである。そのため、各文書の属性情報が適切でない場合、ユーザが検索を行っても、本来なら検索結果として表示されるべき文書が表示されない事態が発生する。
- ・ このような状態が多発すると、パイロットシステムに対するユーザからの信頼が低くなり、結果として、利用されないシステムになってしまう。
- ・ 既に、本パイロットシステム運用のための管理チーム（運用責任者、システム管理者、システムオペレータ）をBITR、BIS、BPS、MISの各担当官数名で構築している。これら管理チームは、本パイロットシステムに登録されている文書を定期的にチェックし、適切な属性情報が作成・登録されているか確認する必要がある。その上で、属性情報に不備がある場合は、当該文書を登録した担当官に修正指示を行うとともに、ユーザ研修等において、登録方法の指導を行うべきであろう。

(c) システム稼動中に発生するトラブル処理と改善のための体制整備

- ・ 今後、本パイロットシステムを利用するにあたり、各種のトラブルが発生すること

が予想される。これらトラブルは、ソフトウェアのトラブル（バグ、その他ユーザからのプログラム改善要求）、ハードウェアのトラブル（ハードウェアの破損）に大きく分類される。

- ・ いずれの場合も、放置すると、ユーザからの信頼を損ない、利用されないシステムになってしまう危険性がある。そのため、こうした問題が発生した場合は、既述のシステム管理チームが素早く対策を協議・実施する必要がある。また、トラブルが発生した場合は、トラブルの発生原因、対策等を報告書にまとめ、管理チームで情報共有し、再発生を未然に防ぐようにすることが重要である。

(d) 組織内の全階層におけるシステム利用の促進

- ・ トップダウンによる、DTI 各担当官に対するパイロットシステム利用指示も重要であると思われる。既述のとおり、システムはまず利用されることが重要である。例えば、本パイロットシステムを利用して WTO 関連の調査報告書を作成する、といった業務を、DTI の各担当官に指示することにより、各担当官がパイロットシステムを利用する機会を増やすなどの方法が考えられる。

(2) システムの拡張

現在、本パイロットシステムは、セキュリティを考慮し、DTI の LAN 内のみで稼動する設計となっている。但し、将来的には DTI の LAN 外から本パイロットシステムに対するアクセスも可能な設計にもなっている。「WTO 協定実施にかかる組織体制の強化」という観点からは、DTI 以外の各省庁との情報共有の体制を構築することが、今後の課題とも考えられる。

(a) システム拡張に関する DTI 内における検討の場の設置

- ・ 既述のシステム管理チームを中心とし、本パイロットシステムの拡張の方針、方法について、具体的な検討委員会を設置する。検討項目としては下記が想定される。
 - パイロットシステムへのアクセスを許可する他省庁の範囲
 - アクセスの内容（文書の閲覧のみ許可、文書の登録・編集・削除まで許可／等）
 - 技術的な課題（プログラム変更、ハードウェア追加、インフラ整備／等）
 - 運用上の課題（運用フローの変更、システム管理チームの拡大／等）

(b) システム拡張に関する DTI と他の省庁との間の検討の場の設置

- DTI 内におけるシステム拡張の方針、方法が確定したうえで、関係する他省庁との検討委員会を設置する。そのうえで、DTI のみならず関係省庁にとって最も利便性が高く、セキュリティも確保したネットワーク構成を構築し、パイロットシステムの拡張を図るべきであろう。

1.2 農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント 2》

1.2.1 評価

農業・SPS 協定の実施のためのキャパシティ・ビルディングを目的としたセミナーを 1) 参加者に対するアンケート調査、2)カウンターパートへのインタビュー調査、3)講師へのアンケート・インタビュー調査の 3 つのリソースから得られる考察を基に評価することとする。

両協定の法的なコンテクストを把握するためには相当な研修を必要とするため、十分に理解しているスタッフが少ないことを多くの参加者が指摘している。セミナーで取り上げられた日本の経験、すなわちコメの関税化、セーフガード措置、紛争解決、BSE 問題への対応、新食品安全行政などの論点はフィリピンが現在関連する問題に直面していることから特に高く評価された。参加者はさらに詳細に問題を把握するためにグループディスカッションやフィールドワークの必要性を指摘した。参加者、講師双方とも日本の経験をさらに学び、普及させるにはフォローアップ活動が重要であると認識している。セミナープログラムは関係諸機関が SPS 協定に関する基本知識を学び、日本の農業交渉の立場や両協定に整合させるための経験について学ぶことに貢献した。

(1) 参加者アンケートの結果

アンケート調査はセミナーが取り上げた内容、配布資料の質はどう評価されているか、いかにセミナーで学んだことを普及させるかということ把握することを主たる目的に実施された。

多くの回答者は各セッションが期待に沿った形で内容も役に立つものであったと回答している。日本の具体的な経験に焦点をあてているセッションについては評価が高く、80%以上の回答者がセッション 2（流通）と 6（食品安全とリスク・アナリシス）にとても満足していると回答した。配布資料については 6 セッションすべてについて約 90% の回答者がとても役に立つと回答している。一方、セミナーで得た知識の普及に関しては研修を開催するような予算や施設などが不足している理由をあげ、70% の回答者が知識を個人的に伝えるのみにとどまるであろうと回答した。

農業省のキャパシティ・ビルディングを強化するためには、継続的な研修プログラム、動植物検疫、食品安全のための検査室・機器、関係する分野での日本の経験を学ぶ機会などが必要であると回答し、日本とフィリピンの専門家の交換プログラムのようなものが得

られるとよいと希望を述べている。アンケート調査結果の詳細は附属資料に記載した。

(2) カウンターパートの評価

参加した関係機関職員は日本の経験の詳細を説明したセミナー内容と配布資料について日本の関係機関および関係法規に関する英語の資料が非常に限られているため、特に感謝された。日本の検疫、流通システムの総括的な説明はフィリピンが将来組織を統合していく際に参照するのにふさわしいものであるとのことである。さらに日本の関係機関が新領域に対応しうる能力を維持するための人材育成メカニズムについての説明により、改めて継続的な研修の重要性が喚起されたようである。

参加者については協定および食品安全に関する基本知識が非常に浅いことが特に地方からの参加者に目立った。日本人講師のセミナーの開始前に、フィリピンの WTO 協定の整合状況などが事前に周知されていればセミナーがもっと効果的になったのではないかと思われる。WTO 協定の概説はフィリピン政府職員が直接説明する方が効果的であったかもしれない。セミナーは関係諸機関が日本の SPS 措置を理解するのに貢献したが、SPS 協定に整合するためにいかに SPS 措置を確立していくかということ学ぶためにさらに実際的な問題を取り上げるべきである。例としては米国で開発され、コーデックス委員会でも評価されている食品の品質管理手法である危害分析重要管理事項 (HACCP) などが挙げられた。

(3) 講師からのコメント

中央政府機関からの参加者は教育レベルも高く、有能であることは理解したが、当該監督機関としての問題解決能力の弱さが指摘された。それは質疑応答時にドナーから援助を供与される方法や、協定の条項実施においてどのように優遇措置を得るかという質問が繰り返されたことによる。フィリピン政府はリスク・アナリシスを実施するための体制を整えるための投資計画を適切に策定することが重要であることも指摘された。

講師に日本市場への参入に関する質問も幾度か出される機会があった。日本の検疫システムに整合することは基本的な必要条項であるが、講師はマーケティング、付加価値の高い農産物の生産、他の輸出国に対して競争力のある価格が同じように重要であることを強調した。貿易は商業的利益に基づくものであるので、輸出側が市場参入するための努力をするのが基本であり、講師は日本市場参入について詳細を説明する立場ではない。

講師は参加者の理解促進に役立つ内容であったと認識しているが、基本的な質問をする参加者とフィリピンの状況を考慮して適切に説明を加える参加者のレベルに大きなギャッ

プがあったことが確認された。講義配布資料などを適切に利用し、フィリピン側でのフォローアップ活動に努めるべきであろうとコメントをまとめている。

1.2.2 提言

フィリピンを含めた多くの途上国が貧困削減、農村の維持と食糧安全保障を含む開発ニーズを考慮して、協定実行に関する柔軟性を要求してきている。フィリピンは従って途上国に対する特別かつ異なる待遇を支持し、関税削減の対象や新たな関税割当の対象にならない「特別産物」や特別なセーフガード措置などの理解を求めてきている。フィリピン代表はカンクンでの第 5 回閣僚会議でこのような要求を他の開発途上国とともに強く主張した。

交渉時においてこれらの要求は重要であるが、農産物貿易の不均衡状況を改善する努力が継続されなければならない。国内農業の競争力強化と国境での管理強化に果敢に取り組む必要がある。農業セクターの改革には流通、土地改革、灌漑などの分野が含まれるが国境管理に関するキャパシティ・ビルディングに焦点を当てたい。すなわち SPS 協定に速やかに整合するために検疫・食品安全体制強化のために(1) 適切な組織体制確立、(2) 人材育成を通じた技術レベルの向上、(3) 情報の共有システムの強化の 3 つの点で提案をすることとする。

(1) 適切な組織体制確立

セミナーが短期間であったため取り上げることのできなかった食品安全や衛生措置、国境での検疫に関する日本の中央機関と地方機関の連携を更に学びたいとの要求があった。検疫職員が地方政府の権限下に委譲された後、中央の専門組織すなわち動物産業界と植物産業界と共に地方政府の農業局長の指示を受けることになった。そのため農業局長が検疫業務の優先度を高くしない場合は、業務に支障をきたすという問題に直面している。

SPS、検疫業務が効率よく関係者に対して責任を持って実施されるためには、関係組織・部局の重複している業務は、必要な法的改正を持って一元化される必要がある。

現在、増加する密輸された農産物が国内価格に打撃を与えるのみならず、検疫されていない農産物の流入が食品安全も脅かすため、密輸取締りが重要な課題となっている。関税局と検疫サービスの連携は WTO 協定に関係する法規制を基礎にした業務を実施するために、強化されなくてはならない。

更に食品標準化と食品安全の観点から地方の関係者を支援するために全国において検査施設が戦略的に設置されなくてはならない。現存の機器の水準を改善するために必要な投

資をすることも取り組まなければならない重要な課題である。農業省は繰り返し資金的な余裕がないことを表明したが輸出品と国内産品のリスクを最小限にするために最善を尽くして必要な機器・設備を整備していくことを優先していかねばならない。

(2) 人材育成を通じた技術レベルの向上

プログラムを通じて得られた協定の基本知識とセミナーで配布された資料を活用し、参加者は普及のための研修を実施すべきである。ドナー諸国が主催する SPS 研修に参加するのも重要な機会である。

そのほかには諸外国の関連機関・研究所に専門家を研修のために派遣することが考えられる。これによって、遺伝子組換え体（GMO）や有機農産物などの新しい問題にどのように取り組んでいるかを直接理解し、技術力を向上させることができよう。

多くの参加者がリスク・アナリシスについて深く学ぶ機会を必要としている。専門家を対象にした上級セミナーを開催することによって詳細な経験は伝えることが可能である。害虫リスク・アナリシスのためのデータマネジメントに関する具体的な技術移転の要求もあった。Codex Alimentarius（コーデックス委員会）、OIE（国際獣疫事務局）、IPPC（国際植物防疫条約）のような国際標準機関に整合するためにフィリピン政府は国内関係諸国と外部専門家の間での継続的な議論が必要である。

植物衛生措置に関して研修の需要がある例としては以下のとおりである。

- 1) 害虫・疾病からどのように農産物を保護するか
- 2) 害虫・疾病をどのように予測するか
- 3) 地方機関の役割と地方政府が収集し、中央機関に提出され、統合されるべき必要な情報は何か
- 4) 地方の農業担当官への研修としてふさわしい内容

さらに害虫リスク・アナリシスのデータマネジメントのために農業省は下記のような調査を実施する必要があると認識している。

- 1) データベースとガイドラインのためのペストマッピングとインベントリー調査
- 2) マンゴー、パパイヤなどの具体的な農産物のペスト検出とその管理
- 3) 適切なペスト撲滅手法とそれを維持するためのメカニズム

(3) 情報の共有システムの強化

(a) 現在の情報システムインフラの改善

協定の円滑な実施のために関係機関の間で情報を共有するための適切な手段を持つことが必要不可欠な要素の一つである。現況ではコンピュータ化が進んでおらず多くの政府職員は電子情報にアクセスするのが困難である。そのため専門知識を有する中央政府の職員が、国際標準に整合する必要がある地方の検疫官や生産者に対して関連する情報を伝達することが十分にできない。関係する部局と地方諸機関に対する情報共有システムを強化することが整合性を改善するための鍵である。定期的なニュースレターや将来的には電子メールによるニュースレターによって WTO 協定および国際標準に関する最新情報を普及させることが重要である。近年設置された SPS 情報システムウェブサイトは透明化を改善し、効果的に情報を伝達するためにはまだキャパシティが限定的であり、更なる投資が必要である。

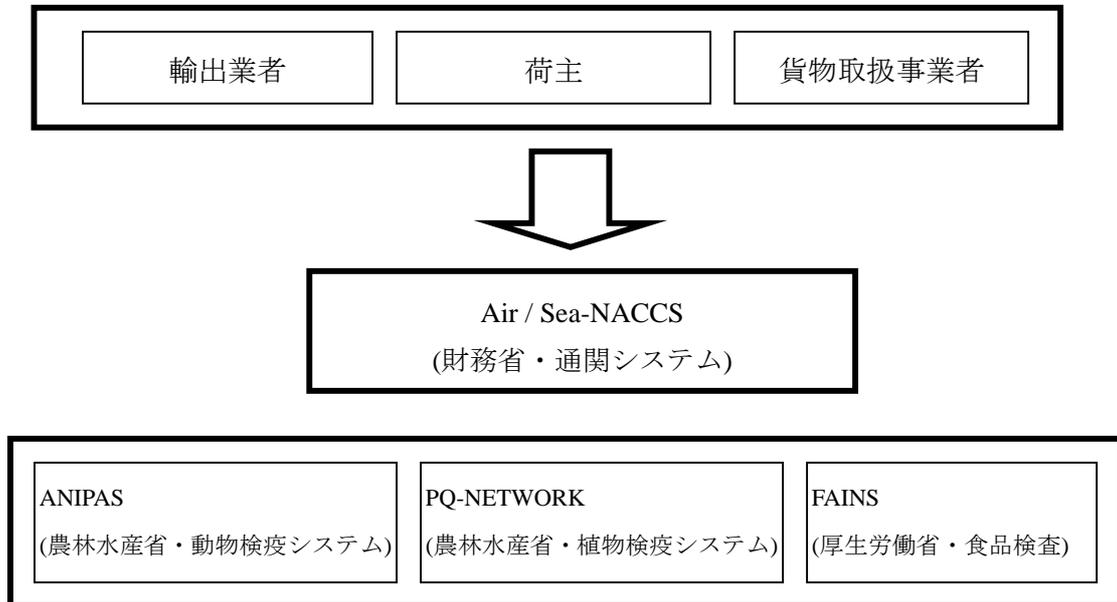
(b) 検疫局と関税局のネットワークの一元化

国境管理の重要な課題に違法に輸入される農産物が増加していることがあげられる。この問題は関税局と検疫諸機関の間に情報を共有するシステムがないため解決しにくい。農業省のほかに関係する保健省や関税局の間を繋ぐネットワークシステムの構築が実現されるべきである。ネットワーク構築は確かに多額の費用を要する。日本の植物検疫ネットワーク(PQ-Network)は実に 10 年を費やして全国支所にシステムを構築し、さらに現在も電子化機能を強化するために作業中である。日本のような先進国だけでなくフィリピンの近隣国でも国境での適切な管理を目的とした近代的なネットワークシステムを導入し始めている。フィリピン政府も早急に将来の総合的なネットワーク構築のためのフィージビリティ・スタディを実施するべきである。

最近日本が輸入手続管理のために構築した「シングル・ウィンドウ・システム」というコンピューターシステムも検討に値するであろう。以下の図がその概略である。

検疫と関税のシステムのネットワークを構築することにより、WTO 協定に整合した SPS 措置をフィリピンで実施することが改善されるであろう。システムを構築する際にはそのシステムを動かす人材に対して適切な研修を行うことが同時に重要である。

図表 IV-1-2-1 : 日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図



1.3 GATS の実施能力向上支援 《コンポネン ト 3》

1.3.1 プログラム評価（概観）

本コンポネン トの活動の評価は、1)ワークショップ終了時の参加者に対するアンケート調査、 2)NEDA、 DOT 及び DOTC といったカウンターパートとの協議、 3)ワークショップ講師のコメント、 および、 4)これらを総合した TA コンサルタント・チームによる見解に基づいて行った。その結果は以下のとおりである。

- a. フィリピン政府は、 GATS に対する一般の認識や関係者の知識と理解の向上を促進すること、多角的サービス貿易交渉への参加を一層意義あるものにすべく協定の実施を円滑化することに責任を持って取り組んできた。 NEDA は、サービス貿易省庁間調整チーム (IAC-TS) の議長官庁として、また、フィリピン政府における GATS とりまとめ担当省庁として、運輸通信省 (DOTC)、観光省 (DOT)、専門職業規制委員会 (PRC)、環境省 (DOE) 及びエネルギー・天然資源省 (DENR) と共に、3 つのフェーズの準備および実施において、一貫して主体性を持った取り組みを行ってきた。
- b. 活動全般に関する評価として以下の点が挙げられる。
 - ・ プログラム実施前には、政府部内に GATS に関する知識を有する行政官は、限られた人数しか存在しなかった。関係各省庁が有する交渉に関する背景情報は極めて少なく、サービス貿易自由化のコスト・ベネフィットに関して認識していなかった。
 - ・ プログラムの実施を通じ、より多くの政府機関と民間部門が GATS の条項について精通するに至り、GATS の規定に起因するコスト・ベネフィットについての知識を得た。知識を得たことにより、IAC-TS メンバー省庁は所轄産業に関するサービス貿易自由化についてのポジションを強力に発信していくことが期待できる。
 - ・ 3 つのフェーズに渡る活動のアジェンダは的確であった。関係省庁との累次の協議によって、ワークショップ等のテーマ設定は参加者のニーズに見合ったものとなった。
- c. 特定のサービス分野を取り上げつつ GATS について説明するというワークショップのアプローチは有用であった。参加者からは、例えば健康、教育、農業関連サービス、通信等、他のサービス分野に関してもワークショップを実施するよう強い要望の声があがり、ワークショップ対象分野やテーマの拡張や修正のための協議を行った。「新興」サービス分野、あるいは論争の余地が大きいエネルギー・環境、自由職

業サービス等に関し、1日という限られた時間で扱うことには困難もあった。

- d. 同様に、サービス貿易自由化交渉のリクエスト・オファー・アプローチに関する模擬交渉ワークショップも、今後も継続的に実施していく価値があると認められた。模擬交渉ワークショップは、効果的に交渉技術に関する識見を与えるものであり、とりわけ今次サービス貿易自由化交渉から可能な利益を得るために能力向上を通じて克服すべき弱みについての理解を深めることが可能となった。
- e. GATS に関する一般の認知向上は、国際貿易協定への参加を通じてフィリピンが利益を得ることを目指した政府と民間産業界や市民社会との戦略的な連携のために必要不可欠である。

1.3.2 ワークショップ（フェーズ1）の評価

(1) カウンターパートとの協議結果

TA チームはワークショップ終了後、NEDA、DOT 及び DOTC と協議を行い、サービス全般、観光及び運輸に関するワークショップの結果を踏まえ、評価等に関する意見を交換するとともに、今後、サービス関連政府省庁および産業界関係者の間で協定に関する理解を一層深めていくための方策について検討した。

(2) アンケート調査結果

3回のワークショップの合計出席者118名のうち、73名がアンケートに回答した。参加者、とりわけ IAC-TS メンバーの議題に対する満足度は総じて高く、ワークショップは意義あるものであると認められた。しかし、今回の観光および運輸セクターのように、自らが所轄する特定の分野を取り上げてほしいという声が多く聞かれた。

実施した各ワークショップを更に充実させるために、以下の議題を追加すべきとの意見があった。

- ・ サービス分野全般に関するワークショップ：交渉戦略の実例となるケーススタディ、GATS 交渉のリクエスト及びオファーの作成と評価、GATS の影響及び協定遵守による利益
- ・ 観光サービスに関するワークショップ：約束表、国籍要件に関する説明、観光業関連の人材育成、観光関連サービス自由化の影響等
- ・ 運輸サービスに関するワークショップ：運輸権と飛行場民営化に関する更なる議論

(3) 外部講師による評価

ワークショップの講師を務めた Mr. David Hartridge が提出した 3 回のワークショップに関する評価は次の通りである。

- いずれのワークショップの結果もフィリピン政府との包括的な協議に基づいて内容が検討されており、多様なサービス分野を扱う GATS に関連する政府機関のニーズに合致した内容となっていた。
- 出席者の高い関心と熱意が認められた。とりわけ、特定分野に照らした GATS に関わる説明において強い関心が示された。また、フィリピン側のプレゼンテーションや発言が議論の活性化に寄与した。
- ワorkshopの進行に関連してフィリピン政府が果たした役割は高く評価される。
- 講師と TA チームの協力関係、フィリピン政府カウンターパートと TA チームの協力関係は、計画・準備段階およびワークショップ実施中を通じて優れていたと評価される。ワークショップの講義への TA チームの参加は、幾つかの論点を確認する意味で有用であった。
- フィリピンは GATS に関連して今回とりあげなかった他のサービス分野に関しても能力向上に努める必要がある。また、ドーハラウンド交渉の将来の進捗を踏まえ、利害が対立する分野である自然人の移動、実務サービス（会計士サービス等の自由職業サービス）、サービス分野のセーフガードの問題といった分野横断的な問題についても同様に理解を深め、検討を進める必要がある。フィリピン政府にとって最も必要なのは、サービス分野のオファーの起案のための支援であろう。

1.3.3 第 2 回ワークショップの評価

(1) カウンターパートとの協議結果

NEDA は、エネルギー・環境関連サービスと自由職業サービスに関するワークショップにおいては、セクターの代表者が意見を述べ、懸案事項を確認することを目的としたものの、1 日のワークショップでは時間が不十分であったとの認識を持った。両分野とも、引き続き GATS の基本的な理解に関する能力向上が必要である。その理由として、これらの分野の貿易自由化に関しては、非営利団体、労働団体、専門職業団体等から自由化反対の声が上がるのが予測されるとの背景を NEDA は述べている。エネルギー・環境サービス分野については、サブセクターの対象範囲、政府がこれらサービスを提供する民間部門に対して果たす役割、GATS がこれらのセクターにどのように適用されるかといった点に質問が集中した。また、自由職業サービス分野については多様な専門職業団体が自由化の利点に

ついて理解するためには今後とも多くの取組みを行っていく必要があると NEDA は考えている。

1.3.4 第3回ワークショップの評価

(1) カウンターパートとの協議結果

(i) リクエスト・アンド・オファーの模擬交渉ワークショップ

- NEDA は模擬交渉ワークショップについて、本プログラム全体を通じての最も注目すべき会合と捉えた。NEDA は、参加者である IAC-TS メンバーが実際のサービス貿易交渉の各段階を網羅的に体験できたとして、熱意と受容の表明を受けたと述べていた。
- フェーズ1及びフェーズ2のワークショップでは、参加者に対し、フェーズ3の模擬交渉ワークショップで日宇町となる知識と技術を提供するものであったと位置付けられる。最終フェーズでは、交渉プロセスの前提として検討が必要な事項は何か、交渉プロセスはどのように進められるかといったことについて参加者に知識を与えることができた。すなわち、こうした体験を通じ、どのような要素がサービス交渉の成功に貢献し、あるいは失敗を導くかを理解させ、交渉技術を獲得することが利益を最大化するために如何に必要であるかを考えることが可能となったと NEDA は認識している。さらには、現存する複雑なサービス貿易協定の国際ルールが唯一受け入れている解決方法でもあるという事実を、実際の交渉プロセスを大変化したことによって理解することも、大きな成果であったと NEDA は考えている。GATS を実施するための能力強化は、継続的に優先順位を検討することに他ならないということが参加者の間に理解された成果は大きい。NEDA は、政府が交渉に効果的に参加し利益を達成していくためには、GATS の協定の複雑さと柔軟さに対してより一層の理解を促進していくことが不可欠だと考えている。
- 模擬交渉において、NEDA の案を取り入れ、セクターを金融と観光の2分野に限定したことによって、参加者の困難が軽減され、実施が容易となった。交渉プロセスが単純化されたため、全ての参加者が関心を持って参加することが可能になった。
- しかしながら、ワークショップをより一層効果的なものとするためには、改善の余地もあると NEDA は指摘している。例えば、模擬交渉プロセスにおいて、各架空国の経済、政策、法令実態をまとめた「ファクトシート」や約束表に関し、より長い検討時間を設けること、開発の観点から交渉戦略のあり方について議論する時間をより長くとること（例えば法律の新規導入、既存法の改正、産業政策の採用が経済情勢に影響を与えるといった点）が有用である。

- ・ GATS に対する的確な理解を促進するためのツールとして、今後もさらにリクエスト・オファー交渉の模擬交渉ワークショップを実施していくことが有用だと NEDA は考えている。ほぼ全ての参加者が、GATS に対するネガティブな認識が変わったとして、模擬交渉ワークショップの価値を認めているためであると NEDA は分析している。

(ii) サービス貿易自由化に関するセミナー

- ・ David Hartridge 前 WTO 事務局サービス貿易部長と Dale Honeck WTO 事務局サービス貿易部参事官による講演は、効果的に GATS を理解することに対する参加者の関心を高めた。
- ・ 本セミナーの参加者は、産業界や労働団体、市民団体、GATS の経験が浅い行政官等であった。セミナーの機会を通じ、参加者は、a) 知的で実質的な質問を数多く出し、それに対しては適当な回答がなされたこと、b) 講師や IAC-TS 事務局である NEDA に対し、休憩時間をも活用して懸案事項を確認したこと、さらには、c) IAC-TS 事務局に対して同様のオリエンテーションや説明の機会を、所属団体、協会、組織等に対して提供するよう求めるなどの成果が認められた。
- ・ NEDA は、それぞれの参加者が代表する団体等が多岐に渡っていたものの、GATS 交渉へのフィリピンの参加を強化し、GATS に対応するためのコストを最低化し、GATS から得られる利益を最大化するためには、政府と民間産業界や市民社会の間の構造的な連携体制を構築することが重要だということを、より一層強調していく必要があるとの認識を持った。

(2) アンケート調査結果

(i) リクエスト・アンド・オファーの模擬交渉ワークショップ

40 名の出席者のうち 25 名から回答を得た。参加者は、交渉に直接酸化することとはどのようなものであるかといった感触を得ることができたという意味において、模擬交渉の高い価値を認識していた。参加者の一部は、交渉プロセスに対する理解を深めるため、同様のワークショップを独自のサービス分野においても実施してほしいとの要望を述べていた。

(ii) サービス貿易自由化に関するセミナー

多くの参加者は、WTO や GATS に関する問題についてこれまで馴染みがなく、今後、より頻繁に関係情報の提供を望むと回答した。

1.3.5 提言

活動の総括と評価に基づき、次のような提言の検討が求められる。

(1) サービス貿易省庁間調整委員会（IAC-TS）の強化

国際的なサービス貿易自由化に関し、フィリピンの交渉ポジションの調整と策定を一義的に担当する IAC-TS が、より一層機能を強化していくことが重要である。

- (i) 特定のサービス分野の自由化の影響を評価し、交渉の際に有利な状況にあるか不利な状況にあるかといったことを判断し、サービス貿易自由化のコスト・ベネフィットや影響を分析するといったことは、これまで IAC-TS は有していなかった。こうした能力の構築が必要である（中／長期）。
- (ii) 上記(i) を可能になるためにも、専門職員が分析ツール、分析技術を獲得していく必要がある。加えて、交渉におけるリクエストとオファーを分析、解釈、評価するためのツールや方法論が必要である。さらには、他国の市場アクセスや内国民待遇の制限についての分析力を高めることによって、より効果的な交渉が実現できる（中／長期）。
- (iii) とりわけ事務局である NEDA の経済的・技術的な分析力を強化し、フィリピンが約束をしているサービス分野において調査研究を進めることによって、フィリピンのサービス分野に関する効果的なデータベースの構築を補完することができよう。約束の有無を問わずフィリピンのサービス分野に関するデータを収集し、データベースを構築することが有用である。このデータベースは、IAC-TS メンバーの各省庁だけではなく、他のステイクホルダーにも利用可能なものとし、IAC-TS 議長である NEDA の事務局が、サービス貿易交渉主幹省庁として、また、GATS 第 3 条に基づく照会所として活用できるようにすることが望まれる（中／長期）。
- (iv) WTO 関連の情報や関連国内情報にアクセスすることは、IAC-TS が責務を果たすために必要不可欠である。こうしたことから、DTI に構築された情報シェアリング・システムが NEDA 事務局や他の IAC-TS メンバーにも拡張されることが望まれている（中／長期）。
- (v) IAC-TS メンバー省庁は、それぞれの所轄サービス分野に関し、他の省庁、民間産業界、学界及び NGO との関係性をより強固なものとし、産業自由化の政策等についての協議をより効率的かつ効果的に実施し得るよう体制を整備することが重要である（中／長期）。

(2) サービスに関する連携体制（サービス・ネットワーク）の構築

日本、米国、あるいは欧州の専攻事例を参考にしつつ、サービスに関する連携体制（サービス・ネットワーク）の構築の可能性について検討することが有用である。体制構築の目的は、(i) サービス自由化に関する議論、対話、意見交換の促進、(ii) サービス交渉に関する最新情報へのアクセスの確保とモニター、(iii) 政府省庁と産業界等民間部門との間の調整とネットワークの強化、(iv) 外国市場でサービス供給者が直面する障壁に関する政府に対する情報提供等である（中／長期）。

(3) トレーナーズ・トレーニング

能力向上のための活動を持続的に行うために、トレーナーズ・トレーニングの実施が有用である。GATS について他の行政官・産業界代表者等に対して研修を行うだけでなく、WTO 関連の研究を実施し、交渉ポジションについて諮問に当ることが可能な専門家を蓄積していくことが必要である。こうした専門家の技能によって、GATS の研修を受けた人員が異動した場合に生じがちな問題についても対応が可能となる（中期）。

(4) サービス分野の拡大および地理的な拡大

GATS に関連する能力向上のための活動を、今回のプログラムでは扱わなかった新規分野や重要性を増している分野に拡大していくことが必要である。例えば、教育、健康、通信、自由職業分野等が挙げられる（自由職業分野はプログラムで扱ったものの、再度取り上げる必要性が認められている）。また、研修は、広域マニラだけでなく、他地域の関連政府機関や民間のステークホルダーに対しても参加可能なものとする必要がある（中／長期）。

(5) 調査研究

IAC-TS が責務を果たすために有用な調査研究の実施に対しては、継続的な支援が望まれる。これら調査研究は、サービス分野の発展と国際競争力強化のための戦略構築を目指すものであり、特定サービス分野の自由化のコスト・ベネフィットを評価し、サービス分野の政策の変革を提言することも期待される（短期～長期）。

1.4 SG/AD 協定実施能力向上《コンポネン 4》

1.4.1 プログラムの評価

(1) 参加者による評価

TA チームはワークショップ参加者に対してその成果を評価するアンケート調査を実施し、45名の参加者中31名から回答を得た。その結果は概略以下のようにまとめられる（詳細は附属資料Bを参照）。

- 1) ほとんどの回答者(96.5%)がワークショップは完全に期待通りであったと回答した。回答者の92.5%がワークショップから新たな知識を得たと感じ、96.1%がワークショップはフィリピンにとって有益であったと回答した。多くの参加者が他のドナーや政府、WTO事務局が行う同様のセミナー／ワークショップに参加した経験があるが、本ワークショップはそれらと比較しても極めて有益であったと回答した(94.4%)。
- 2) ワorkshop中もっとも有益と感じられたトピックは次のとおり。模擬裁判および演習、SG/AD協定の諸要素に関する講義、紛争解決と海外調査等。
- 3) ワorkshopで獲得した知識の普及についての参加者の回答は極めて積極的であり、個人的に普及を行う(76.7%)、講義を行う(36.7%)、研修コース／ワークショップを企画する(23.3%)等であった。一層のキャパシティ・ビルディングに必要な事柄については、一般的セミナー(55.6%)、特定分野に関するワークショップ(70.4%)、官民共同研究(48.1%)、出版やインターネットを通じた情報普及(37.0%)等が回答された。

上記のアンケート調査の結果は、恒常的な枠組みによる一層のキャパシティ・ビルディングの必要はあるものの、ワークショップはほとんどの参加者にとって有益であったことを示している。

(2) 講師による評価

各講師とも、ワークショップ参加者について、その知識レベルは異なっていたものの、ワークショップに対する積極的な参加を高く評価した。また、カウンターパート機関(BIS-DTI)のマネジメント及びコミュニケーション能力についても高い評価がなされた。

一層のキャパシティ・ビルディングのための助言として、次のような点が指摘された。第一に、今回のワークショップは「啓蒙」的な役割を果たすことができたが、今後はより実動的で有益なものにすることが必要である。第二に、フィリピン政府は WTO 法に関する基礎的な「ライブラリ」もしくは資料サービスを必要としており、これが提供されれば、彼ら自身の努力により WTO 関連業務の新たな展開にも対応することが可能になる。

(3) カウンターパート機関による評価

BIS-DTI はプログラムを以下のように評価している。:

- 1) ワークショップは参加者にとって極めて有益であり、WTO の原理原則に対する理解を高めることができた。
- 2) 職員は講義を通じて SG/AD 法の技術的および手続的側面について、無用な紛争を避ける上でより多くの知識を得ることができた。
- 3) 異なる政府機関がお互いのカウンターパートに会うことができたおかげで、相互の調整・協力が行い易くなった。
- 4) SG/AD 措置に係る一層のキャパシティ向上のために、同措置に係るフォローアップ研修を行うことができれば極めて有益である。

上記の参加者、講師およびカウンターパート機関による評価から判断すると、ワークショップは、SG/AD 措置の正確な理解と実務的知識を政府担当官に提供し、それらを維持向上させるための動機付けをあたえるという所期の目的を達成することができたと言える。

特筆すべき点として、ワークショップにおける一つのハイライトが、参加者自身による技術・制度および組織的側面におけるキャパシティ・ビルディングについての議論であったことがあげられる。フィリピンの SG/AD 関連政府機関が一同に会し、異なる視点からの問題認識を共有したのはこれが初めての機会であった。BIS-DTI は既に関連政府機関からなる技術作業部会を設置し、国内の SG/AD 法および手続枠組みの修正に着手するというアイデアを有していたが、ワークショップと、これに伴う TA チームによる協議活動は、このアイデアを実現する上で一定の推進力を与えたものと思われる。

1.4.2 提言

フィリピン SG/AD の現状調査や、ワークショップ参加者からのコメント、さらにワークショップの成果等を考慮すると、SG/AD 協定実施のための一層のキャパシティ・ビルディングのために検討されなければならない問題点は下記のようにまとめることができる。

- 1) 関連政府機関における人材および財政的な制約
- 2) 省庁間および官民のより一層の協力の必要性
- 3) 関連政府機関におけるより一層の研修の必要性
- 4) 正確なデータへのアクセスの欠如（政府および産業界）
- 5) フィリピン SG/AD 法および手続体制における不適切性
- 6) 政治的圧力の介入

上記の問題点全てについて提言を行うことは、本プログラムの文脈からは困難であるが、そのいくつかについて、下記のとおり提言を行う。

(1) セミナーおよび研修コースの一層の実施

SG/AD（および DS）に関するセミナーや研修コースの一層の実施、とりわけ、OSC や Court of Tax Appeals、税関といった、これまでそうした研修に関わってこなかった政府機関の判事や法務・技術職員を対象としたセミナー／研修の実施が必要である。また、中核となる政府機関の職員に対しては、申立側の法的地位や物的損害の認定、ダンピングと損害の因果関係、紛争解決、海外調査といった、より高度な技術的内容についてのセミナー／研修が必要である。こうしたセミナー／研修の促進・実施については、政府内でもっとも経験の豊富な関税委員会および BIS-DTI があたることが期待される。ワークショップで用いられたテキストや一般向けの普及資料等をこの研修に活用し、また改善することも可能であろう。また、ドナーや国際機関が実施するセミナーやワークショップに参加する機会が、当該措置を扱う全ての職員に開かれるべきである。

この提言のために必要な具体的アクション（および実施時期）は以下のとおりである。

- 1) 関連政府機関内で SG/AD に関するセミナー／研修を必要とする職員の確認とリスト化（短期）
- 2) 年間セミナー／研修計画の作成（短／中期）。同計画はドナーや国際機関が実施するセミナー／ワークショップを適宜織り込んで作成することができる。
- 3) セミナー／研修に使用するテキストのメンテナンスおよび改訂（中長期）。

(2) 技術作業部会の設置と運営

省庁間協力と情報共有を向上させるために、全関連政府機関からなる技術作業部会を省令もしくは合意覚書に基く正式の組織として設置することが勧められる。本作業部会はフィリピン国内の AD/SG 法及び手続枠組みの修正¹⁴に着手し、それ以上に、政府機関内の異なる利害や意見を調整するフォーカル・ポイントとして機能することが期待されている。本作業部会は、定期的に会合をもち、情報交換、議題の設定、および制度・手続修正の進展状況のモニタリング・評価を行うことが望ましい。また、作業部会を円滑に運営するために、BIS-DTI が事務局機能を果たすことが勧められる。さらに、本プログラムによって開発される情報共有システムを活用することが強く勧められる。

この提言のために必要な具体的アクション（および実施時期）は以下のとおりである。

- 1) 技術作業部会の枠組み強化とミッションの明確化（短期）。事務局（BIS-DTI）が定期的に会議（例えば月 1 回等）を行うことを周知し、議題（定例の議題および時々の議題）と当面の活動目標を設定する。
- 2) パイロット・システム段階における情報共有システムの利用方法検討（短期）、および、SG/AD 関連業務の観点からこれを如何に発展させるかを検討（中期）。
- 3) 制度/手続の修正案の実施状況モニタリングと評価（中/長期）。

(3) 恒常的枠組みを通じた官民協力の推進

官民協力のための恒常的枠組みを設置することが勧められる。こうした枠組みの一つのモデルとして、非政府・非営利の組織として設置された日本の公正貿易センターがある。同センターは、政府と産業界の情報および意見交換の場として機能し、情報を収集・蓄積し、セミナーやワークショップを実施し、また、会員企業に対してコンサルテーションを提供している（詳細は図表IV-1-4-1を参照）。同センターは、民間セクターによるキャパシティ向上と政府機能の補完のための努力の成果とすることができる。

上記のような機能を果たすためには、政府・産業界のみならず、学会・法曹界におよぶ広範な人材ネットワークを備えることが要求される。こうした枠組みは、フィリピンの既存の産業組合の機能を強化する形で形成することが实际的であり、またそのネットワークを活用し、バーチャルなネットワークとすることが初期コストを低く抑えることに寄与するであろう。いずれにせよ、政府側の積極的なイニシアチブ—おそらくは前述の技術作業

¹⁴ 考えられる論点は、パブリック・インタレスト・レビュー・システムの導入、AD/SG 調査期間の延長等。

部会による取組み—があつて、そうした既存組織の機能強化を比較的短期間で達成することが可能になる。

この提言のために必要な具体的アクション（および実施時期）は以下のとおりである。

- 1) 日本の公正貿易センターの機能と構造について調査し、そのフィリピン版設立の可能性を検討（短期）
- 2) 上記アイデアに対する意見を様々な民間セクター、学界および法曹界より聴取（短／中期）
- 3) 民間セクター（産業組合）と合同研究チームを設置、フィリピン版構成貿易センターのありうべき構成について検討（中期）
- 4) 日本の公正貿易センターとの連携により知識と情報を蓄積（中／長期）
- 5) フィリピン校正貿易センターの設立（バーチャル・ネットワークもしくは実物組織）（中／長期）

図表 IV-1-4-1：日本の公正貿易センターの機能と活動

<p>日本の公正貿易センターは下記 6 つの機能を宣言し、これに基き調査研究プログラム、研究・情報サービス、およびコンサルテーション・助言を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 貿易問題に関するアンテナ機能（海外情報源を活用した重要な貿易問題に関する情報収集）2) 情報ネットワークとデータ・バンク（日本製品に対する AD ケース、原産地証明規制その他に関する情報収集と分析、報告書発行）3) 政府と産業界のコミュニケーション・チャンネル（AD ルール確立等における官民利害関係者の協議機会の提供）4) ダンピング提訴を受けた企業に対するアドバイザー（アドバイスと弁護士紹介）5) AD 提訴準備のための支援（アドバイスと支援）6) WTO 提訴のための支援（WTO 紛争解決手続のための調査）

(4) 正確かつ直近のデータへのアクセス改善

AD/SG ケースにおいて決定を行い、民間セクターによる要請を円滑にするために必要な正確かつ直近のデータに対するアクセスを改善する必要がある。このことは、輸入についての調査や、WTO パネルや上級委員会による決定、産業構造についての調査、そして外国の SG/AD 措置発動状況のモニタリングをも含んでいる。そのためには、税関当局や在外公館における商務官、そしてジュネーブ代表部との緊密な協力と情報交換が不可欠である。データや情報は BITR-DTI 等の政府機関に集中して蓄積されるであろうが、それらは民間セクターにも利用可能とされ、上記のフィリピン公正貿易センターによる調査分析に利

用されるべきである。

この提言のために必要な具体的アクション（および実施時期）は以下のとおりである。

- 1) 現在のSG/AD措置に関するデータ/情報の収集および共有体制のレビューと問題点の把握（短/中期）
- 2) 上記問題点の改善（中/長期）
- 3) 民間セクターとのデータ/情報共有促進（長期）

1.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》

1.5.1 プログラムの評価

2 回のワークショップを通じ、フィリピン政府関係者の TBT 協定、及び国際標準の重要性に関する理解は大きく前進した。特に両ワークショップにおいて実施された「グループ・ディスカッション」を通じ、BPS はもとよりその他の関連政府機関、及び民間セクターからの参加者による協定の権利義務に関する理解が進んだことが特筆される。また、ワークショップの参加者の多くが 2 回連続しての参加であり、知識の蓄積が進んでいることから、所属する政府機関において今後トレーナーとしての役割を果たすことが期待される。

一方、官民の協調体制については必ずしも十分に進んでいないことが確認された。標準は企業が生産活動に用いるものであることから、フィリピンの国益を拡大していく為には、標準化作業に民間セクターが更に積極的に関与していくことが必要である。

2 回のワークショップに併せて実施したアンケート調査の結果及びプログラム実施後のカウンターパート機関（BPS）との意見交換から、本プログラムの評価については以下の各点が指摘されている。

- ・ 参加者の多く（65%）は、本ワークショップが TBT 協定に関する知識を得る初めての経験であり、TBT 協定に関する一般的な理解を増進すること（100%）、講師や他の参加者と意見交換すること（62%）を目的として当ワークショップに参加しており、その内容については概ね（96%）満足していることが明らかになった。
- ・ 本プログラムは BPS 以外の関連省庁の担当者及び民間セクターの代表が参加することができたため、知識普及の裾野が広がったのみならず、今後国内で TBT 協定を履行する際の協調体制を強化していく際のきっかけとなった。
- ・ WTO 協定上の義務のみならず、権利についても知る事が出来た。特に、TBT 協定関連の紛争事例の紹介を通じて、途上国が先進国に対して正当な権利を主張することが可能であることを再認識することが出来た。
- ・ 一方通行型の講義のみならず、参加型のグループ・ディスカッションが実施されたことを通じ、参加者が協定本文を参照する機会、フィリピンの課題を主体的に捉え、自ら解決策を考える機会が与えられた。
- ・ 第 1 回ワークショップ終了後、BPS のイニシアティブにより以前は形式的に存在していた TBT 協定関連国内調整委員会が再度組織化、開催された。なお、今後はその活動を更に活発化させていきたいとの方針が BPS によって示された。

さらに、ワークショップ／セミナーの講師は以下のようにコメントしている。

- ・ ワークショップに参加した担当者が、引き続き所属機関においてトレーナーとして、習得した知識を組織に定着させることが好ましい。
- ・ 今次プログラムにおいて習得した知識を十分に活用し、今後の基準認証政策に反映させる為に国内調整委員会を最大限機能させるとともに、民間セクターの関与を引き出すための配慮が必要である。

以上を総合的に判断すると、本コンポーネントに関しては、以下のように評価を行うことが可能である。

- ・ フィリピン政府関係者の TBT 協定に関する一般的な知識習得は一段落したため、今後は協定履行のための政策立案、実施へとつなげていくことが重要である。特に BPS の機能強化を通じて、WTO 諸協定と統合的な基準認証政策を推進していく段階に差し掛かっている。
- ・ 特に、新たな国内強制規格策定に関する WTO 上の権利・義務を享受・履行する為には、省庁間及び官民の間で内外の情報を効率的に共有しながら、迅速に各種の手続きを行う為の横断的組織と手続きの確立が不可欠である。
- ・ こうした仕組みを有効に機能させる為には、上記の組織と手続きを確立することのみならず、関連省庁及び民間セクターにおける可能な限り多くの関係者が WTO 協定および国際標準化活動の重要性につき理解を深めるよう、引き続き情報提供や知識普及活動を行っていくことが必要である。

1.5.2 提言

今後、フィリピンが TBT 協定を効率的かつ効果的に履行し、国益を最大化していくためには、更に多くのステークホルダーが同協定の権利と義務及び国際標準化活動の重要性を理解すること、及び関連組織が連携を行う為の国内調整委員会の存在が不可欠である。また、自国産業の健全な発展のためには、官民の協力の下、現在進行中の国際標準化活動へ積極的に参加し、そこでの議論を、現行のフィリピンの技術・社会状況に反映させつつ、基準認証政策へ役立てていくことが不可欠である。

本プログラムの活動から明らかになった点として、TA コンサルタント・チームは、以下の3点について提言を行う。

1) TBT 協定関連国内調整委員会の強化

- 2) 政府内 TBT 関連職員に対する知識普及活動の実施
- 3) 民間セクターの標準化活動参加のための BPS のリーダーシップの発揮

(1) TBT 協定関連国内調整委員会の強化

TBT 協定を効果的かつ効率的に履行していくためには、強制規格、任意標準及び適合性評価手続を所管する BPS や関連省庁が適切に連携していくことが不可欠である。中でも、TBT の Notification Authority 及び Enquiry Point となっている BPS と関連省庁との間で適切に情報を共有する為の体制と手続を確立することが最優先課題と考えられる。

現在、BPS が中心となり、TBT 協定関連国内調整委員会の再設置／強化の準備が進められているが、こうした動きは本プログラムの活動の大きな成果の一つであり、引き続き BPS がリーダーシップを発揮していくことが重要である。

<TBT 協定関連国内調整委員会が有すべき機能>

- ジュネーブにおける次回 TBT 委員会の議題を関連省庁に伝達し、必要な対処方針を策定する
- TBT 委員会での議論の結果を関連省庁に伝達する
- 基準認証に関する多国間／地域／二国間の交渉ポジションを設定する
- WTO に通報すべき国内強制規格のドラフトをレビュー、調整する
- 他の WTO 加盟国からの通報や照会を評価し、コメントにタイするポジションを策定する
- 関連省庁及び民間セクターに対して適宜知識普及活動を実施する

BPS は、本調整委員会の事務局として、委員会を円滑に運営するために以下の役割を担うことが期待される。

<BPS の事務局としての役割>

- 委員会の招集、議題設定
- 委員会メンバーの意見調整
- 他の WTO 加盟国からの照会事項の関連省庁への回付
- 関連省庁等が TBT 協定の理解を深める為のトレーニングの実施

なお、TBT 通報の必要性に関する認識不足や手続に関する情報不足から、フィリピン政府により強制規格の情報について WTO へ適切に通報がなされない場合、これは不必要な紛争をもたらす要因となり得る。こうしたリスクを回避する為にも、フィリピン政府が今

後新たな強制規格を策定しようとするとき、あるいは既存の強制規格を改定しようとするときには、当該強制規格が国際標準に適合しているか否かを事前にチェックし、適合していない場合には TBT 委員会に円滑に通報する為の手続きを徹底していくことが求められる。より具体的には、BPS が中心となり、国内強制規格を WTO へ効率的に通報する為の手続きを再度明確化し、調整委員会の場を活用しながら関係省庁に対して周知すべきである。

また、関連省庁においては、TBT 協定に関連する情報を一元的に管理し、BPS 側に効率的に提供していくことが必要である。そのためには、関連省庁において窓口担当者を明確に指名し、その責任も明確化することが不可欠である。また、各省の窓口担当者の能力開発を継続的に行い、担当者が異動した後も組織に知識が蓄積されるようなメカニズムを確立することが重要である。その際には、特に知識を個人でなく組織に定着させ、人事異動の再にも引継ぎを円滑化を行うために、後述するハンドブックを活用するとともに、組織の事情に応じて独自のマニュアルを作成・活用していくことが期待される。

本提案に関連して実施が望まれるアクションは以下の通りである。

- 1) 国内調整委員会に対して情報提供されるべき事項を特定、リストアップする（短期）
- 2) 国内調整委員会の目的、戦略、毎年の目標を明確化し、定期的な会合を開催する（短期）
- 3) 国内調整委員会への政府及び民間セクターからの参加候補者を特定し、メンバーとして指名する（短期）
- 4) BPS の職員を国内調整委員会の事務局として指名する（短期）
- 5) 定期的な会合を開催する（中／長期）
- 6) TBT 通報／照会を取り扱う際の手続ガイドラインまたはマニュアルを作成し、これを関連規制機関に配布する（中期）

(2) 政府内 TBT 関連職員に対する知識普及活動の実施

上記の国内調整委員会が有効に機能する為には、その前提として TBT 協定に関連する政府職員が TBT 協定の権利・義務やその重要性を正しく理解することが不可欠である。本プログラムにおいて実施されたワークショップには、BPS 職員のほか、TBT 協定に関連するその他の規制関連省庁からも中堅クラスの職員が出席したが、今後は関連省庁の管理職やスタッフ・レベルに対しても同様の知識普及活動を実施していくことが望まれる。

今後は、国内調整委員会のフレームを活用しながら、本ワークショップで得られた知識を効果的に普及する為の戦略を立案するとともに、BPS 職員が中心となり、本ワークショ

ップで用いられた各種教材を活用しながら政府内で同種のワークショップを実施していくことが期待される。加えて、及び本プログラムの一環として開発された教材（TBT 協定ハンドブック）を関連省庁の職員に配布することにより、同職員が必要に応じて TBT 協定に関連する詳細な情報を学習・参照できるような環境を構築することも求められる。

本提案に関連して実施が望まれるアクションは以下の通りである。

- 1) TBT 協定に関係し、政府内部においてさらなる知識移転活動に参加すべき政府職員を特定・リストアップする（短期）
- 2) 関係する政府機関の職員に、「TBT ハンドブック」を配布する（短／中期）
- 3) 特定された政府職員のためにワークショップまたはセミナーを開催する（中／長期）

(3) 民間セクターの標準化活動参加のための BPS のリーダーシップの発揮

本プログラムを通じ、ワークショップに参加した BPS 及び関連省庁のスタッフの TBT 協定に関する理解、国際標準化作業の重要性に関する理解は、相当程度進んだと評価される。しかし、ワークショップにおいて日本側専門家が指摘したように、標準の策定にあたっては、実際にその標準を使う民間セクターの積極的な関与が不可欠である。現在、フィリピンの民間セクターは、TBT 協定のみならず国際標準化活動参加の便益に関する理解が十分でなく、また、技術的・財政的困難から、(国際)標準化活動には積極的に参加できていない。そのため、BPS や関連省庁は、標準化活動に民間セクターをより積極的にコミットさせ、彼らの技術的ノウハウを規格開発に活用するための仕組みを導入するべきである。

まずは、既述の国内調整委員会に、民間セクター（特に輸出業者）の代表者もメンバーとして加え、基準認証に係る国際的な動きについて適切な情報提供を行っていくことから始めることが重要である。こうした情報提供は、基準認証政策や国際標準化活動に参加することのメリット、あるいは参加しないことのデメリットを民間セクターに認識させる上で有効であると考えられるためである。

また、いくつかの優先的なセクターにおける産業団体に対して標準化問題を専門的に議論する会合を設置することを促すとともに、国内・国際標準化活動へ積極的に関与するよう、呼びかけていくべきである。その際には、日本をはじめとする諸外国の事例を参考にしつつ、必要に応じて民間の活動を財政支援等の手段を通じてサポートしていくことも一案である。同時に、ASEAN 及び二国間において、いくつかの分野において MRA や MOU を進めるといった動きがあるが、こうした動きにも民間セクターを積極的に関与させ、基準認証政策の重要性や恩恵を認識させていくことも有益であろう。

本提案に関連して実施が望まれるアクションは以下の通りである。

- 1) 国内調整委員会に参加あるいはオブザーバー参加することに関心を有する民間企業／業界団体の代表者（役員・管理職クラス）を特定・リストアップする（短期）
- 2) 民間代表者を会合に定期的に招致し、TBT 協定に関する適切な情報を提供するとともに、意見交換を行う（中／長期）
- 3) 民間企業が標準化の便益を理解し、国内／国際標準化作業への参加を促すようなメカニズムを確立する（中／長期）
- 4) 業界団体に関し、望ましい標準や適合性評価手続について議論するための専門家グループを設立するよう奨励する（中／長期）

1.6 アクションプラン策定《コンポネント6》

コンポネント6における活動の一環で検討されたアクションプランを、インセプション会合において確認されたとおり、まずチェック・ポイントと提案という形式で以下に提起する。これらチェック・ポイントは、あくまで本プログラムの支援範囲における検討を踏まえたものであるが、今後のフィリピン政府当局によるより詳細なアクションプラン策定に資するたたき台（基本的な要素）として活用されることが期待される。

個別コンポネント活動のモニタリングから明らかになった主要なポイントは次の点に集約される。すなわち、①活動の一貫性確保、②活動の適正規模検討、③関係機関連携スキームの設定及び運用（省庁間連携、官民連携、中央・地方政府連携）、④活動継続のためのPDCA サイクル導入、それぞれの重要性が確認された。これらポイントのレビューにあたっては、更に、ポイント毎に、i) 人材育成、ii) 組織的充実、iii) 情報共有化、の観点で有効な検討・対応が行われることが重要である。

なお、各コンポネントでは、それぞれのコンポネントの特性を加味した具体的な提言が提起されていることから、ここでは、これらの基本的要素を抽出し、フィリピン政府において、今後自助努力によるキャパシティ・ビルディング活動に資するための一般化を行い、チェック・リストの形式で提起する。

(1) 活動の一貫性の確保

活動の一貫性を確保することは、効率的且つ効果的なキャパシティ・ビルディング活動を推進する上で最も基本的な取組であると考えられる。第4点目のPDCAの項目でも触れるが、活動自体が複数のプログラムの連携を通して一定期間を経た後に、想定する効果を実現しなければならない。そのためには、明確な達成目標を立て、これに向けた年間あるいは数年間にわたる一貫した計画を事前に検討する必要がある。各コンポネントのモニタリングを通して明らかになった課題は、「協定の理解ができていない職員を教育する必要がある」「技術的な分析手法を教育する必要がある」といった、対処療法的な（ともすると一時的な）活動がクローズアップされるケースが散見された。この場合、活動の一貫性を確保するという事は、対象となる職員を教育した後どうするかをデザインすることにこそ力点が置かれるべきであろう。

すなわち、セミナー・ワークショップを通して参加職員の理解を深めた後（一次的人材育成）、参加職員の理解を現場の他の職員にどの様に均てんするか（二次的人材育成）。また、これを維持するためのスキームをどの様に手当するか（組織的対応）。理解をより深め、

効率的に運用していくためにどうするか（情報の共有化、継続的プログラムの設計）。といった一連の活動が、一定の時間軸の中で計画されることが重要である。

<キャパシティ・ビルディング活動の一貫性確保の上で重要となる4段階のフェーズ>

フェーズ1：ワークショップ実施による参加者の認知度向上（人材育成）

フェーズ2：現場サイドにおける参加者からの情報均てん（人材育成）

フェーズ3：情報・スキルの共有化・維持のスキームデザイン（人材育成、組織強化）

フェーズ4：更なる活動のための効率的・持続的体制の運用支援（情報共有化、更なる継続可能プログラムのデザイン）

他方、現状のフィリピンの取組においては、未だ主要先進諸国・国際機関等からの支援協力を依存する活動の割合が無視できない状況にある。こうした環境においては、一定のテーマに対して行われる、それぞれの支援プログラムが相互に一貫性を確保できるような設計も重要となる。例えば、GATSの履行のためにキャパシティ・ビルディング活動で、基本的な協理解、約束表の見方の理解、交渉のためのリクエスト・オファーの出し方に関するノウハウといった一連の要素が重要であるとすれば、支援機関Aには協理解プログラム、支援機関Bには約束表、支援機関Cにはリクエスト・オファー戦略、といったそれぞれのプログラムの提供を受け、支援機関A、B、Cからのプログラム全体で1テーマについての活動を構成させるという設計等が考えられる。

<支援プログラムにおける段階的タスクの事例：ie. GATS>

タスク1：協定の基本的理解

タスク2：約束表に係る詳細理解

タスク3：戦略的交渉を念頭においたリクエスト/オファー準備等の手続き面の強化

今後の独自の活動を視野に入れる場合、各機関からの支援プログラムがカバーしない内容を、如何に自助努力により提供し、活動の一貫性を確保する手当をすることも重要なポイントとなる。上記GATSの例でいえば、支援機関Aの部分については、独自にプログラムを提供し、約束表・交渉戦略については他機関からの支援を受けるという方法がこれにあたる。将来的には、自助努力による部分を拡大して行くことが望まれる。

(2) 活動の適正規模の検討

活動の出発点としては達成すべき目標をたてる必要があるが、ヒト・モノ・カネ・情報の観点から、実現可能な目標を想定することが重要である。

ともすると、特に支援機関からの支援協力プログラムを前提とする場合、機会効用をマキシマイズするという観点から、将来的な実現可能性に比して相対的に高い期待値を目標とする場合が少なくない。支援プログラムにおいては、そのプログラム期間中、他機関からの資源を活用することが可能であるが、当該プログラム後に、実際のフィリピンにおける利用可能な資源で継続ないしフォローアップが可能であるかが十分検討されなければ、プログラムは一過的な効果に留まってしまうことがある点に留意が必要である。

例えば、今回のプログラムにおけるワークショップ・セミナーへの参加者招請に関しても、単なる一過的な人材育成機会として捉えるのであれば、できるだけ多くの参加者に対して機会提供をするということになる。しかし、キャパシティ・ビルディング活動で本来重要であるのは、継続的・持続的な機能強化である。参加者あるいは関係する機関に対しては、事後の自助活動によって、外部機関からの支援がなくても、フォローアップや継続的プログラム提供等が想定されなければ、プログラムの効果は参加者のみの属人的メリットに終始し、本来ありうべき、組織的な機能強化につなげることは難しくなる。今回、特に TBT、SG のコンポーネントにおいて、ワークショップへの参加者数をある程度限定したのも、専門ノウハウの移転を受けた参加者が、今後のキャパシティ・ビルディング活動のコア人材となり得、かつ、コーディネートの中心となる担当部局にとっても、現有の陣容（もしくは対応可能な若干のプラスアルファ）をして継続的活動運営がマネジヤブルであるスケールを念頭においた所産である点が留意されるべきであろう。

当然、最終的な目標は高く設定することは重要であるが、これに至る中長期を意識した、ステップバイステップの段階的・発展的なサブ目標と活動計画が不可欠であろう。そして、各段階におけるサブ目標と活動計画が、利用可能な資源を加味した適正規模であることを検証したものとなっているかを確認することが重要である。

(3) 連携スキームの設定及び運用

(a) 省庁間連携スキーム

WTO に限らず、今日の国際協定の対象となる範囲は、伝統的な個別の分野論から分野横断的な広がりを見せている。WTO においては、広くサービスセクター全般を対象とする GATS、広い産業の裾野をもつ TRIPS、今後新たな展開が予見される、投資、競争法、環境と貿易の分野等、行政の担当も複数の部局にわたる案件が増加していることは言うまでもない。これらへの対応のため、フィリピン政府にあっても、WTO サービス貿易交渉に係る省庁横断的タスクフォース Inter-Agency Committee の導入、TBT 協定履行対応のための強制規格を所管する関係省庁による National Coordinating Committee の設置等、省庁間の連携ス

キームが整備されてきているところである。

これら連携スキームは、政府見解のとりまとめ調整、関係省庁間での情報共有・コンセンサスの形成のために不可欠であることはいまでもないが、今後のキャパシティ・ビルディング活動のプラットフォームないしゲートウェイとして重要な役割を有する。近年の交渉環境を踏まえれば、特定省庁の特定部署のみが対外的交渉能力を有しているのではなく、関係する省庁がそれぞれ当事者として共通の認識と能力をシェアし、全体として政府としての対外的影響力をマキシマイズすることが重要である。連携スキームは、省庁間調整に加えて、こうした共通認識形成と能力向上のためにも機能する構成とする必要がある。キャパシティ・ビルディング活動を運用面でも各省庁に波及させられるよう、包括的な活動方針が連携スキームにおいて検討されることが重要である。

例えば、連携会合において定期的にメンバーの人材育成プログラムを実施し、これに基づきメンバーは各省においても同様のプログラム実施のイニシアティブをとり、各省における取組実績を再度連携会合で報告・レビューをするという構成等も検討できよう。

(b) 官民連携スキーム

省庁間の連携に加え、官民の連携スキームもこれに連動し、キャパシティ・ビルディング活動の一環として機能することが重要である。既に、各省庁においては、所管する民間セクターとのネットワークを有しているが、前述のような省庁間連携の場と関係民間セクターをつなぐネットワークについては、今後の更なる整備が期待される場所である。また、この場合、業際を越えた民間セクターの連携も視野に入れ、各業界のイニシアティブをとれる代表組織・機関の育成を積極的に推進することが望まれる。

官民連携については、定期的・恒常的情報提供と共有化を活動の基礎とすることが有用と考えられる。特定の交渉目的（例えば、リクエスト・オファー作成のため）のために、民間からのコメントを得るといった形での連携は、民間サイドに利益実感が還元されにくいだけでなく、行政サイドとしても、その都度、交渉の経緯・目的を基礎から説明するという非効率を伴う。上述の観点から、定期的に国際フォーラム・政府サイドでの検討状況等を共有する場を持つことで、民間セクターにとっても、行政サイドにとってもタイムリーな対応を確保できるスキームを設定することが重要であろう。

(c) 中央・地方政府連携スキーム

中央・地方政府連携に関しては、地方分権化が進展する中、中央のコントロールを強化

するというのではなく、情報の共有化・共通認識の醸成という観点から推進することが重要である。地方政府の独立性を確保しつつも、国際協定履行・交渉、特に WTO においては、国レベルでの共通の土俵の上に立つ必要がある。省庁間連携と同様に、各地方からのキャパシティ・ビルディング活動への参加者が、地方政府においても活動のイニシアティブをとり、標準的手続き・認識等の共有化をはかる必要がある。

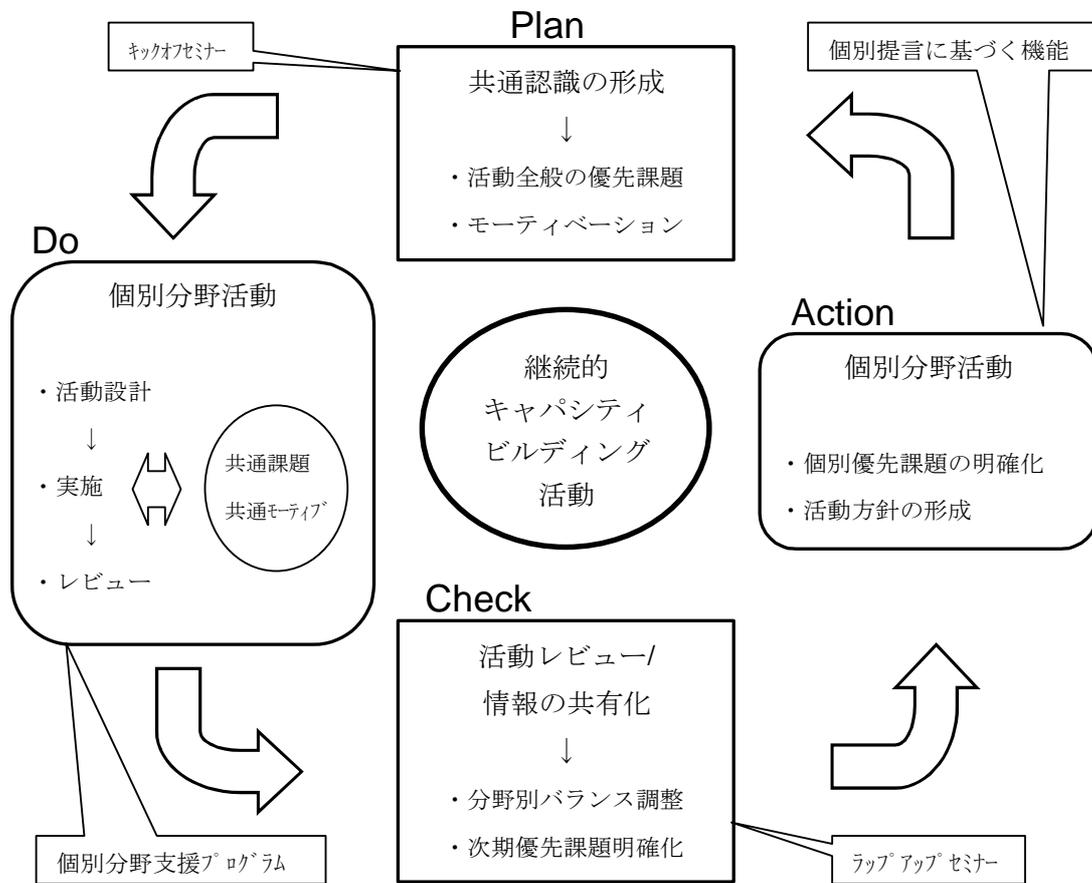
他方、中央政府としては、ワークショップ・セミナーといったアドホックベースの人材育成プログラムに依存するだけでなく、継続的プログラムの企画・インターネットの積極的活用や地方政府からの相談窓口の明確化等、標準的手続き・認識等の効率的伝達方法を確保し、これをサポートする形で担当者の交流を通じた中央・地方の連携スキームを確保することが重要であろう。

(4) 活動継続のための PDCA サイクル導入

キャパシティ・ビルディング活動は、継続的且つ自発的に実施され、その時々課題を解決しながら高度化していくというプロセスを採ることが重要である。すなわち、企画・立ち上げ段階 (Plan)、活動実施段階 (Do)、評価段階 (Check)、活動成果の実行段階 (Action) の4段階を経て、最後の段階では、次の企画・立ち上げのための課題を明確化することで、次のより高度なステージの最初の段階へつなげるということになる。こうした考え方は、これまで多くの施策展開に際して既に取り入れられてきたものではあるが、今後、手法・システムとして導入することが重要だ。

例えば、本プログラムの全体像を、こうした PDCA サイクルとして捉えたとすると、1) キックオフセミナーは、活動企画・設計の端緒及び課題・モチベーションの共通認識形成のステップ (Plan)、2) 個別コンポネント支援活動は、この共通認識の上に立った個別分野での活動設計・実施ステップ (Do)、また、3) ラップアップセミナーは、全体的な活動のレビューを通じた情報共有化及び分野別能力バランスの調整を踏まえた次なる優先課題の明確化のステップ (Check) というように、それぞれのプログラムの位置づけを同サイクルに当てはめることができる。個別のコンポネントにおける提言に基づく実行段階がサイクルを一巡する最後の「Action」のステップとなり、このサイクルを踏まえて次なるサイクルを回すという考え方が期待される。

図表 IV-1-6-1 : PDCA サイクルで捉えた本プログラム全体像



上記3点については、基本的にキャパシティ・ビルディング活動の企画・立ち上げの段階におけるポイントを提起した形となっている。当然、企画・立ち上げに加え、活動実施段階、評価段階においても種々チェックするポイントを考慮する必要があるが、本稿は、活動を一般化しているため、より具体性を要する実施段階以降でのポイントについては、個別の活動あるいは各コンポーネントの提言部分の主要点に譲ることとしたい。

2. アクションプラン

前章までで、各コンポーネントの提言及び今後期待される施策についての詳細は提起されているが、これら全体像をまとめると以下の表にあらわすことができる。本表は、今回のプログラムの対象範囲をまとめたもので、広く政府におけるキャパシティ・ビルディング活動として捉えると、一側面を提起したものではあるが、前項(4)の PDCA サイクル上、提言の実施段階 (Action) に位置づけられ、今後の政府全体的なアクションプラン策定のモデルに資するものといえよう。個別のコンポーネントでの PDCA サイクルを回していくことも重要であるが、これらを統合して全体のサイクルとして歩調を合わせて機能させることは、活動の相乗効果と政府全体としてのモチベーション向上に資する取組としていくという点で有用といえる。今回対象とならなかった分野に関しても、今後、全体のサイクルに組み込める取組として施策展開をし、より充実した政府全体の活動としていくことが焦点といえよう。

2.1 省庁間情報共有体制の強化《コンポネント1》

図表 IV-2-1-1：コンポネント1（省庁間情報共有体制の強化）のアクションプラン

提言項目	アクション	実施時期
1. システムの維持管理	(1) システム利用の継続的な確認と定期的なユーザ研修の実施	短期
	(2) システム利用の管理チームの設置（特に新規文書の登録のルールと手続き）	短/中期
	(3) システム稼動中に発生するトラブル処理と改善のための体制整備	短/中期
	(4) 組織内の全階層におけるシステム利用の促進	随時
2. システムの拡張	(1) システム拡張に関する DTI 内における検討の場の設置	短/中期
	(2) システム拡張に関する DTI と他の省庁との間の検討の場の設置	中/長期

2.2 農業／SPS 協定に関する知識の向上《コンポネント2》

図表 IV-2-2-1：コンポネント2（農業／SPS 協定に関する知識の向上）のアクションプラン

提言項目	アクション	実施時期
1. 適切な組織設立	(1) 中央政府、地方政府において検疫・食品衛生行政を強化するために地域間関係を強化	短/中期
	(2) 重複している任務について分析し、関係する組織を合理化	短/中期
	(3) 農産物の密輸の管理強化	短/中期
	(4) 農産物のリスクを低減するために戦略的な場所に検査施設を建設し、機器の水準を改善するための投資計画の作成	中/長期
2. 人的資源開発強化を通じた技術力向上	(1) 政府職員、民間業者、農民組織などの関係者を対象とした様々な研修の実施。特に中央政府の研修を受けた専門家による地方における研修の実施が重要。国際機関やドナーから入手した資料などを最大限活用	短期
	(2) 研修体制の設立を通じたリスク・アナリシス知識の強化	短期
3. 情報共有化システムの強化	(1) 政府職員、民間業者、農民組織などの関係者を対象とした様々な研修の実施。特に中央政府の研修を受けた専門家による地方における研修の実施が重要。国際機関やドナーから入手した資料などを最大限活用	短期
	(2) 研修体制の設立を通じたリスク・アナリシス知識の強化	短期

2.3 GATS 実施能力向上 《コンポネント 3》

図表 IV-2-3-1 : コンポネント 3 (GATS 実施能力向上) のアクションプラン

アクション	実施時期	実施時期
1. サービス貿易省庁間調整委員会 (IAC-TS) の強化	(1) 特定のサービス分野の自由化の影響の評価、交渉の状況判断、サービス貿易自由化のコスト・ベネフィットや影響の分析といった能力の構築	中/長期
	(2) 門職員の分析ツール、分析技術の獲得、及び交渉におけるツールや方法論の習得	中/長期
	(3) NEDA の経済的・技術的な分析力強化と調査研究実施による、フィリピンのサービス分野に関する効果的なデータベースの構築を補完する。このデータベースは、IAC-TS メンバーの各省庁だけではなく、他のステイクホルダーにも利用可能なものとする	中/長期
	(4) WTO 関連の情報や関連国内情報へのアクセス向上 (情報シェアリング・システムの NED および IAC-TS メンバーへの拡張)	中/長期
	(5) 他省庁、民間産業界、学界及び NGO との関係の強化。産業自由化の政策等についての協議をより効率的効果的に実施し得る体制の整備	中/長期
2. サービスに関する連携体制 (サービス・ネットワーク) の構築	(1) 政府、産業界、その他民間部門の対話促進に向けたサービスに関する連携体制 (サービス・ネットワーク) の構築	中/長期
3. トレーナーズ・トレーニング	(1) 行政官・産業界代表者等に対する研修実施、および、WTO 関連の研究実施、交渉ポジションに関する諮問可能な専門家の蓄積	中期
4. サービス分野の拡大および地理的な拡大	(1) GATS の新規分野や重要性を増している分野に拡大。研修は、広域マニラだけではなく、他地域の関連政府機関や民間のステイクホルダーに対しても参加可能なものとする必要がある	中/長期
5. 調査研究	(1) 有用な調査研究の実施に対しての継続的な支援	短期～ 長期

2.4 SG/AD 協定実施能力向上《コンポネント 4》

図表 IV-2-4-1 : コンポネント 4 (SG/AD 協定実施能力向上) のアクションプラン

提言項目	アクション	実施時期
1. セミナー及び研修コースの一層の実施	(1) セミナー／研修を必要とする職員の確認とリスト化	短期
	(2) 年間セミナー／研修計画の作成	短/中期
	(3) テキストのメンテナンスおよび改訂	中/長期
2. 技術作業部会の設置と運営	(1) 技術作業部会の枠組み強化とミッションの明確化	短期
	(2) 情報共有システムの利用及び発展方法検討	短/中期
	(3) 制度／手続の修正案の実施状況モニタリングと評価	中/長期
3. 恒久的枠組みを通じた官民協力の推進	(1) 日本の公正貿易センターの機能構造調査	短期
	(2) 民間セクター等からの意見聴取	短/中期
	(3) 民間セクターとの合同研究チーム設置	中期
	(4) 日本の公正貿易センターとの連携による蓄積	中/長期
	(5) フィリピン版公正貿易センター設置	中/長期
4. データ・アクセスの改善	(1) データ／情報の収集および共有体制のレビューと問題点の把握	短/中期
	(2) 上記問題点の改善	中/長期
	(3) 民間セクターとのデータ／情報共有促進	長期

2.5 TBT 協定履行能力向上《コンポネント 5》

図表 IV-2-5-1 : コンポネント 5 (TBT 協定履行能力向上) のアクションプラン

提言項目	アクション	実施時期
1. TBT 協定関連国内調整委員会の強化	(1) 国内調整委員会に対して情報提供されるべき事項を特定、リストアップする	短期
	(2) 国内調整委員会の目的、戦略、毎年の目標を明確化し、定期的な会合を開催する	短期
	(3) 国内調整委員会への政府及び民間セクターからの参加候補者を特定し、メンバーとして指名する	短期
	(4) BPS の職員を国内調整委員会の事務局として指名する	短期
	(5) 定期的な会合を開催する	中/長期
	(6) TBT 通報/照会を取り扱う際の手続ガイドラインまたはマニュアルを作成し、これを関連規制機関に配布する	中期
2. 政府内 TBT 関連職員に対する知識普及活動の実施	(1) TBT 協定に関係し、政府内部においてさらなる知識移転活動に参加すべき政府職員を特定・リストアップする	短期
	(2) 関係する政府機関の職員に、「TBT ハンドブック」を配布する	短/中期
	(3) 特定された政府職員のためにワークショップまたはセミナーを開催する	中/長期
3. 民間セクターの標準化活動参加のための BPS のリーダーシップの発揮	(1) 国内調整委員会に参加あるいはオブザーバー参加することに関心を有する民間企業/業界団体の代表者(役員・管理職クラス)を特定・リストアップする	短期
	(2) 民間代表者を会合に定期的に招致し、TBT 協定に関する適切な情報を提供するとともに、意見交換を行う	中/長期
	(3) 民間企業が標準化の便益を理解し、国内/国際標準化作業への参加を促すような支援メカニズムを確立する	中/長期
	(4) 業界団体に関し、望ましい標準や適合性評価手続について議論するための専門家グループを設立するよう奨励する	中/長期